

第168回国会（臨時会）  
総務委員会参考資料

# NHK受信料をめぐる諸問題について

平成19年11月

衆議院調査局総務調査室

1. 中國銀行 中國人民銀行  
中國工商銀行 中國農業銀行

中國銀行 中國人民銀行 中國工商銀行 中國農業銀行

中國銀行 中國人民銀行

中國銀行 中國人民銀行

## はじめに

日本放送協会（以下「NHK」という。）の経営は、NHKの放送が受信可能な設備を設置した者から徴収する受信料によって賄われている。

ところが、平成16年にNHK職員による番組制作費の横領等が相次いで発覚した。これにより不祥事を理由とする受信料の不払いが急増し、受信料収入がNHK設立以来初めて、前年度を下回った。さらに、受信設備を有しながらNHKと受信契約を締結していない未契約者も相当な数に上ることも明らかになってきた。このことは、事業収入の大半を受信料に依存するNHKにとって存立に関わる事態である。このため、国会、政府をはじめさまざまな場で公共放送のあり方、受信料制度の是非などが議論、提言された。その一部は、第166回国会において提出された放送法等改正案に盛り込まれたが、受信料制度については、現在その改革の方向性が定まっていない。

本資料は、NHKにおける種々の問題のうち、受信料問題に焦点を絞って、これまでの経緯や、諸外国の制度を紹介するとともに、問題の所在を明らかにすることにより、今後の委員会審議等において、議論の参考にしていただくことを目的としてとりまとめたものであります。

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by a valid receipt or invoice. This ensures transparency and allows for easy verification of the data.

In the second section, the author details the various methods used to collect and analyze the data. This includes both manual and automated processes. The goal is to ensure that the data is as accurate and reliable as possible.

The third part of the document focuses on the results of the analysis. It shows that there is a clear trend in the data, which is consistent with the initial hypothesis. This finding is significant and warrants further investigation.

Finally, the document concludes with a summary of the key findings and a list of recommendations for future research. It suggests that more data should be collected over a longer period to confirm the results.

# 目 次

## はじめに

### I 現行の受信料制度

- 1 NHKの概要…………… 1
- 2 NHK受信料の概要と現状…………… 1
- 3 NHK受信料の法的性格…………… 4
- 4 受信料制度と憲法の関係…………… 6

### II 諸外国における受信料制度

- 1 イギリス…………… 8
- 2 フランス…………… 10
- 3 ドイツ…………… 11
- 4 韓国…………… 13

### III 受信料不払い増加の経緯及びそれに対するNHKの取組み

- 1 不祥事の発覚、受信料不払いの急増…………… 15
- 2 受信契約の未契約者の状況…………… 16
- 3 受信料不払いの再開等に向けたNHKの取組み…………… 16

### IV 受信料制度の在り方についての各種提言等

- 1 不払い急増前における提言等…………… 21
- 2 不払い急増後における提言等…………… 21

### V 受信料支払義務化をめぐる動き

- 1 支払義務化に関する方針…………… 23
- 2 受信料支払い義務化を盛り込んだ放送法改正案提出の過去の事例…………… 24
- 3 受信料支払い義務化の意義等…………… 25
- 4 受信料支払い義務化に関する最近の動向…………… 26

## 参考資料

### I NHK受信料制度

#### 1 NHKの概要

- ① NHKの公共的役割…………… 31
- ② NHKの業務…………… 32
- ③ NHKのガバナンス…………… 34
- ④ 経営委員会…………… 35

⑤ 執行部（理事会）	36
⑥ NHKの各放送波の位置付け	37

## 2 現行受信料制度関係

① 受信料制度の根拠規定	39
② 日本放送協会放送受信規約	40
③ 受信料体系及び受信料額の概要	44
④ 受信料体系及び受信料額（月額）の推移	45
⑤ 受信契約の単位の概要	46
⑥ 受信料割引制度の概要	47
⑦ 受信料免除制度の概要	48
⑧ 受信料収入の推移	53
⑨ 臨時放送関係法制調査会答申書（抜粋）	54

## II 諸外国における受信料制度

① 諸外国の受信料制度	59
② 諸外国における受信料の支払単位	60
③ 諸外国における強制徴収及び罰則制度	61
④ 諸外国の公共放送に対する各種規制	62

## III 受信料不払い増加後のNHKの取組み等

① 受信契約の状況	63
② 受信契約（拒否・再開）の推移	64
③ コンプライアンス活動の取組み	65
④ 「NHK倫理・行動憲章」	68
⑤ NHK新生プラン（抜粋）	72
⑥ 平成18年度～20年度 NHK経営計画（抜粋）	74
⑦ NHK“約束”評価委員会による業績評価	80
⑧ 事業所の受信料体系の見直し	96
⑨ 会計検査院「平成17年度決算検査報告」（抜粋）	98
⑩ 民事手続による受信料の支払督促の実施	103
⑪ 「NHK新生プランに関する世論調査」報告書（抜粋）（民事手続に対する世論調査）	106
⑫ 支払督促の状況	110
⑬ 未契約者に対する対応（放送受信料の未契約者に対する担当窓口変更通知の発送について）	112

#### IV 受信料制度の在り方に関する各種提言等

- ① 臨時放送関係法制調査会答申書（抜粋）（再掲）…………… 113
- ② ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書（抜粋）…………… 118
- ③ 規制改革・民間開放推進会議答申及び  
答申（スクランブル方式に関する）に対するNHKの見解…………… 128
- ④ 通信・放送の在り方に関する懇談会報告書（抜粋）…………… 144

#### V 受信料支払義務化をめぐる動き

- ① 通信・放送の在り方に関する政府・与党合意…………… 149
- ② 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抜粋）…………… 152
- ③ 通信・放送分野の改革に関する工程プログラム…………… 154
- ④ 受信料支払義務化を盛り込んだ過去の放送法改正案…………… 157
- ⑤ NHK経営委員会議事録（抜粋）…………… 162
- ⑥ 5ヵ年経営計画（執行部案）についての経営委員会の見解及び見解に  
対するNHK会長のコメント…………… 181
- ⑦ 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」  
取りまとめ（案）概要…………… 187

#### VI 附帯決議等

- ① NHK予算に対する附帯決議（衆議院総務委員会）（平成17～19年度）…………… 195
- ② NHK予算に対する附帯決議（参議院総務委員会）（平成17～19年度）…………… 198
- ③ NHK決算審査の際に行われた委員会決議（衆議院・参議院各総務委員会）…………… 202





# I 現行の受信料制度

## 1 NHKの概要

NHKは、昭和25年に放送法に基づき設置された特殊法人である。設置目的は、①あまねく日本全国において受信可能とすること、②豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること、③放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発、④国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこととされている（放送法第7条）。

NHKは、現在、地上放送2波、衛星放送3波、ラジオ放送3波の合計8チャンネルを保有している。

NHKの業務運営は、経営委員会とその任命する会長以下の執行部が行う。経営委員会は、最高意思決定機関であり、委員は衆参両院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（同法第16条）。

NHKの毎事業年度の予算は、経営委員会の議決を経て、総務大臣に提出され、これに総務大臣が意見を附し、内閣を経て国会に提出され、承認されなければならない（同法32条）。

NHKは、営利活動、広告放送が禁止されており（同法第9条、第46条）、放送法に基づいて実施する国際放送のための交付金（同法第33条）等を除き、政府からの国費の受け入れはない。

## 2 NHK受信料の概要と現状

上記の目的から、NHKはその財源はあまねく全国に放送することを可能にするものであるとともに、国、広告主等の影響をできるだけ避け自立的に番組編集を行えるものとする必要があるとされる<sup>2</sup>。

そこで、NHKは営利を目的とする活動を行うことが禁じられ、また、他人の営業に関する広告の放送をしてはならないこととされており、受信料収入をその主な収入として運営されている。

放送法第32条はNHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKとその放送の受信についての契約をしなければならないと規定しており、また、その契約の条項については、総務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

<sup>1</sup> NHKは、税金で賄われ政府機関である国営放送とは区別され、いわゆる公共放送の範疇に分類される。

<sup>2</sup> 金澤薫『放送法逐条解説』149頁

NHKはこれに基づき、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）を定めており、受信者はその規約に基づいて契約を締結し、受信料支払いの義務を負うこととなる<sup>3</sup>。

その際の受信料の月額については、国会がNHKの毎事業年度の収支予算を承認することによって定めることとされている(放送法第37条)。

受信規約により、受信契約の単位は世帯については「世帯ごと」とされており、一つの住居に複数の受信機が設置されていたとしても契約は一つでよいこととされているが、別荘など複数の住居を有している場合にはそれぞれ契約が必要となるとともに、単身赴任等で別居している場合にも、それぞれ別に契約を締結することが必要とされている。

受信契約の単位を当該住居に居住する世帯としているのは、世帯という国民の生活単位に基づいたものの社会構成上の単位としての地位によるとともに、立ち入り調査権を認めない状況での実務の円滑な遂行等を行うことで、世帯住居内の受信設備の設置台数の把握の困難性にとらわれず契約を確保し、その結果として、公共放送制度の基本である受信料の公平負担を確保するためであるとされている。

一方、事業所については「設置場所ごと」とされており、ホテルなどでは部屋ごとに契約を締結する必要がある(受信規約第2条)。

なお、NHKは講堂やデパートの売り場など、広大な区画を有する場所に複数の受信機が設置されている場合の契約の単位は実情に即して扱うとしている<sup>4</sup>。

受信契約の契約種別は、地上契約（地上放送のみ）、衛星契約（地上放送及び衛星放送）、特別契約（衛星放送のみ受信できる難視聴地域等）の3つ<sup>5</sup>に分かれるとともに、口座振替等<sup>6</sup>及び訪問集金の支払区分が設定されている。

NHKの平成19年度予算における受信料の額は、地上契約12か月前払（口座振替利用）の場合、14,910円であり、単身赴任などの場合には一定の割引<sup>7</sup>が適用されるほか、一定の場合の免除基準が定められている。

なお、平成18年度における受信料免除額の総額は、約271億円と推計されており、免

<sup>3</sup> 戦前の無線電信法においては、放送の受信を許可制とした上で、許可申請の際に社団法人日本放送協会との受信契約書の添付を義務付けていたことから、現行の制度はこのような経緯を踏まえ、戦前の放送制度を戦後の新制度に改める際、その円滑な移行を図るため、昭和25年の放送法制定時に、受信契約締結義務の制度を導入したものであるとされている。

<sup>4</sup> NHKホームページ。よくある質問集 (<http://www.nhk.or.jp/faq-corner/03jushinryou/02/03-02-04.htm>)

<sup>5</sup> ラジオの受信料は和43年に廃止された。

<sup>6</sup> 口座振替、継続振込、クレジットカード継続払をいい、訪問集金の料額に比べ月額50円低い料金が設定されている。

<sup>7</sup> 多数契約一括支払（事業所等）、団体一括支払（ケーブルテレビ等の団体を通じた支払）、同一生計支払の特例（単身赴任、学生等）などがあり、これらの割引の導入は、契約種別ごとの受信料額と同様、国会が収支予算を承認することにより定められている。

除の対象は学校、社会福祉施設、身体障害者、公的扶助受給者、災害被災者等となっているが、昭和53年以降、NHK予算審査の際の附帯決議<sup>8</sup>等を受け、順次見直しが進められている。

また、沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料の月額は、法律<sup>9</sup>の規定により別料金とされている。

受信料に関連する主な出来事と当時の受信料額

年 度	記 事	受 信 料 額	
		ラジ オ	テ レ ビ
大正15年	社団法人日本放送協会設立	1円	
昭和10年	海外放送開始	50銭	
昭和25年	放送法による日本放送協会設立	95円	
昭和27年	東京においてテレビ放送開始	50円	3か月600円
昭和35年	カラーテレビ本放送開始	3か月255円	3か月900円
昭和36年	2か月黒金朝・前払割引制採用	2か月170円	2か月600円
昭和37年	受信料体系改定、口座振替開始	ラジオのみ 2か月100円	テレビ・ラジオ 2か月660円
昭和43年	受信料体系改定(カラー創設)	普通：2か月630円 カラー：2か月930円	
昭和47年	沖縄復帰、沖縄特別料額の設定 (普通：2か月500円、カラー：2か月800円)	普通：2か月630円 カラー：2か月930円	
昭和59年	受信料額改定(口座振替割引開始)	(訪問 2か月) 普通：1,360円、カラー：2,080円 (口座 2か月) 普通：1,260円、カラー：1,980円	
平成元年	受信料体系改定(衛星契約の新設) 消費税加算に伴う受信料額の変更 継続振込みによる受信料支払開始	(訪問 2か月) 普通：1,400円、カラー：2,140円 〔衛星：3,260円、4,000円〕 (口座 2か月) 普通：1,300円、カラー：2,040円 〔衛星：3,160円、3,900円〕	
平成9年	消費税率改定に伴う受信料額の変更	(訪問 2か月) 普通：1,810円、カラー：2,790円 〔衛星：3,700円、4,680円〕 (口座 2か月) 普通：1,710円、カラー：2,690円 〔衛星：3,600円、4,580円〕	
平成16年	クレジットカード一時払開始	(訪問 2か月) 普通：1,810円、カラー：2,790円 〔衛星：3,700円、4,680円〕 (口座 2か月) 普通：1,710円、カラー：2,690円 〔衛星：3,600円、4,580円〕	
平成18年	クレジットカード継続払(口座振替料金)開始 家族割引開始	(訪問 2か月) 普通：1,810円、カラー：2,790円 〔衛星：3,700円、4,680円〕 (口座 2か月) 普通：1,710円、カラー：2,690円 〔衛星：3,600円、4,580円〕	
平成19年	カラー契約と普通契約を統合 (カラー契約と普通契約を地上契約に、 衛星カラー契約と衛星普通契約を衛星契約 に統合)	(訪問 2か月) 地上：2,790円、衛星：4,680円 (口座 2か月) 地上：2,690円、衛星：4,580円	

(日本放送協会編「平成18年度放送受信契約取組要覧」をもとに作成)

受信料の不払いに対する罰則や直接の強制的徴収手続は定められていないが、受信規約において、契約者の受信料の支払いについて不正等があったときは、所定の受信料に加えて、その2倍に相当する額を割増金として支払わねばならないこととされている(受信規約第12条)。

また、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分<sup>10</sup>以上延滞したときは、所定の受信料に加えて、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならな

<sup>8</sup> 第84回国会昭和53年3月15日衆議院通信委員会議録15頁、3月30日参議院通信委員会議録15頁

<sup>9</sup> 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)第135条

<sup>10</sup> 放送受信料は2か月を単位とした期ごとに支払うこととされている。なお、6か月、12か月前払いの場合、それぞれ約5%、7.5%の割引が適用される。

いこととされている（受信規約第12条の2）。

なお、平成19年度予算における受信料収入は6,130億円となっており、事業収入6,348億円の大半を占めている。

一方、受信料の収納のためにかかる経費については減少の傾向にあるものの<sup>11</sup>、平成19年度予算において約761億円（受信料収入に占める割合は12.4%）が見込まれるなど、受信料収入に対する比率の高さが指摘されており、附帯決議等において、収納業務の抜本的な効率化と経費の削減が求められている<sup>12</sup>。

これについて、NHKは現在約570万世帯に対して行っている訪問集金の廃止（平成20年度以降）の準備を行うほか、年間約300万世帯とされる視聴者の転居等による移動の情報を把握するため、外部情報の活用等を検討したいとしている<sup>13</sup>。

### 3 NHK受信料の法的性格

受信料の法的性格については様々な見解があるが、臨時放送関係法制調査会は昭和39年9月に出した答申において、「受信料は、NHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権を認めたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金<sup>14</sup>と解すべきである」として受信料が租税に当たらないことを示しており、この答申で示された見解は、その後、歴代郵政大臣（総務大臣）<sup>15</sup>、内閣法制局長官<sup>16</sup>等の答弁で引用されており、受信料に対する政府の見解となっている。

一方、受信料の法的性質については、NHKの放送を受信し得る受信設備を設置した者、いいかえれば、サービスの受領者がこれを支払い、その際、高品質のサービス（カラー）を受ける者とそうでないもの（白黒）を受ける者との間に料金の差が設けられてき

<sup>11</sup> 平成17年度819億円、平成18年度769億円

ただし、諸外国に比べてかなり高い水準となっている（英国5.2%、ドイツ2.1%、フランス1.0%、韓国11.0%）。

<sup>12</sup> 第166回国会平成19年3月15日衆議院総務委員会議録24頁、3月27日参議院総務委員会会議録27頁、平成19年度予算に附された総務大臣意見

<sup>13</sup> 一例として、住民票の除票の写しの活用、電器店等の販売店からの通報等（第166回平成19年3月15日衆議院総務委員会議録4頁）

<sup>14</sup> 通常、負担金とは、国又は地方公共団体等が特定の事業を行う場合に、その事業の受益者等からその事業に係る経費を負担させる債務であるとされている。受信料を特殊な負担金と解するのは、国民の個々が受ける受益の程度が明確でなく受益の程度を限度とする受益者負担金の原則と異なるものであるからとされている。（金沢薫『放送法逐条解説』152頁）

<sup>15</sup> 例えば、郡祐一郵政大臣の答弁（第51回国会昭和41年3月16日衆議院通信委員会議録14頁）。

最近では、例えば菅義偉総務大臣の答弁（第166回国会平成19年3月27日参議院総務委員会議録15頁）。

<sup>16</sup> 角田禮次郎内閣法制局長官の答弁「公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」（第91回国会昭和55年3月17日参議院予算委員会会議録17頁）

た点からすると、受信料の放送サービスに対する対価としての性格を完全に否定することはできないが、他方、NHKの事業の費用分担という性質を持つものであり、NHKの国家、経済界等からの独立性の確立と、実際にどの程度視聴しているかどうかを確認できないという徴収確保の技術的理由に鑑みて、受信者から一律に受信料を徴収することをNHKに認めたものであると解する見解がある<sup>17</sup>。

また、このような受信料制度は、(ア)財源を幅広く国民全体に求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること、(イ)受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等により担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対し、その放送を通じて、不断に国民の要望・期待にこたえるような経営努力を促すこと、の2つの意義を有するとする見解もある<sup>18</sup>。

ところで、受信料の債権としての性質については、伝統的な公法と私法の二区分論に立つ場合でも、行政処分が介在しているわけではないため、行政事件訴訟法における抗告訴訟を適用する余地はなく、また、債権自体には公共的性格を認めることができても、これを法技術的に公法上の債権として位置付け得る要素（債権者、徴収手続等）に欠けていることから、受信料債権は公法上の債権としての性質を持つものではないと解されており<sup>19</sup>、受信料の支払いの遅滞等の事態が生じた場合は、民事訴訟法の定める手続きによることとなると考えられている<sup>20</sup>。

また、総務省は、「放送受信料に係る協会の債権は、民法第402条に規定する金銭債権に該当し、この放送受信料債権の消滅時効については、これまで司法判断が示されたことがないため必ずしも明らかでないが、民法第167条第1項の規定が適用されるとすれば、10年間これを行わないときは、消滅する」としており、受信料債権が民法第402条の金銭債権に該当するとしている<sup>21</sup>。

そこで、受信料債権が私法上の金銭債権であることから、既に受信契約を締結しているにもかかわらず受信料の支払いに応じない者に対して、NHKは民事訴訟法第382条及び第383条の規定により、簡易裁判所に対し支払督促を申し立てることができること

<sup>17</sup> 塩野宏『放送法制の課題』267頁

<sup>18</sup> 郵政省放送行政局監修『放送政策の展望—ニューメディア時代における放送に関する懇談会（放送政策懇談会）報告書—』75頁

<sup>19</sup> 塩野宏『放送法制の課題』269頁

<sup>20</sup> 金澤薫『放送法逐条解説』153頁

<sup>21</sup> 衆議院議員照屋寛徳君提出日本放送協会の受信料不払い問題等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質 166 第4号平成 19年2月2日）

となる。

ここでいう支払督促とは民事訴訟法の定める略式訴訟手続の一種で、債権者からの申立てに基づいて、原則として、債務者の住所のある地域の簡易裁判所の裁判所書記官が債務者の審尋をしないで金銭等の支払を命じる制度であり、債務者が所定の期間内に督促異議の申立てをしない場合にはその支払督促は確定判決と同一の効力を持つこととなる<sup>22</sup>。

ただし、支払督促の申立ては金銭等の給付を求める請求に限られていることから、その対象となり得るのはNHKと受信契約を締結している者のみであり、そもそもNHKと契約を締結していない者に対しては、支払督促ではなく、民事訴訟により受信契約の締結を求めることとなる。

この点については、そもそも受信契約をしていない者に比べ、受信契約をしたの方が容易に受信料の支払いを求められることとなり、不利な立場に置かれることになるため、その不公平感が支払拒否の増加につながるのではないかとの指摘がなされている。

なお、受信料債務の法的性格について言及した裁判例は多くないが、一例として、不適切な番組を放送したとして受信料債務の不存在の確認を求めた訴訟（平成17年11月9日 横浜地方裁判所判決）において、裁判所は、「被告（NHK）がどのような内容の放送を行ったかによって、原告の被告（NHK）に対する放送受信料支払い義務の存否ないしその額が左右されるものではない。」とし、「単に放送内容が不当であることを理由として（受信契約を）解除することはできない」と判示している。

#### 4 受信料制度と憲法の関係

受信料の額をNHKが定めることは憲法第84条の定める租税法律主義の原則に反するのではないかとの指摘がなされることがある。

また、放送法第32条がNHKとの受信契約の締結を義務付けていることから、このことが憲法第19条の保障する思想・良心の自由を侵害するのではないかとの指摘がなされることがある。

これに対し政府は、受信料は形式的にも租税とは異なり、また、実態的にも国会がNHK予算の審議を通じてその月額決定に関与していることから、受信料制度は憲法第84条が定める租税法律主義に反するものではないとしている<sup>23</sup>。

<sup>22</sup> 民事訴訟法第382条から第397条

<sup>23</sup> 角田禮次郎内閣法制局長官の答弁「憲法84条は租税についてのいわゆる租税法主義というものを決めているわけですが、先ほど郵政大臣から御説明も申し上げましたとおり、NHK受信料はそのような意味の租税とは違いますから、形式的にも84条の適用はないと考えますし、また実態的にもNHK受信料の月額はNHK予算の審議ということを通じて、国会が予算の承

ただし、受信料制度が憲法第84条に違反するものではないとしても、受信料は国民に受信契約締結義務を課すものであり、財政法第3条に規定する公共料金ではないが、広義の財政民主主義の立場から、これに準じて取り扱うべきものであるとの見解もある<sup>24</sup>。

また、憲法第19条との関係では、政府は、契約強制は公共の福祉のために放送を行うNHKの維持のために、受信料を取る手段として設けられているものであり、憲法第19条に違反するものではないとしている<sup>25</sup>。

---

認を通じて関与しておられるわけですから、大きな目で見ても84条の趣旨に反するものとは考えられない次第でございます」(第91回国会昭和55年3月17日 参議院予算委員会会議録17頁)

<sup>24</sup> 金澤薫『放送法逐条解説』163頁

<sup>25</sup> 味村治内閣法制局第二部長の答弁(第84回国会衆議院通信委員会議録第6号・昭和53年3月1日・24頁。)

## II 諸外国における受信料制度

放送が有限な電波をその伝送路として用いること、また大衆に影響を及ぼすものであることから、世界的にみて、放送サービスが政府主導の電波政策の下で国営放送ないしは公共放送を中心に発展を遂げたケースが圧倒的に多い<sup>26</sup>。ヨーロッパでは、我が国と同じような公共放送と商業放送が併存する二元体制の歴史は浅く、ほとんどの国では、テレビ放送はその草創期から公共放送による独占とされ、1980年代になってようやく商業放送に門戸が開放された<sup>27</sup>。

ここでは、NHKと同様に、公共放送であり、その運営が主に受信料によって賄われている、イギリス (BBC)、フランス (France Télévisions)、ドイツ (ARD、ZDF)、韓国 (KBS) を例に説明する。

### 1 イギリス (BBC)

BBCは、1922年にイギリス放送会社BBC (British Broadcasting Company) として設立され、1927年に国王の特許状 (Royal Charter) に基づく公共事業体 (British Broadcasting Corporation) となった。特許状は、協定書 (The Agreement) と共にBBCの業務運営を規定する基本法規であり、BBCの存立、目的、権限、責任を定めている。特許状の更新・改定は政府の権限事項であり、10年毎に更新される。現在の特許状は第8次 (有効期間2007年1月～2016年12月) である。

イギリスの放送行政はDCMS (文化・メディア・スポーツ省) が所管しており、放送機関に対する政府の権限は形式上きわめて大きい。しかし、歴代政府は放送機関の独立性を認める方針をとっている。

BBCのその主要な財源は受信許可料 (TV Licence) であり、広告放送やスポンサーシップの放送は禁止されている。

現在の受信許可料の法的根拠は「2003年放送通信法」<sup>28</sup>であり、その第4部テレビ受信免許の付与の項において「テレビ番組サービスを受信できる装置を設置したものは、受信免許を受けなければならない」、「受信免許を付与された者は、担当相あるいは規則

<sup>26</sup> アメリカは、このような世界的傾向の中にあつて、商業放送を中心に発展を遂げてきた特異なケースである。公共放送はあるが (PBS やラジオの NPR 等)、その財源は受信料ではなく、連邦政府からの交付金と個人や企業からの寄付金等で賄われている。音好弘「米国における放送政策の特質とその今日的課題」(『放送制度の現代的展開』109頁)

<sup>27</sup> 『放送研究と調査』2004年9月号2頁

<sup>28</sup> 2003年7月に成立したこの法律は、EUの電気通信法の改正を国内法制化したものである。公共サービス放送の義務付けや放送事業者による視聴者への説明責任の義務化等を課している。



によって定められた受信許可料を支払う義務を負う」と規定されている<sup>29</sup>。

「受信できる装置」とは、テレビ受信機、ビデオデッキ、DVDレコーダー、テレビ放送の視聴ができる携帯電話やパソコン等であり、これらを新規に購入した際には、BBCに申請し、受信許可料を支払って、免許を取得することとなる。免許は毎年更新し、その際にも受信許可料を支払う。受信許可料はこの免許の取得または更新の手数料(issue fee)という性格のものである。なお、ラジオ受信機は免許の対象から除外されている。

受信免許は世帯ごとに交付され、受信許可料も世帯単位での支払いとなる。現在の受信許可料額は、カラーテレビが年間135.5£(約31,707円)<sup>30</sup>、白黒テレビが45.5£(約10,647円)である。なお、75歳以上の年金生活者には支払いが免除され、視覚障害者等には割引が適用される。

受信許可料の徴収業務は、2002年から民間会社に委託されている。

受信許可料額の決定は政府の権限事項となっており、文化・メディア・スポーツ相が大蔵省の同意を得て決定する。議会にはこの決定を報告するのみで同意は必要としない。

受信許可料を支払わない場合は、刑事罰の対象となり、最高1,000£(約234,000円)の罰金が科せられる。テレビ受信機等の設置の把握については、郵便局の住所ファイルが活用され、また電器店やレンタル店等は通報義務がある。

BBCは受信許可料が財源としてふさわしい理由として、①国民が支払うことによって、BBCにはすべての人に質の高いサービスや番組を提供する義務が生まれる、②受信許可料という形でBBCの資金を出しているのは国民であり、そのためBBCの予算・決算は議会の審議の対象とはなっていない。受信許可料はBBCの独立を守る重要な柱である、③受信許可料という財源は、放送の持つ公共財的な性格を国民に認識させ、低料金でだれもが利用できることを保障するものである、としている。

現在イギリスでは、テレビを持つ世帯のほとんどは受信許可料を支払っており<sup>31</sup>、政府の報告書<sup>32</sup>によると75%の人がBBCのサービスに満足しているとの結果が出ている。

現在の特許状(有効期間2007年～2016年)への更新に当たって、英国政府はBBCの経営改革案の検討に着手したが、結局、大規模な改革は先送りされた。民業圧迫だとの批判がある受信料制度についても改革は行われず<sup>33</sup>、今後10年間は現制度を維持するとされ

<sup>29</sup> 受信許可料はこの「2003年放送法」と「1998年無線電信規則」、「1967年無線電信法」の3つを法的根拠としている。

<sup>30</sup> 1£=約234円(2007年10月26日現在)以下同じ。

<sup>31</sup> 報道によると、イギリスにおいてもテレビ所有世帯の5%程度の不払いがあるという。

<sup>32</sup> 2004年2月に発表された「Beyond the Charter, The BBC after 2006」

<sup>33</sup> 政府に寄せられた受信許可料に関する意見のうち63%が、少なくとも当面は現行の受信料制度を支持している。(『放送と研究』2004年10月号8頁)

た。

イギリスでは2012年に完全デジタル化となる。BBCは、現在の特許状によって、デジタル完全移行の任務を与えられており、デジタル放送強化に伴う諸費用増や番組内容の充実のため、受信許可料の値上げを要求していた。2007年1月、文化・メディア・スポーツ相は、BBCの要求する値上げ幅を押さえたものの、同年4月から受信許可料を3%値上げすると発表した。値上げは段階的に行われ、2012年には年間151£に上がる予定である。

## 2 フランス (France Télévisions)

フランスにおけるテレビ・ラジオ放送は、1980年頃までは国家独占であったが、1982年の法制度改正によって変革し、公共放送局がほぼ現在のものに再構成された。

現在、フランスの公共放送は、2000年8月の放送法改正に伴い、同年9月に設立されたフランス政府100%出資の持ち株会社France Télévisionsの傘下にあるF2 (France 2)、F3 (France 3)、F5 (France 5) 及びRFO (Réseau France Outre-mer)<sup>34</sup>と、ドイツとの共同の公共放送Arte<sup>35</sup>、ラジオのRadio Franceである。

放送事業は、文化・コミュニケーション省 (Ministère de la Communication) が所管しており、公共放送機関に対する業務運営規則の制定及び一部経営委員の任命、公共放送部門の年次予算策定等を行っている。

フランスの公共放送の財源は、受信料と広告収入である。受信料収入は予算法の議決の際に議会の承認を得て、放送法制上の各公的セクター<sup>36</sup>に分配されることになる。各公共放送局の広告収入については、毎年議会在承認する<sup>37</sup>。

1920年代のラジオ放送開始時は、官設のラジオ局を政府が税金で運営し、一部を広告収入で賄っていた。しかし、1933年に受益者負担の原則から受信料制度が創設された。

戦後、公共放送機関の受信料局が受信料を徴収するようになったが、1975年から受信料の徴収部局は財務省に移され、徴収は政府が行うようになった。

受信料に関しては放送法で定められており、これによってテレビ受信機に課される使用権料が受信料として、テレビ保有者に課される。なお、ラジオ受信機は対象となっていない。

<sup>34</sup> 海外領土において地上波でラジオ・テレビ放送を行っている。

<sup>35</sup> ヨーロッパ教育チャンネル。ArteとF5は同じチャンネル使い、時間帯を分けて放送している。

<sup>36</sup> テレビ、ラジオの公共放送機関と研究所等6機関

<sup>37</sup> 橋本博之「フランスの放送法制—公共放送を中心に—」(『放送制度の現代的展開』182~183頁)

受信料は公課の1つとして位置づけられており、テレビ受像機の保有者に対して、従来は、準租税賦課金 (taxe parafiscale)<sup>38</sup>として義務付けられてきた。

しかし、この準租税賦課金の制度は廃止され、2005年に租税一般法典が改正されて、視聴覚受信料 (redevance audiovisuelle) という名称の税金が創設された。

受信料は世帯ごとに課され (課税単位と同じ)、住居税徴収の際に一括して徴収される。春の所得申告の際、テレビを所有していない者は申告し、申告しなかった者 (テレビ保有者) に対し11月の住居税納入の際に、納入通知書で住居税額と受信料額があわせて通知される。

テレビ受信機等の設置の把握については、住居税の住所ファイルが活用され、また電器店等は通報義務がある。正確な届出をしない場合等は、150€<sup>39</sup> (約24,600円) の罰金が科される。

現在の受信料は、年額116€ (約19,024円)<sup>40</sup>である。2005年の改正前は、政府が制定するdécret (法律の細部を規定する政令) によって受信料額の年額が定められていたため、毎年小幅な値上げが行われていた。しかし、改正後は租税一般法典によって、年額116€と規定されてからは値上げは行われていない。今後、年額を変更するためには、議会の議決を経て、租税一般法典を改正する必要がある。

### 3 ドイツ (ARD、ZDF)

連邦共和国のドイツでは、放送に関する所管は国ではなく、各州となっている。放送制度については、1990年10月3日、東西ドイツの統一に伴い旧西ドイツの制度を基礎に一本化された。

ドイツの公共テレビ放送には、ARD (ドイツ公共放送連盟) とZDF (第2ドイツテレビ) がある。

ARDはドイツの連邦制を反映し、ドイツ各州 (9つの州) が単独または共同で設立する州放送協会と国際放送機関のドイツ・ヴェレ (DW)<sup>41</sup>が加盟局となって設立している連合組織体である。それ自体は法人格を持たず、州放送協会の共通の利益を代表し、番組、法律、技術、経営など様々な共通の問題を処理することを目的に1950年に結成された。共同で全国向けの第1テレビを放送するほか、第3チャンネルと呼ばれる州域向けのテレビ放送を行っている。

<sup>38</sup> 橋本博之「フランスの放送法制—公共放送を中心に—」(『放送制度の現代的展開』182頁)

<sup>39</sup> 1€=約164円で計算(2007年10月26日現在)以下同じ。

<sup>40</sup> 2004年に白黒テレビ料金が廃止され、カラー料金に一本化された。

<sup>41</sup> 連邦法で設立され、全予算を連邦政府が拠出している。

ZDFは1961年に全ての州が共同設立した第2のテレビ放送である。

ラジオは公共放送のドイツラント・ラジオ (DLR) が全国向けに2チャンネル、州協会がそれぞれ4～8チャンネルの地域放送を実施している。

公共放送の主な財源は、放送料金 (Rundfunkgebühren)、つまり受信料収入であるが、わずかながら広告放送も認められており、ARDの総収入の内訳は、受信料収入が83.6%、広告収入が2.3%、その他14.1%となっている。ZDFの方が若干広告収入が多く、受信料収入85%、広告収入8%程度である。

受信料には基本料金 (ラジオ料金) とテレビ料金があり、徴収された受信料の配分は、基本料金もテレビ料金ともその約2%が商業放送を監督する各州のメディア監督機関に運営資金として充てられ、残りの部分のうち、テレビ料金ではARD62.2%、ZDF37.8%の配分となる。基本料金についてはARDが92.3%、DLRが7.7%の配分となる。なお、連合体であるARDは、さらに各加盟局のサービスエリアの視聴者数に応じて受信料を配分する。

受信料徴収の根拠法は、「統一ドイツの放送に関する州間協定」 (Staatsvertrag über den Rundfunk im vereinten Deutschland) 中の「放送受信料州間協定」であり、これにより放送を受信できる受信機を所有している者は、届出と受信料の支払い義務を負うとされている。

現行の受信料額は、基本料金 (ラジオ料金) が月額5.52€ (約905円)、テレビ料金 (テレビ受信機等を所有する人が基本料金に加えて払う。白黒とカラーの区別はない。) が月額11.51€ (約1,889円) であり、支払いは世帯ごとである。なお、放送を受信できる携帯電話、インターネットに接続可能なパソコン<sup>42</sup>も受信機と同じ扱いである。

受信料の徴収は、個々の放送局が行うのではなく、ARDとZDFが共同で設立した受信料徴収センター (GEZ) が一括して行う。GEZは個別訪問はせず、受信料の支払いは直接金融機関に振替で払い込むか、口座自動振替にするか、のどちらかである。

不払い者には、行政上の強制執行による徴収のほか、1,000€ (約164,000円) 以下の罰金制度がある。

未登録者については、ARD加盟の各放送協会が委託した調査員が未登録者の把握に努めている。GEZは自治体の住民登録データや民間業者から購入した情報を活用できるが、これはあくまでも情報であり、受信機登録は本人の申告が原則である。現在のドイツの

<sup>42</sup> 但し、同一世帯に既にテレビ受信機がある場合は2台目として扱われ、徴収の対象とはならない。単独の場合の料金は基本料金と同じ月額5.52€。

未登録の割合は10%弱と推定されているが、地方に比べ大都市での未登録者が多くなっている。

受信料の額は、独立委員会である「公共放送の財源需要の審査のための委員会」(KFE)が、公共放送側が提出した必要額の申請を審査し、各州政府に答申して決定される。州政府は、公共放送と議論し十分な理由付けがなされない限りは、KFEの答申の額の変更はできないこととされている<sup>43</sup>。

ドイツでは、この5年間に2回の受信料の値上げを行っている。一番最近である2004年の値上げ(適用期間2005年1月～2008年)では、公共放送側は、主に2%のインフレ率をカバーしたいとの理由で値上げを申請した。しかし、その際の議論で、公共放送の在り方が問われ、各州政府はKFEの答申を覆して、値上げ幅を圧縮させたという異例の事態が生じた。この結果、ARDは、2005年6月、憲法に保障された放送の自由が侵害され、公共放送の国家からの独立が損なわれたとして、各州首相を相手どり、連邦憲法裁判所に提訴することを決定した。ZDFとDLRも2006年3月に同様の決定を行った。

ドイツでは公共放送における広告放送が認められているものの、公共放送の商業活動には厳しい目が向けられており、新たな財源もないため、今のところ、受信料制度を変えようという意見はほとんどない。しかし、通信技術の発展が急速であることから、放送の概念の変化によっては、将来的には見直しの可能性も否定できないとの意見もある。

#### 4 韓国 (KBS)

韓国では、1927年にラジオ放送が開始され、1948年に国営放送KBSが発足した。その後、1973年に現在の放送公社KBS (Korean Broadcasting System) に改組された<sup>44</sup>。

KBSは現在地上2チャンネル(KBS-1、KBS-2)、衛星テレビ2チャンネル、ラジオ7チャンネルの放送を行っている。2001年末からは地上デジタル放送も2チャンネルで実施している。

最高議決機関は放送委員会(KBC)<sup>45</sup>が推薦し大統領が任命する11名の理事からなる理事会である。

2000年の放送法改正により、放送行政の所管はKBC (Korean Broadcasting Commission、韓国放送委員会)が行っている。KBCは委員長を含む9名の委員で構成され、放送政策全般を統括している。

<sup>43</sup> 「統一ドイツの放送に関する州間協定」の中の「放送財源州間協定」第7条

<sup>44</sup> 他に公共放送として、KBSから1990年に教育放送部門が分離して設立されたEBS(教育放送公社)がある。その財源は主に放送発展基金(地上テレビ局の広告収入に掛けられる徴収金)と広告収入のほか、KBSから受信料の3%が配分されている。

<sup>45</sup> 2000年の放送法改正によって設置。

KBSの財源は、受信料収入と広告収入である。

KBSの受信料制度は、国営放送であった1963年に導入された。その徴収の根拠は、放送法第64条により、「テレビ放送を受信するためのテレビ受像機を持つ者は、大統領令の定める所により、KBSにその受像機を登録し、テレビ放送受信料を納付しなければならない」とされている。

受信料額は月額2500ウォン（約300円）<sup>46</sup>であり、その徴収は韓国電力に委託され、電力料金とともに徴収されている。この委託制度は1994年から導入されたものである。導入前の徴収率（徴収世帯に対する徴収台数）は53%であったが、導入2年後の1996年には89%まで回復し、5年後の1999年には99%に達し、今日まで高い徴収率を維持している。そのため、KBSは、KBS-1における広告放送を廃止した。

広告放送は、1980年にKBS-2が誕生したのを機に、財源確保のため導入された<sup>47</sup>。

広告放送については、その放送に規制があるものの、最近では受信料収入と広告収入の比率は42:58（2003年時点）<sup>48</sup>である。

公共放送として、報道、教養番組中心のKBS-1の番組は視聴者から概ね肯定的に評価されている。しかし、広告放送を行っているKBS-2は番組構成が民放と同じように娯楽番組比率が高いこと等から、公共放送の商業主義化の批判が高まっている。そのため、KBSとしては受信料を値上げし、総収入に占める受信料収入の比率を60～70%まで高めたいとしている。しかし、視聴者の反対が強く、受信料額の改定には国会の承認も必要であることから、議論を呼んでいる。

<sup>46</sup> 100ウォン=約12円（2007年10月26日現在）。

<sup>47</sup> 放送法第56条で「社の経費はテレビ受信料により充当されるが、目的業務を適正に遂行するために必要な場合は、放送広告収入など、大統領令の定める収入により充当することができる」と規定している。

<sup>48</sup> 『放送と研究』2004年8月号5頁

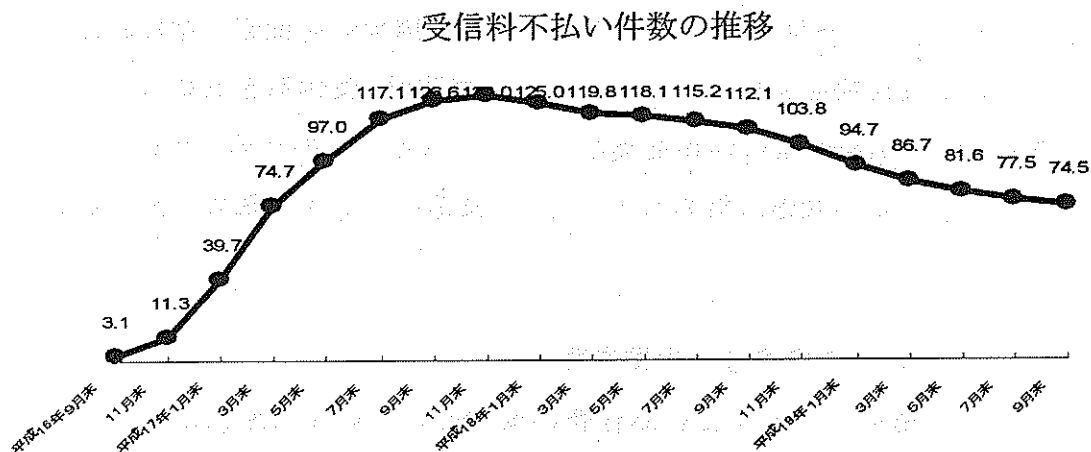
### Ⅲ 受信料不払い増加の経緯及びそれに対するNHKの取組み

#### 1 不祥事の発覚、受信料不払いの急増

NHKは、平成16年7月、チーフプロデューサーが番組制作費を着服・横領していたことを公表した。その後もエグゼクティブプロデューサーらによるカラ出張による旅費の不正受給（同月）、地方局の幹部の飲食費の架空請求（8月）、海外支局長による不正経理、地方局の備品のインターネットオークションの出品など過去の一連の不祥事が相次いで発覚した。

NHKの業務の経費は、大半が受信料収入によって賄われていることから（平成19年度予算では96.5%）、一連の不祥事発覚後から不祥事を理由とする受信料の不払いが急激に増加した。NHKが不祥事発覚後に最初に発表した受信料不払いの件数は、同年9月末現在で、約3万1千件であったが、その後も不祥事の発覚が続いたことから、平成17年3月末における不払い件数は、約74万件におよんだ<sup>49</sup>。受信料不払いの増加の影響により、平成16年度の受信料収入額は、放送法に基づき現在のNHKが設立されて以来初めて、前年度を下回り（68億円減）、さらに予算で見込んでいた収入額に比べ大幅に不足した（約140億円）。また、平成17年度予算の受信料収入についても初めて、前年度に比べて減収で計上した。

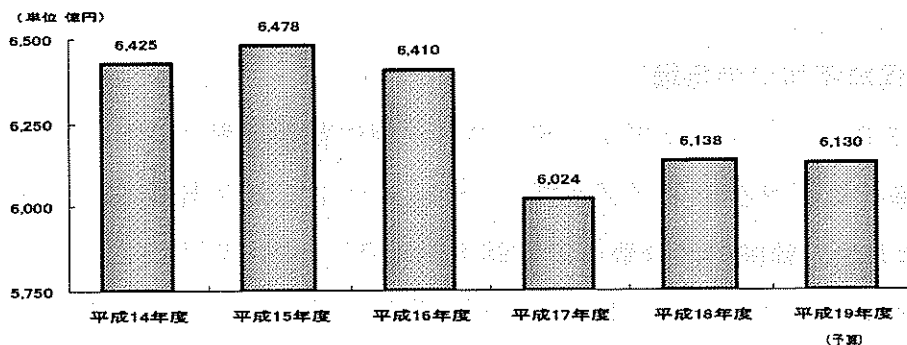
平成17年度に入っても受信料の不払いの件数は増加し続け、平成17年11月末には、約128万件に達した。不払い件数は、その後減少に転じたが、平成17年度における受信料収入は、前年度より385億円減収となり、予算に対しては454億円不足となった<sup>50</sup>。



<sup>49</sup> 平成17年2月には、一連の不祥事・受信料不払いの増加等の責任をとって、NHK会長、副会長等が辞任した。

<sup>50</sup> 平成16年度、17年度のいずれの決算においても、大幅な受信料収入の減少であったが、業務全般にわたる効率化、副次収入

## 最近の受信料収入の推移（決算ベース）



## 2 受信契約の未契約者の状況

不祥事を理由とする受信料の不払いが大きな問題になっていく中、NHKの放送が受信可能な設備を設置しながら、NHKと受信契約を締結していない未契約者や、不祥事発覚以前から受信料を滞納している者が相当数になることも明らかになってきた。前述の不祥事を理由に受信料の不払いがピークであった平成17年11月末現在における受信料の支払い・契約状況は、総契約対象件数が4,603万件、そのうち支払い件数が3,242万件（70.4%）で、これに対し、未契約972万件（21.1%）、未収（支払い拒否128万件（2.7%）、滞納139万件（3.0%）、未納125万件（2.7%））となっていた。この時点では、NHKと受信契約を締結し、受信料を支払わなければならない者のうち、3割が何らかの事由により支払っていないことになっていた。

## 3 受信料不払いの再開等に向けたNHKの取組み

受信料の不払い増加等による受信料収入の減少は、NHKにとって経営基盤を揺るがす死活問題である。また、受信設備を設置しNHKと受信契約を締結しなければならない者のうち約3割が受信料を支払っていないという事実は、受信料を支払っている者に不公平感を募らせ、受信料制度の信頼を損なうことになる。このため、NHKでは、一連の不祥事で失った信頼の回復に努めるとともに、受信料の公平負担のための施策を講じた。

### (1) コンプライアンス（法令遵守）の徹底等

受信料の不払いの増加の原因が番組制作費の横領等の不祥事に原因があったことから、NHKでは、職員に対するコンプライアンス（法令遵守）の強化、公金意識の徹底

---

の増加等により、最終的には赤字になることはなかった。



を図るための施策を不祥事発覚直後から講じている。

平成16年9月に全役職員が自らを厳しく律し行動するための理念として「NHK倫理・行動憲章」及びそれに基づく「行動指針」を制定した<sup>51</sup>。さらに、外部の専門家の助言などに基づき、経理審査強化のための中央審査センターの設置、番組制作に関わる外部の専門家の人選や報酬支払い手続きの厳格化、監査法人と連携した監査の強化等の不正経理等の再発防止策を講じた。

## (2) 受信料公平負担のための取組み

NHKでは、従来から未契約者、不払い者に対し、契約の締結、支払い請求等を行ってきたが、一連の不祥事により支払い拒否者が増加したことから、さらに取組みを強化した。平成17年2月から支払い拒否者に対し、全職員及び地域スタッフが全戸訪問し、支払い再開を依頼した。不払い者に対しては、電話、郵便による支払い請求を継続するとともに、簡易裁判所による法的督促手続き（後述）などを行った。

また、未契約の世帯等については、ケーブルテレビ事業者、引越会社、不動産会社等と連携を強化して契約開発を推進するとともに、衛星放送の画面に表示される受信確認メッセージを活用して未契約者の把握に努めた。

さらに、家族割引（単身、学生）、クレジットカードの継続払いの導入、普通契約（白黒契約）のカラー契約への統合等受信料契約の見直しを行った。また、会計検査院等の指摘<sup>52</sup>を受け、事業所等における受信料体系の見直しを行っている<sup>53</sup>ところである。

## (3) 民事手続きによる支払督促の実施

NHKは、「新生プラン」（平成17年9月公表）において、受信料の不払い、未契約者に対して、民事手続きによる支払督促の活用などを検討することを明らかにした。その後、NHKは、平成18年1月に公表した「平成18年度～20年度経営計画」（以下「3ヵ年経営計画」という。）において、世論調査<sup>54</sup>等を踏まえ、平成18年4月から準備が整いしだい、支払督促を実施することを明言、同年11月に都内在住の受信料不払い者に対し、

<sup>51</sup>行動指針では不祥事の反省から、①公金使用に当たってのいかなる場合も経理手続きによる適正処理、②金銭、設備等の私的目的の使用禁止、③取引先の公正な選定などが示されている。

<sup>52</sup>会計検査院は、平成17年度決算検査報告において、「ホテル等について、ホテルグループや地方放送局等の間で契約が区々となっていたりなどしている事態は、受信契約の締結を促進する上で適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。」としている。また、平成19年度予算に附された総務大臣意見では、ホテル等の受信実態を勘案した事業者向け受信料体系の抜本見直し等に全力で取組むこととしている。

<sup>53</sup>検討中の見直しの内容は、テレビの設置数の申告を求め、全数分の支払いを前提に、地上契約・衛星契約ともに敷地内の2契約目以降は受信料を半額程度にするというもの

<sup>54</sup> NHKが実施した世論調査（平成17年11月）によれば、支払督促の実施に賛成41%、反対44%であった。

簡易裁判所に対し、受信料の支払督促の申立てを行った。その後も順次、不払い者に対し、民事手続きに支払督促を行っている。

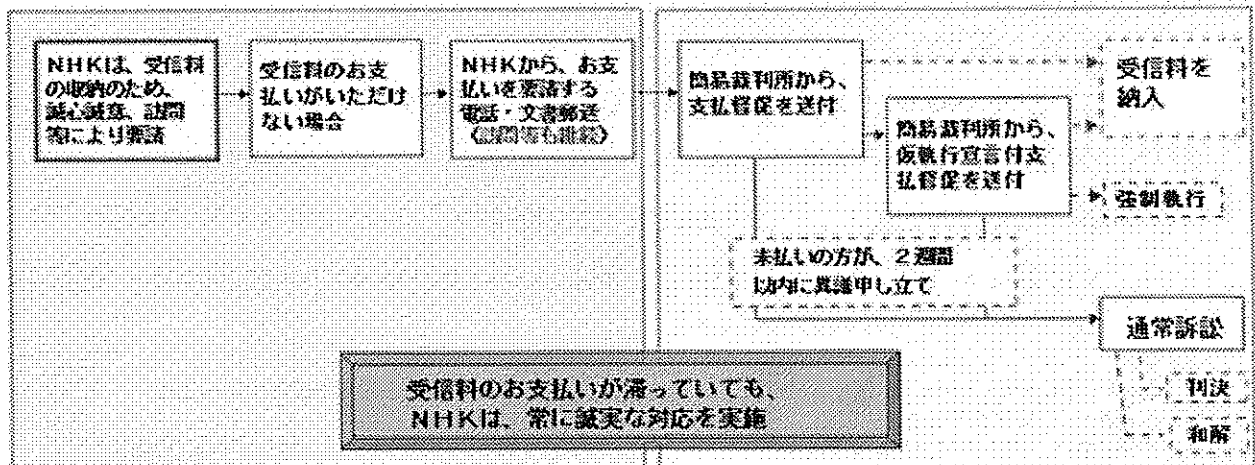
### ア 民事手続きによる支払督促の概要

前述のとおり民事手続きによる支払督促は、金銭債務等について、簡易な手続きで確定判決と同一の効力、すなわち強制執行を可能とする制度である。受信料不払い者への支払督促は、具体的には次のようになる。①支払の要請に応じない不払い者に対し、NHKが不払い者の住所地の簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行う、②簡易裁判所から不払い者に対し、支払督促が送付される、③不払い者が2週間以内に異議申立があれば通常訴訟へ移行する、④受信料が支払われず異議申立てもなければ、NHKは仮執行宣言申立書を提出、簡易裁判所から不払い者に対して、仮執行宣言付支払督促が送達される、⑤不払い者が2週間以内の異議申立てを行えば通常訴訟に移行し、異議申立てを行わなければ強制執行が可能となる。

## 民事手続きによる受信料の支払督促の流れ

### 【支払督促制度の概要】

- ・「支払督促」とは、電話料金や家賃などを滞納している方（債務者）に対し、「債権者の申立て」だけに基づいて簡易裁判所書記官が行う略式の手続き。
- ・債務者から「支払督促」「仮執行宣言付支払督促」の申立てに異議がないと、「確定判決」と同一の効力をもつ。
- ・一方、債務者が異議を申立てると、そのまま「通常訴訟」に移行する。



(NHK HPより)

## イ 支払督促等の状況

NHKは、平成18年10月に都内在住等の48件の受信料不払い者に対して、月末までに不払いの受信料の支払の督促と支払わない場合には法的手続きに入る旨を通知した。このうち支払いに応じなかった33件について、11月にNHKは簡易裁判所に対して、支払督促の申立を行った。その後もNHKは、平成19年3月に東京都・神奈川県に26件、7月に大阪府に23件、9月に千葉・埼玉に17件の支払督促の申立を行っている（それぞれの申立後の状況については脚注参照）<sup>55</sup>。NHKでは、平成19年度中に全拠点局で不払い者に対し、支払督促の手続きを行うことを明らかにしている<sup>56</sup>。

## ウ 民事手続き開始による効果

ところで、民事手続きによる支払督促の検討を平成17年9月に明らかにした直後の同年11月末に一連の不祥事を理由とする受信料支払拒否は約128万件に達した。しかし、その後は減少に転じ、民事手続きによる支払督促の実施発表後の平成18年11月末では、2ヶ月前の集計より約8万3千件減少の約103万3千件となった。さらに、平成19年9月現在では、約74万5千件となっている。

受信料支払拒否の減少（支払再開）と支払督促の手続きの実施との関連性について、実証的な検証を行ったものはないが、NHKでは、「放送法という枠組みの中で、経営として実効的にやらなければならない努力というものをわかっていただいた効果が数字にあらわれていると考えている」と述べている<sup>57</sup>。

### (4) 未契約者に対する法的手続

NHKは、「新生プラン」及び「3カ年経営計画」のいずれにおいても未契約者に対して、契約を締結しない場合は、最後の手段として民事訴訟を実施することを明言していたが、本年5月になって未契約者に対して民事訴訟を提訴するケースを公表した。それによると、①現場の営業センターが契約交渉をしてきた未契約者のうち契約化が無理と判断した者に対し、担当窓口を受信料特別対策センターへ変更する旨を通知する、②その後は受信料特別対策センター等が交渉を行う、③一定期間経過しても進展がない場合は訴訟予告を行う、④それでも契約に応じない場合は、放送受信契約の締結と受信料の

<sup>55</sup> 平成19年10月3日現在における支払督促の申立て後の状況は、①平成18年11月（都内33件）の場合、支払い23件、督促異議6件、支払督促確定4件、②平成19年3月（都内・神奈川26件）の場合、支払い14件、督促異議9件、支払督促確定3件、③平成19年7月（大阪府23件）の場合、支払い5件、督促異議8件、支払督促確定7件、その他3件、④平成19年7月（千葉・埼玉17件）の場合、支払い2件、督促異議3件、未送達等その他12件となっている。

<sup>56</sup> 平成19年10月における会長会見の際の営業局長の発言

<sup>57</sup> 平成18年11月の記者会見におけるNHK会長の発言で、支払督促の経営に与える影響についての質問に対する回答



## IV 受信料制度の在り方についての各種提言等

受信料については、受信料の不払いが急増する以前からも未契約者、不払い者は少なくなかったことなどから、その制度のあり方についてさまざまな提言がされてきたところである。

### 1 不払い急増前における提言等

#### (1) 臨時放送関係法制調査会

同調査会は、前述の答申書において、現行放送の受信料制度は妥当なものであることを認めたと。うで、「現行放送法は、受信料の徴収と支払いの法律関係を『受信契約』の強制と言う形で表現しているが、『契約』の語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制を行わないで、直接に支払い義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい」としている。この答申を受け、政府は昭和41年第51国会に、受信料について、契約義務から支払い義務に改める放送法改正案を提出した。

#### (2) ニューメディア時代における放送に関する懇談会

同懇談会報告書（昭和62年4月）では、受信料制度には、「(1)財源を幅広く国民全体に直接求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること。(2)受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等によって担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対しその放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促すことになること」の意義があるとして、NHKの財源としては理論的には広告料方式、税金方式等があるが、受信料制度がふさわしいとしている<sup>58</sup>。

### 2 不払い急増後の提言

#### (1) 規制改革・民間開放推進会議

同会議では、第2次答申（平成17年3月）以降、中間答申（平成18年7月）、第3次答

<sup>58</sup> 同趣旨の提言として「放送の公共性に関する調査研究会」報告（平成2年7月）がある。

申（平成18年12月）まで一貫して、受信料制度について、抜本的見直しの必要性を提言してきた。それは、放送法制定時と異なりメディアの多様化等が進んでいることから、NHKにおいても視聴者から「選ばれる放送」に姿勢を変える必要があるとし、そのために「視聴の有無とは無関係に受信機を設置した者に対し、NHKとの義務を課し、あまねく全国に放送を普及させるための特殊な負担金として料金を徴収する受信料制度は本来廃止し、視聴者の意思に基づく自由な契約に切り替えるべきである」としている。さらに、受信料制度を存続させる場合もその収入で行う放送を限定し、それら以外は「自由な意思によって契約を締結した者のみが、視聴可能となるスクランブル方式へと移行することが望ましい」<sup>59</sup>としている<sup>60</sup>。

## (2) 通信と放送の在り方に関する懇談会

平成17年12月に設置された通信と放送の在り方に関する懇談会（以下「通信・放送懇」という。）は、通信と放送に関わる現状のあらゆる課題について検討を行った。NHK問題については、集中審議を行ったほか、会長等から意見聴取を行うなど重要課題として取り上げた。翌年6月に策定された報告書では、NHKの抜本的改革として、①経営委員会の機能強化（一部委員の常勤化等）、②NHKのチャンネルの削減（3チャンネルを減。地上波は対象外）、③NHK本体と子会社の見直し（娯楽等の製作部門の分離・子会社化、子会社の大幅削減等）、④番組アーカイブのブロードバンドでの提供、⑤国際放送の強化等を提言している。受信料制度については、「ガバナンス強化やチャンネル数の削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討するべきである」としている。

<sup>59</sup> 第3次答申

<sup>60</sup> 放送のスクランブル化は受信料の不払い・未契約対策として有効な方策になり得るとの指摘があるが、NHKでは全国どこにでも放送を分け隔てなく視聴できるようにするという公共放送の意義や受信料制度の存在理念に深く関わるものであり、現在行っている放送そのものにスクランブルをかけるような選択は避けるべきと考えるとしている。

## V 受信料支払い義務化をめぐる動き

### 1 支払い義務化に関する方針

#### (1) 与党における検討

通信・放送懇における検討とは別に、自由民主党の「通信・放送産業高度化小委員会」においても通信と放送の制度改革の在り方について検討が行われた。同懇談会が平成18年6月に素案をとりまとめたが、それによるとNHK改革については、①経営委員会の機能強化（一部委員の常勤化等）、②NHKのチャンネルの削減（役割を終えたチャンネルを削減。対象はラジオ、衛星）、③関連子会社の見直し、統廃合等、④番組アーカイブのブロードバンドでの提供、⑤国際放送の強化等を提言している。受信料制度については、支払い義務化が必要であり、導入時期は、平成19年3月頃に判断する。義務化によって効果が得られない場合は罰則等の導入も検討する、と提言している。

#### (2) 政府・与党合意等

政府及び与党それぞれが行った通信、放送の制度改革についての提言は、一部ではその方向性が必ずしも一致するものでなかった。このため、両者の間で調整が行われた。その結果、通信、放送の制度改革について合意が得られ、その内容が公表された<sup>61</sup>。その合意のうち受信料制度については、「NHK内部の改革を進めた上で、受信料の引き下げのあり方、受信料支払の義務及び外部情報の活用についての検討を行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する」というものであった<sup>62</sup>。

この合意については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太方針）2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現」のため「政府与党合意に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」と盛り込まれた。

総務省ではこれを受けて、同年9月に今後の通信・放送の制度改革に向けての具体的なスケジュールを策定した<sup>63</sup>。受信料制度については、「受信料支払い義務化等については、所要の法案を次期通常国会に向けて検討を行い、来春に結論を得る。」としている。

<sup>61</sup> 通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）

<sup>62</sup> その他NHK関連では、①ガバナンス強化のため、経営委員の一部常勤化等、②チャンネルの削減については、難視聴対策以外の衛星放送を対象に検討する、③娯楽部門等の分離・子会社化等の検討、④外国人向けの国際放送の早期開始等について合意している。

<sup>63</sup> 通信・放送分野の改革に関する工程プログラム

## 2 受信料支払い義務化を盛り込んだ放送法改正案提出の過去の事例

受信料について、契約締結義務から支払い義務に改める放送法改正案は過去2回提出されているが、いずれも審査未了・廃案になった。なお、両法律案とも受信料不払いに対する罰則は設けられていなかった。

### (1) 第51回国会（昭和41年） 放送法の一部を改正する法律案（閣法第116号）

同法案では、現行第32条第1項の受信契約締結義務<sup>64</sup>を「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会に受信料を支払わなければならない」に改めようとしたものである。

同法案は、前述の臨時放送法制調査会答申等に基づいて提出されたものであるが、支払い義務に改めようとした理由について、当時の政府は、「受信料というものが、私的経済活動に伴う財貨の移動を内容とする私的契約であるというふうに一般に解されがちである。（中略）しかし実態は、いかにしてNHKを維持していくか、公のものとして維持していくかということの財源調達の方法として、強制契約というただいまの制度をとったものでございますから、そういう私的契約あるいは私法上の契約自由の原則にそっくりそのまま当てはまるような契約ではないものを、そういうように誤解されることはいろいろと現場の実態、あるいは受信者にとりまして正しい認識というものを阻害するというところでございますので、この法律観念の組み立て方あるいは手続を変えまして、受信料というものの本質的性格は全く変えませんが、契約の強制ということを支払いの義務の発生という姿に変えたものでございます」と答弁している<sup>65</sup>。

### (2) 第91回国会（昭和55年） 放送法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

同法案は、受信料の契約締結義務を支払い義務に改めるとともに、テレビ受信機設置者に対して設置日等のNHKへの通知義務を課し、受信料不払い者等に対する延滞金、割増金の徴収を可能としている。同法案の提出の経緯について、大西正男郵政大臣は、「近時、契約締結の拒否等による受信料不払いが増加の傾向にある実態にかんがみ、受信料制度の趣旨を一層明らかにするとともに、受信者の負担の公平に資するため、受信料の支払いに関する規定の整備を図ろうとするものであります」と説明している<sup>66</sup>。

<sup>64</sup> 現行放送法第32条第1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその受信についての契約を締結しなければならない」となっている。

<sup>65</sup> 郵政省電波監理局放送部長答弁（昭和41年6月10日衆議院通信委員会議録2頁）

<sup>66</sup> 大西郵政大臣の趣旨説明及び答弁（昭和55年4月24日衆議院本会議録4頁、6頁）なお、放送法改正案は、同日、衆議院通信委員会に付託になったが、委員会では提案理由説明の聴取も行われず、衆議院の解散により審査未了・廃案となった。



また、支払い義務に改める理由及び効果について、同大臣は、同日の本会議において「現行放送法におきましては、受信料の支払いについて契約が前提になっていることから、誤解を生じ、不払い者増加の一因となっております。（中略）この改正により、NHKの受信料収納が容易になりますとともに、新たな不払い者の増加の抑止することが出来ると考えています」と答弁している。また、受信料の性格については、第51回国会の改正案と同様に「受信料の基本的性格にいささかも変更を及ぼすものではありません」と答弁している。

### 3 受信料支払い義務化の意義等

受信料を支払い義務化に改める意義について、上述の大西郵政大臣答弁は、NHKの受信料収納が容易になり、新たな不払い者増加の抑止の効果があるとしていたが、最近における支払い義務化の意義については次のような説明がなされている。

#### (1) 通信・放送懇座長

通信・放送懇談会は、受信料の大幅な値下げ等を条件に、受信料の支払い義務化等を提言したが、その経緯について、松原聡（東洋大学教授）座長は、衆議院総務委員会<sup>67</sup>で次のように発言している。「受信契約の義務というのはやはり受信料支払いにそのままはつながらないわけでありまして、私どもが、公共放送と民間放送の二元制を維持する、その公共放送とは何ぞやという、国民から義務的に徴収された受信料で担われるものというように認識いたしましたので、まずそのことを法律上明確にすべきだ、このように考えましたので、ここの中でまず32条に関しまして、受信契約ではなくて受信料支払いの義務というものを明確にすべき」と発言している。また、支払い義務化による支払率向上効果については、「支払い義務化は、公共放送としての位置づけを明確にする、受信料の国民の支払い義務に基づいてNHKの公共放送が行われているということを法律上しっかり確認したいという思いでございまして、そのことは、受信料支払率がそのことで大きく上がるということの効果을期待した提言ではございません」として否定的な見解を述べている。

#### (2) NHK

橋本NHK会長は、同日<sup>68</sup>の衆議院総務委員会において、受信料支払い義務化の意義

<sup>67</sup> 第164回国会平成18年6月9日衆議院総務委員会議録 18頁、19頁

<sup>68</sup> 第164回国会平成18年6月9日衆議院総務委員会議録 38頁、39頁

について、「現在でも、受信料についての法制度的な根拠というのは、放送法によって契約義務、そのもとに大臣認可による規定としまして支払い義務、この二段階になっております。これを一本化する。言ってみれば、放送法の中で支払い義務をうたうことが、一本化するということが非常に視聴者・国民から見てわかりやすい構図になるでしょうし、また公平負担という面から役に立つ考え方ではなかろうかというふうに支払い義務については考えております」と発言している。なお、受信料不払い者に対して罰則を科すことについては、「罰則化につきましては、やはり罰則を与える部分では国の権限が入ってまいりますので、この点では、現在の受信料制度と変わるものだというふうを受けとめております。いずれにせよ、国民・視聴者の慎重なる御議論が必要かというふうに思っております」と従来からの慎重な態度を繰り返している。

### (3) その他

受信料の支払い義務化については、不払いに対して罰則を科さなければ実質的な効果はないとの指摘がある一方、受信料不払いを招いたのはNHK内部の不正経理等の不祥事なのだから、不祥事の撲滅、経営の合理化、透明化などを先に行うべきであるとの指摘もある。さらに、支払い義務化による効果がなければ罰則化の検討がされる場合もあり、そうなれば、受信料は実質的に税金化され、NHKは国営放送に近い存在になってしまうので、慎重であるべきとの指摘もある。

## 4 受信料支払い義務化に関する最近の動向

### (1) 受信料支払い義務化の条件

政府では、前述の改革工程プログラムに基づき、平成19年の常会の提出に向け、放送法等の改正に検討に着手した。

そのような状況の中、菅総務大臣は、平成19年1月の外遊の際の同行記者との懇談において、提出予定の放送法改正案に受信料支払い義務化を盛り込むには、その前提として受信料を2割程度引き下げる必要があることを明言した。2割引下げを求めた根拠については、受信料の支払い義務化により、現在の受信料支払率が70%から85%ぐらいまで回復すると見込まれる。これに受信料収納コストの削減等の経営努力が加えれば、1,200億円程度の財源が捻出できる、というものである<sup>69</sup>。受信料の義務化により支払率

<sup>69</sup> 平成19年1月16日記者会見、第166回国会平成19年2月22日衆議院総務委員会議録4頁等、

が85%に回復が見込めるとした根拠については、諸外国で受信料の支払い義務化がされている場合、平均して95%の支払率があり、我が国では不祥事発覚以前は80%の支払率があったのだから、支払い義務化が実施されれば、85%程度の支払率が見込めるといふものである<sup>70</sup>。

## (2) NHKの反応

受信料義務化の条件として、2割引下げを求めたことについて、橋本NHK会長は「仮に限りなく不払いの方が減って、受信料がしっかり払ってもらえるようになれば、値下げという還元の方法も考えられるが、現実的には大変厳しい財政状況の中でただちに実現できるものではない」と否定的な見解を述べていた<sup>71</sup>が、その後の会見において、「(仮に義務化されれば)義務化による増収効果や受信料収納にかかる経費の削減などを総合的に検討し、収支の見通しを立てた上で、値下げも視野に入れた還元策を今年9月末までにまとめる」と受信料の引下げの可能性について言及した。ただし、具体的な引下げ額については明言を避けた<sup>72</sup>。

## (3) 受信料支払い義務化見送り

上記のNHK会長の会見を受け、翌日の総務大臣の会見では、「なぜ9月なんだろうかなと思うんですね。そんな時間をかける必要は全くない、こう思います。もっと早く結論を出してほしいと思います。」とNHKの対応を批判した。その後も総務大臣、NHK双方とも主張は変わることはなかった<sup>73</sup>。

その後、政府は与党とも調整を行ったが、受信料義務化だけ先行することは、国民の理解は得られないとして、第166回国会に提出された放送法改正案には受信料支払い義務化は盛り込まれなかった。

<sup>70</sup>第166回国会平成19年3月27日参議院総務委員会会議録8頁。なお同日の委員会で、NHK会長は5年間で85%まで支払率の回復は極めて難しいというのが現実の実態である旨答弁している(22頁)。

<sup>71</sup>平成19年1月11日記者会見

<sup>72</sup>平成19年2月1日記者会見

<sup>73</sup>例えば、3月15日の衆議院総務委員会では、支払い義務化の基本方針について、菅総務大臣は、「政府・与党合意というのは、NHKの内部の改革、そして放送料の義務化また値下げ、これはある意味で私は三点セットであると思っております、このことをずっと言い続けてまいりました。義務化する場合2割前後の料金値下げ、このときも私はNHKの経営改革ということをし述べていましたけれども、この三点がなければという考え方は全く微動だにしません」(16頁)と答弁している。一方、9月末に還元策を取りまとめる方針についてNHK会長は、「この方針に変更ございません。我々、これから考えます、実際の増加目標あるいは削減の見通し、こういうふうなものを総合的に考えた上で、この内容につきまして9月末に御提示申し上げたいと思います」(9頁)と答弁している。

#### (4) 受信料引下げに向けた動き

##### ア 受信料引下げの提案

前述したようにNHKは、受信料の値下げの取扱いについて、9月まで検討を行い、結論を出すことを表明していたが、具体的には9月末までに策定を予定している平成20年度から24年度までの次期経営計画の中で明らかにするというものであった。

NHK執行部は、7月の経営委員会に対し、次期経営計画の目標と重点項目が示された。そこで受信料の引下げ案についても示されたが、具体的な値下げ額は公表されなかった<sup>74</sup>。さらに執行部は、次期経営計画の考え方を公表し広く一般から意見を募集する一方<sup>75</sup>、経営委員会では、執行部と次期経営計画について随時協議を進めた。9月24日の経営委員会において、執行部は、経営委員会の協議を踏まえ策定した次期経営計画案を提示した。そのうち受信料関係については、①受信料支払率を現在の71%から平成24年度には77%に引き上げる、②営業経費（受信料収納コスト）率を12.4%から10%未満とする、その上で、受信料を訪問集金の廃止とあわせて、50円引き下げ、口座振替及びクレジットカード継続払いの受信者はさらに50円割り引くというものであった。

##### イ 経営委員会の決定

経営委員会では、この提案を受けて、検討を行った結果、次期経営計画案を現時点では承認できず、さらなる検討の上、改めて提案するよう執行部に求めた。そして、次期経営計画については、平成21年度を初年度とすることを求めたことから、事実上、受信料の引下げは当面見送りとなった。

経営委員会は、不承認の理由をいくつか列挙しているが、受信料関係では、受信料の公平な負担を実現するための施策が示されていない（未契約者減少のための施策が示されていない等）、受信料の値下げは、抜本的改革と公平負担の実現の結果であり、それらを実施すれば、国民、視聴者の理解が得られる程度の値下げが可能になるはずである、等を挙げている。

なお、補足として、次期経営計画を承認しないことにより、受信料引下げの方向性が決定されないが、抜本改革も、受信料の公平負担もなく、将来の展望もないまま単に受信料の引下げをしたならば、NHKの役割を将来十分果たせなくなる恐れもある。また、次期経営計画案をそのまま決定されたならば、抜本的改革等も実現されず、本来実現さ

<sup>74</sup> 各紙新聞報道等によれば、①一律月額100円値下げ、②一律50円下げた上で口座振り替えの受信者はさらに50円値下げ、③口座振替利用者のみ100円という3案が提示されたもよう。

<sup>75</sup> ただし、「次期経営計画の考え方」には、黒字が見込まれれば、その分を還元した旨の考えは明らかにしていたが、具体的な値下げ額などは示されていない。

れたであろう大幅な受信料引下げは望めなくなる。経営委員会としては、中長期の経営計画の策定に積極的に関与する決意<sup>76</sup>であり、今回の決定について国民・視聴者に理解を求めている<sup>77</sup>。

#### (5) その他

内閣改造等により新たに総務大臣に就任した増田総務大臣は、就任記者会見において、NHK受信料問題に関して、「義務化と経営改革、それから値下げ、全体がセットで今後考えていかなければならない」と従来の政府の見解を踏襲する発言をした。

また、総務省は、本年5月に国民の視点に立ち、正確な受信者数の把握及びそれに基づく公平で透明性のある受信料体系を早急に検討する必要があるとして、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」を開催した。同研究会では、①契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査、②世帯及び事業者における受信料体系の課題、③衛星受信料体系の課題等について検討が進められており、本年10月に結論を出すことを予定している。

<sup>76</sup> 経営委員会は、計画の作成に積極的に関与するため、同委員会の下に「経営改革ステアリングチーム」を設置した。

<sup>77</sup> この決定に対して執行部は、「本日、『5ヵ年経営改革案』の議決が得られなかったのは、極めて残念です。」との会長コメントを発表した

#### 【参考文献】

- ・ 塩野宏『放送法制の課題』有斐閣(1989)
- ・ 長谷部恭男『テレビの憲法理論』弘文堂(1992)
- ・ ダニエルフット・長谷部恭男『メディアと制度』東京大学出版会(2005)
- ・ 郵政省放送行政局監修『放送政策の展望』電気通信振興会(1987)
- ・ 舟田正之・長谷部恭男編『放送制度の現代的展開』有斐閣(2001)
- ・ NHK放送文化研究所編『NHK データブック 世界の放送 2007』NHK出版(2007)
- ・ NHK放送文化研究所『放送研究と調査』NHK出版  
2004年8月号、同9月号、同10月号、同11月号、同2006年3月号、同2007年10月号
- ・ BBCのHP <http://www.bbc.co.uk/>
- ・ France Télévisions <http://www.francetelevisions.fr/html/>
- ・ ARDのHP <http://www.ard.de/>
- ・ KBSのHP <http://english.kbs.co.kr/index.html/>

# 参 考 資 料

## I NHK受信料制度

### 1 NHKの概要

(注) 出典を記載していない資料は、NHK又は総務省資料等をもとに当室において作成したもの。

(以下の参考資料も同じ)

第 一 卷

第 一 卷

第 一 卷

第 一 卷

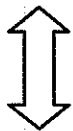


# NHKの公共的役割

## 1 放送の全国普及

○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を  
しななければならない。」(放送法第9条第5項)



民放

「あまねく受信できるように努めるものとす  
る。」(同法第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK：約99.4%、211局 ⇔ 民放事業者：約89.4%～約98.3%、83局～169局

## 2 良質な放送番組の提供

○ 番組に対する視聴者の意見 (出典：NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

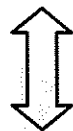
- 事件や災害が起きたときの対応が速い 60%
- 教養番組に、興味深いものがある 44%
- 地域の出来事や話題をよく伝えている 34%
- 報道番組が中立・公正 25%



- (民放) 19%
- (民放) 8%
- (民放) 27%
- (民放) 5%

○ 分野別番組比率 (再免許時の免許条件)

NHK総合：教育10% 教養20%  
NHK教育：教育75% 教養15%



民放：教育10% 教養20%

○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成16年度実績)

NHK総合 89.5% ⇔ 在京キー局 31.2%～66.3%

## 3 放送技術の開発

- NHK放送技術研究所の研究予算額：107億円
- 特許権及び実用新案権保有総数：1,085件
- NHK技術研究所  
(職員数286人、うち研究員259人)

## 4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
  - ・昭和10年開始 (運営総経費90億円のうち政府交付金23億円)
  - ・放送時間 1日延べ65時間 (22言語)
- 映像国際放送
  - ・平成7年開始 (運営総経費29億円)
  - ・1日24時間 (日本語、英語)
  - ・在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

# NHKの業務①

## ○【必須業務】＜放送法第9条第1項＞

- 1 国内放送
- ① 中波放送(総合、教育) ② 超短波放送(FM) ③ テレビジョン放送(総合、教育、地上テレビ、BS7+ワグ放送)
- 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務(BS7+ワグ放送)  
中波放送と超短波放送いずれか及びテレビジョン放送については全国普及義務有り。(放送法第9条第5項)
- 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究  
(放送技術研究所、放送文化研究所を設置し、放送技術研究や放送番組に関する視聴動向調査等)
- 4 国際放送及び委託協会国際放送業務  
(NHKワールド・ラジオ日本(短波国際放送)、NHKワールド・テレビ(テレビ国際放送))

## ○【任意業務】＜放送法第9条第2項＞

- 1 中継国際放送(カダク放送協会、イギリス放送協会の東南アジア等向け放送)
- 2 必須業務に附帯する業務  
〔NHK放送研究と調査、語学番組テキスト等の出版 ・ 有線テレビジョン放送事業者等への放送番組の供用  
・ 放送の補完利用としてのインターネット利用 ・ NHK所有の著作権の使用承認〕
- 3 外国放送事業者、外国有線放送事業者への放送番組等の提供(NHKワールド・プレミアム等による放送番組等の提供)
- 4 多重放送事業者への放送設備の賃貸
- 5 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成
- 6 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務 ⇨ ≪総務大臣の認可が必要≫  
( (社) テレビジョンラジオ推進協会に対し番組を提供する業務等)

## ○【受託業務等】＜放送法第9条第3項＞

- 1 保有施設・設備の供用又は賃貸
- 2 委託による放送番組等の制作等

総務大臣の認可が必要  
(必須業務及び任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で。)



## NHKの業務②

### 放送法

第9条第4項 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的とし  
てはならない。

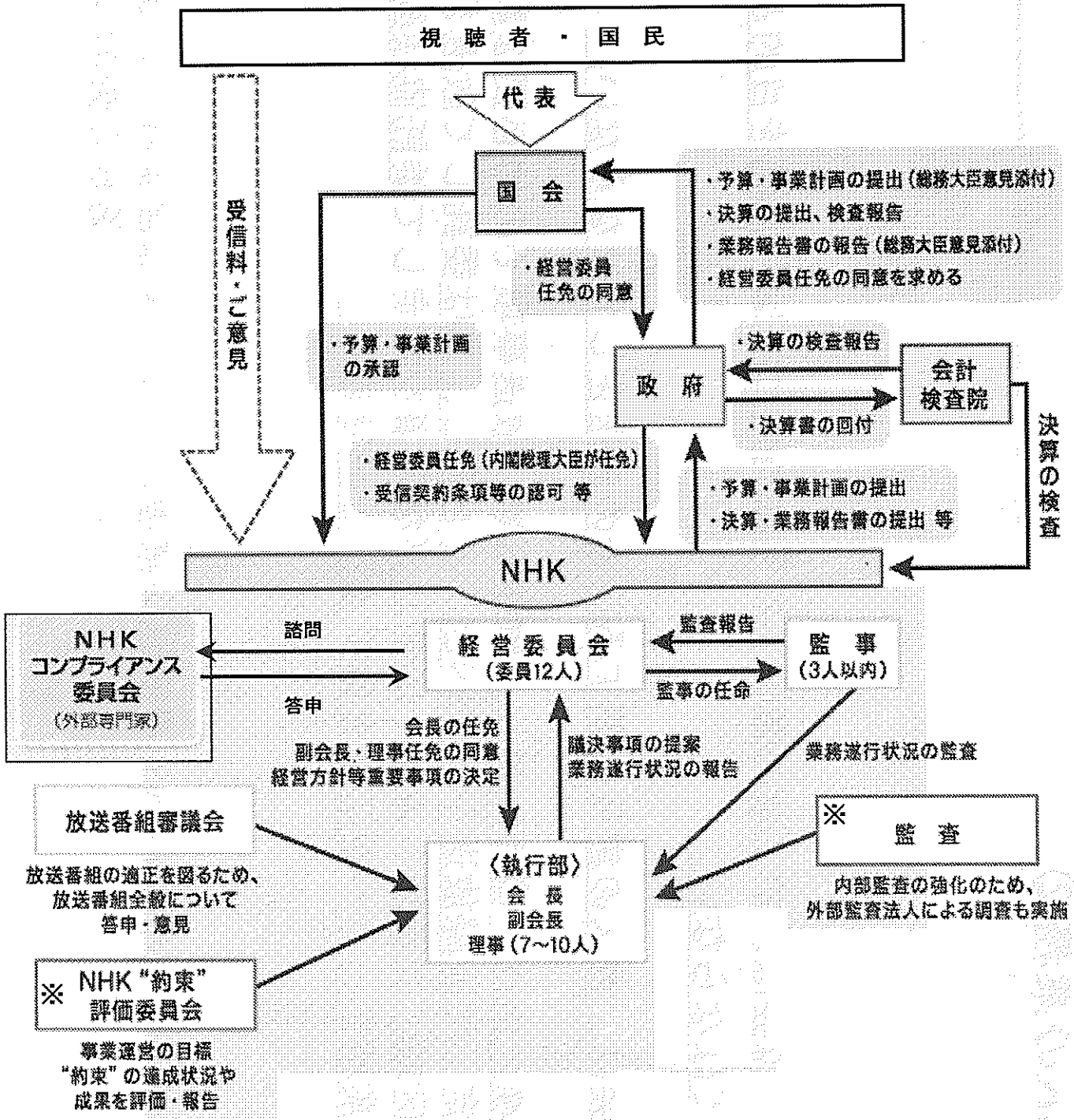
第46条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項  
を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさ  
せる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際  
放送業務を行うべきことを命ずることができる。

(参考)

有料放送を行うことができる一般放送事業者に、NHKは含まれていない  
(第52条の4)

# NHKのガバナンス



※は放送法には規定のない、NHK自身による取組み

[NHK 3か年経営計画 参考資料より作成]

## 経営委員会について

### 1 役割等

経営委員会は、NHKの経営方針や業務の運営に関する重要事項を決定する（放送法第13条第2項）最高意思決定機関である。経営委員は視聴者の代表であり、NHKの業務が適切に行われているか、視聴者に対して望ましいサービスが提供されているか等について執行部を監視・監督する。

不祥事以降の改革論議において、NHKのガバナンスを強化するために経営委員会の監督機能を強化する必要がある等指摘され、NHKにおいても様々な改革（下記3）を行っている。

（主要な業務）

- ・執行部の任命等（長の任命及び長以外の任命同意）
- ・毎年度の予算、事業計画、番組編集の基本計画の議決、毎年度の業務報告書の議決
- ・執行部の業務を監査する監事の任命
- ・経営委員及び執行部の報酬等を決定

※平成18年度より、「評価・報酬部会」「指名委員会」を、経営委員会の下に設置。

### 2 委員

- ・委員は内閣総理大臣から任命された12名（全国4名、地域代表8名）
- ・非常勤。任期は3年（ただし再任することができる）。

○委員の選定の基準<放送法第16条(委員の任命)>

- ・公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- ・「教育、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表される」ことを考慮しなければならない。
- ・委員のうち8人については、各地区から、または地区を通じて、選任される。

（略）

（委員名簿）

役職	氏名	地区	現職
委員長	古森 重隆	関東・甲信越地区	富士フィルムホールディング(株)代表取締役兼CEO
委員長代行	多賀谷一照	地区を通じて任命	千葉大学法経学部教授
委員	深谷 紘一	東海・北陸地区	デンソー社長
〃	野間光輪子	近畿地区	(有)望月代表取締役
〃	小丸 成洋	中国地区	福山通運社長
〃	梅原 利之	四国地区	四国旅客鉄道会長
〃	保 ゆかり	九州・沖縄地区	オフィスピュア代表
〃	一力 徳子	東北地区	よろづ園茶舗常務
〃	飛田 稔章	北海道地区	北海道農業協同組合中央会副会長
〃	菅原 明子	地区を通じて任命	菅原研究所所長
〃	岩崎 芳史	地区を通じて任命	三井不動産販売(株)代表取締役会長
〃	小林 英明	地区を通じて任命	小林総合法律事務所代表

## 執行部（理事会）について

### 1 役割等

- ・ 会長、副会長、理事で構成される。（放送法第 25 条）
- ・ 協会の重要業務の執行について審議する。
- ・ 放送番組の編集の基本計画や予算・事業計画等経営委員会に諮る事項等の重要事項の審議
- ・ 協会の各部局から業務遂行状況等の報告を受け検討。
- ・ 理事会は原則として、毎週 1 回開催。

### 2 任命等

- ・ 会長は、経営委員会が任命（経営委員 9 人以上の多数決）。（放送法第 27 条）
- ・ 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命。監事は、経営委員会が任命。
- ・ 会長及び副会長の任期は 3 年、理事及び監事の任期は 2 年。（ただし、再任されることができる。）（同第 28 条）

### 3 改革の取組

3 か年経営計画には、「理事の外部登用」、「情報公開のより積極的な推進」等が盛り込まれている。既に 18 年 4 月からホームページ上での議事録公開等を始めているほか、元トヨタ自動車の専務取締役（8 月末で退職）金田新氏を同年 9 月 1 日付けで理事に迎えている。

（役員一覧）

役 職	氏 名	担 当
会 長	橋本 元一	
副会長	永井多恵子	会長補佐、経営委員会対応、視聴者総局長、特命事項（視聴者ふれあい活動）
専務理事	原田 豊彦	放送総局長（放送統括、地域改革）
理 事	畠山 博治	視聴者総局副総局長（監査、コンプライアンス統括、広報統括、C I 活動）
理 事	小林 良介	視聴者総局副総局長（営業統括）
理 事	金田 新	視聴者総局副総局長（CS 活動統括、事業統括）、特命事項（“約束”活動、移動体向けサービス検討）
理 事	中川 潤一	総合企画統括（改革総合推進）
理 事	石村英二郎	放送総局副総局長（報道・国際系）
理 事	西山 博一	技師長代行、技術統括、情報システム・セキュリティ
理 事	日向 英実	放送総局副総局長（制作系）
理 事	溝口 明秀	関連事業統括（関連団体改革推進）
理 事	八幡 恒二	内部統制統括、労務・人事、財務・経理、総務
監 事	古閑 伸高	
監 事	落合 誠一	（非常勤）

# NHKの各放送波の位置付け

放送波	位置付け	特徴・役割	
テレビ(2)	総合テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュース・情報番組や文化・教養番組、娯楽番組など、各分野の調和のとれた編成を行う「基幹的な総合サービス波」</li> </ul>
	教育テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> <li>・教育番組 75%以上、教養番組 15%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、教育、趣味・実用、芸術など幅広い多彩な番組の提供</li> </ul>
	ラジオ第1 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の迅速・的確な報道に努め(「安心ラジオ」)、暮らしに役立つ情報をきめ細かく伝える(「生活情報波」) 役割</li> </ul>
	ラジオ第2 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語学講座番組や教養番組など、生涯学習の機会を提供する最も身近なメディア</li> </ul>
衛星(3)	FM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた音質を生かした多彩な音楽番組やNHKならではの貴重な音声素材を活用した「総合音楽波」</li> </ul>
	衛星第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の最新の動向をいち早く多角的に伝える「内外総合情報波」</li> </ul>
	衛星第2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難視聴解消を目的とする放送</li> <li>・教育番組 30%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上テレビジョン放送の難視聴解消のための放送を6割程度実施</li> <li>・すぐれた文化・芸術を紹介する番組や、国内外の名作映画、話題の海外ドラマ、良質の娯楽番組などで編成される「豊かで楽しめる波」</li> </ul>
	衛星ハイビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高精細度テレビジョン放送の普及に資する放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高画質・高音質などハイビジョンの特徴を最大限に生かした波</li> </ul>





# 参 考 資 料

## I NHK受信料制度

### 2 現行受信料制度関係

科學叢書

科學叢書 第一冊

科學叢書 第二冊

## 受信料制度の根拠規定

### (1) 放送法における規定

#### ・ 受信契約締結義務（放送法第 32 条）

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（以下略）

- ・ 総務大臣の認可を受けた放送受信規約により視聴者と受信契約を行っている。
- ・ 受信料額については、国会の承認を得ることとなっている（同第 37 条第 4 項）。

### (2) 放送受信規約における規定

受信料の支払いについては、以下のように定められている。

#### ア 契約締結義務

第 1 条（略）

2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHK のテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるカラーテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者はカラー契約、（略）、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるカラーテレビジョン受信機を設置した者は衛星カラー契約、（略）・・・を締結しなければならない。

第 4 条 放送受信契約は、受信機の設定の日に成立するものとする。

#### イ 受信料支払い義務

第 5 条 放送受信契約者は、受信機の設定の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1 の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

#### ウ 受信契約の単位

第 2 条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する 2 以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設定場所ごとに行なうものとする。

3 第 1 項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

4 第 2 項に規定する受信機の設定場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。

5 同一の世帯に属する 1 の住居または住居以外の同一の場所に 2 以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1 の放送受信契約とする。（略）

## 日本放送協会放送受信規約

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 32 条第 1 項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

### （放送受信契約の種類）

- 第 1 条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。
- 地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
  - 衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
  - 特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

### （放送受信契約の単位）

- 第 2 条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する 2 以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。
- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
  - 3 第 1 項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
  - 4 第 2 項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
  - 5 同一の世帯に属する 1 の住居または住居以外の同一の場所に 2 以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1 の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる 2 以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

### （放送受信契約書の提出）

- 第 3 条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の設置の日
  - (3) 放送受信契約の種類
  - (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数
  - (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止することにより、放送受信契約の種類を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種類を記載した放送受信契約書に、放送受信率を添えて、放送局に提出しなければならない。

### （放送受信契約の成立）

- 第 4 条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。
- 2 放送受信契約の種類の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日またはその廃止に伴う前条第 2 項の提出があった日とする。

### （放送受信料支払いの義務）

- 第 5 条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1 の放送受信契約につき、その種類および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種 別	支払区分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

- この表において「口座振替等」とは、第 3 項第 1 号から第 3 号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。
- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表 1 に掲げる額とする。
  - 3 第 1 項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。（以下この規約の各条項において同じとする。）
    - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
    - (2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
    - (3) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
    - (4) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。
  - 4 放送受信契約の種類に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に 2 回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
    - (1) 衛星契約
    - (2) 地上契約

(多数契約一括支払に関する特例)

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはない。

(団体一括支払に関する特例)

第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。

2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。

(同一生計支払に関する特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕))

第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

	減ずる月額
地上契約	445円
衛星契約	760円
特別契約	335円

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。

(放送受信料の支払方法)

第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

- 第1期(4月および5月)
- 第2期(6月および7月)
- 第3期(8月および9月)
- 第4期(10月および11月)
- 第5期(12月および1月)
- 第6期(2月および3月)

- 2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
- 3 放送受信料は、口座振替等により支払うほか、放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でNHKの集金取扱者に支払うことができる。ただし、訪問集金の場合において、NHKのつごうにより振替払込による支払い(以下「一時振込」という。)またはクレジットカードによる支払い(「クレジットカード一時払」という。)を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、NHKが負担する。
- 4 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 5 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 6 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。
- 7 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間についても、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。
- 8 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。
- 9 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。
- 10 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 11 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。

#### (放送受信契約者の表示)

第7条 放送受信契約者には、その放送受信契約の種別ごとに別に定める放送受信章を交付する。

- 2 放送受信章は、住居の入口等外部から見やすいところに表示するものとする。
- 3 放送受信章を紛失したまたは破損したときは、その旨を放送局に申し出て、再交付を受けるものとする。

#### (受信機の設置等の確認措置)

第7条の2 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。

- 2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、メッセージを表示しない措置をとるものとする。
  - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード（以下「ICカード」という。）のカード識別番号（以下「ID番号」という。）
  - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
  - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
  - (2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと
  - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。

#### (氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。

#### (放送受信契約の解約)

第9条 放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなったときは、放送受信章を添えて、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

- 2 放送受信契約の解約の日は、前項の届け出があった日とする。ただし、非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日とすることができる。

#### (放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することができる。

- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。

#### (放送受信料の精算)

第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。

- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
  - (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 放送受信契約の種別に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいまたは追徴する。
  - 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいまたは追徴する。

#### (放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

- (1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
- (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

#### (支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

#### (NHKの免責事項および責任事項)

第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

#### (放送受信者等の個人情報の取り扱い)

第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）第2条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および指針に基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。

- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、放送受信料免除の基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼、第7条の2に規定するICカードのユーザー登録のために行なう第三者提供をその利用の目的とする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することがある。

(規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。ただし、付則第3項については、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約施行の際、変更前の規約の規定によりカラー契約または普通契約を締結している者もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者は、この規約施行の日に地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したものとみなす。
- 3 平成19年6月1日から平成19年9月30日までの間において普通契約または衛星普通契約を締結している者については、平成19年9月30日までの間に、NHKが定める経過措置適用申請書をNHKに提出し、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成19年10月1日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。NHKは、この適用について、必要な確認を行なうことができる。(以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。)
- 4 経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、前項の規定にかかわらず、この規約を適用する。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)

種 別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

別表2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額 (第5条の4第2項関係)

	減ずる月額
地上契約	395円
衛星契約	705円

NHKが取り扱う受信者の皆様の個人情報、放送受信料の契約・収納(家族割引の適用確認を含みます)のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力のお照りのために利用します。

# 受信料体系及び受信料額の概要

○受信料体系及び受信料額(平成19年10月施行)

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(参考)沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

注)上記のほか、「日本放送協会放送受信規約」に基づく受信料特例(いわゆる割引)及び「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づく受信料免除がある。

(参考)受信料額は、国会の承認により決定

○放送法  
(収支予算、事業計画及び資金計画)  
第37条(略)

2・3(略)

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。



# 受信料体系及び受信料額(月額)の推移

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
T.15.8 S.21.4 9 22.9 23.7	社団法人「日本放送協会」設立(聴取料)	1 2.5 5 17.5 35					
25.6	放送法に基づき「日本放送協会」設立(聴取料→受信料)						
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ヶ月で200円)	50 50		200			
29.4 34.4 37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	67 85 契約乙 50		300 契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止		315			
51.6 55.5 59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い 消費税導入			420 520 680 (630)			
H. 1.4				700 (650)			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約:地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約:地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入						1,820 (1,770)
9.4							1,850 (1,800)
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約:地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約:衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約						1,055 (1,005)

資料1-2-4

注:受信料額のうち、( )内は継続振込、口座振替の料金

(読者局資料)

# 受信契約の単位の概要

○ NHK放送受信規約(協会が作成し、総務大臣が認可)等において、NHKが契約の単位を規定。

<p>契約の単位</p>	<p>《原則》  <b>「世帯ごと」</b>                  → 住居および生計をともにする者の集まり 等</p>	<p>《事業所等住居以外の場所》  <b>「設置場所」ごと</b>                  → 部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による</p>
<p>放送受信規約</p>	<p>第2条 放送受信契約は、<u>世帯ごと</u>に行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。                  3 <u>第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり</u>または独立して住居もしくは生計を維持する単身者について、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</p>	<p>第2条                  2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、<u>受信機の設置場所ごと</u>に行なうものとする。                  4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、<u>部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位</u>による。</p>
<p>具体事例</p>	<p>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)                  同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要)                  ※ 「料金事務の取り扱い」(注)において、同一邸内の隠居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。                  別荘 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要                  ※ 「同一の世帯に属する2以上の住居」(規約 § 2 I 但書)に該当。                  カーナビ、ワンセグ携帯                  カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。                  ※ 「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備を含む(規約 § 1 II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。</p>	<p>講堂やデパート売場                  通路で囲まれた一定の区域ごとの契約                  ※ 「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。                  観光バスの車内テレビ バスごとの契約                  ※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約 § 2 IV)に該当。                  理髪店・小規模工場などの店内・作業場                  店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約                  ※ (住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。</p>

(注)「料金事務の取り扱い」…「放送受信規約および放送受信規約取扱いに関する料金事務の取扱い」について規定するNHKの内部規程。

## 受信料割引制度の概要

### ○多数契約一括支払における割引

衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約の契約件数の合計が 10 件以上である同一の放送受信者が、支払期間を同じくして口座振替又は継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、契約種別ごとの全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、例えば、「衛星カラー契約・50 件以上 100 件未満の場合、1 件あたり月額 230 円」などの割引をする。

（現在は衛星カラー契約等に限定されており、地上放送の契約のみの場合は適用されないが、20 年度から導入予定の「事業所等に対する割引」はこれを地上放送にも拡大するもの。

### ○団体一括支払における割引

別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約を締結している放送受信契約者が 15 名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替又は継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、訪問集金による料額から、「契約件数 1 件あたり、月額 250 円」割引する。

### ○同一生計支払（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）における割引

→ 平成 18 年 12 月から実施

学生又は単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約をした者（対象契約者）が、口座振替等により放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともにする者が別の住居において放送受信料を口座振替等により支払うことを条件に、口座振替等による放送受信料額から、例えば、「カラー契約の場合は月額 445 円、衛星カラー契約の場合は月額 760 円」、割引する。

#### （参考）「口座振替等」の状況

区分	17 年度決算	18 年度予算	18 年度見込	19 年度予算
利用件数	2,981	3,015	3,041	3,141
利用率	82.4%	82.9%	84.0%	86.3%

※ 口座振替等：口座振替、継続振込、クレジットカード継続払による支払い。

※ クレジットカード継続払：指定するクレジットカード会社との契約に基づき、カード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払い。平成 18 年 6 月から開始。

→ クレジットカード継続払の導入、継続振込におけるクレジットカード払の開始、同一生計支払に関する特例（家族割引）の導入に伴い、放送受信規約の変更が行われた（平成 18 年 3 月 31 日総務大臣認可）

## 受信料免除制度の概要

- ・ NHKの放送受信規約に定める基準に該当する場合は、申請により、受信料を免除する。また、災害被災者の場合は、申請がなくても期間を定めて免除することがある。  
(放送法第32条第2項、日本放送協会放送受信規約第10条)

### 受信料の免除基準

#### 1 全額免除

- ・ 社会福祉施設
- ・ 学校（小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）
- ・ 公的扶助受給者（生活保護法に規定する扶助又はらい予防法の廃止に関する法律に規定する擁護）が世帯主である世帯
- ・ 身体障害者が世帯主である世帯
- ・ 社会福祉事業施設入所者
- ・ 重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯を構成する全員が市町村税非課税の場合
- ・ 災害被災者（災害救助法による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間）
- ・ 非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

#### 2 半額免除

- ・ 視覚、聴覚障害者
- ・ 重度のし体不自由者
- ・ 重度の戦傷病者

### (参考)受信料免除の状況

	免除件数	免除額
合 計	1,800	279 億円
全額免除	1,407	240 億円
半額免除	393	39 億円

# 日本放送協会 放送受信料免除基準

[最終改正 平成13・2・1]

日本放送協会放送受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。

## 1 全額免除

### (社会福祉施設)

- (1) 別表1に掲げる社会福祉施設において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

### (学 校)

- (2) 別表2に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

### (公的扶助受給者)

- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助またはらい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)に規定する援護を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約

### (身体障害者)

- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯(ただし、福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下と認める世帯に限る。)で、その世帯に属する身体障害者またはその者を世帯構成員に有する者が、その住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

### (社会福祉事業施設入所者)

- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行なう施設の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

### (市町村民税非課税の重度の知的障害者)

- (6) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する特別障害者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者(以下「知的障害者」という。)を構成員に有する世帯で、かつその世帯を構成するすべての者が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の場合、その世帯に属する知的障害者またはその者を世帯構成員に有する者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(災害被災者)

- (7) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。
- (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度のし体不自由者)

- (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の障害等級1級または2級に該当する重度のし体不自由者で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

付則

(施行期日)

この基準は、平成13年2月1日から施行する。ただし、1の(8)については、平成13年1月6日から施行する。

別表1

<p>社会福祉施設</p>	<p><b>(生活保護施設等)</b></p> <p>1 生活保護法に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</p> <p>2 社会福祉法に規定する、生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設および生計困難者に対して助葬を行う施設</p> <p>3 社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業を行う施設</p> <p><b>(児童福祉施設)</b></p> <p>4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）</p> <p>5 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業または放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>6 社会福祉法に規定する、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業を行う施設</p> <p><b>(母子福祉施設等)</b></p> <p>7 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉施設（母子福祉センター、母子休養ホーム）ならびに同法に規定する母子家庭居宅介護等事業または寡婦居宅介護等事業を行う施設</p> <p>8 社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を営営する者が行うものをいう。）を行う施設</p> <p><b>(老人福祉施設)</b></p> <p>9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター）ならびに同法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業または痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p><b>(身体障害者福祉施設)</b></p> <p>10 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設および身体障害者授産施設</p> <p>11 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設ならびに同法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業を行う施設</p> <p>12 社会福祉法に規定する、身体障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設</p>
---------------	---

社会福祉施設	<b>(知的障害者福祉施設)</b>
	13 知的障害者福祉法（昭和35年法律第137号）に規定する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム、知的障害者通勤寮）ならびに同法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業または知的障害者地域生活援助事業を行う施設
	14 社会福祉法に規定する、知的障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設
	<b>(精神障害者福祉施設)</b>
	15 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター）および同法に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設
	<b>(婦人保護施設)</b>
	16 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設
	<b>(更生保護事業施設)</b>
	17 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業のうち、継続保護事業を行う施設
	<b>(その他の社会福祉施設)</b>
18 社会福祉法に規定する授産施設および同法に規定する生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業を行う施設	
19 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設	
20 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う施設	
21 社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、無料または低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行う施設	
22 社会福祉法に規定する隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料または低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善および向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）を行う施設	
23 1から22の施設に関する連絡または助成を行う施設	

(注) 本表における「社会福祉施設」には、次の施設は含まない。

- ①実施期間が6か月（23に掲げる事業にあっては、3か月）を超えない事業を行う施設
- ②社団または組合の行う事業であって、社員または組合員のためにする事業を行う施設
- ③常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たない施設（1、4、10、17、21～23を除く）
- ④23に掲げる施設のうち、社会福祉法に規定する社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度5百万円に満たないものまたは助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

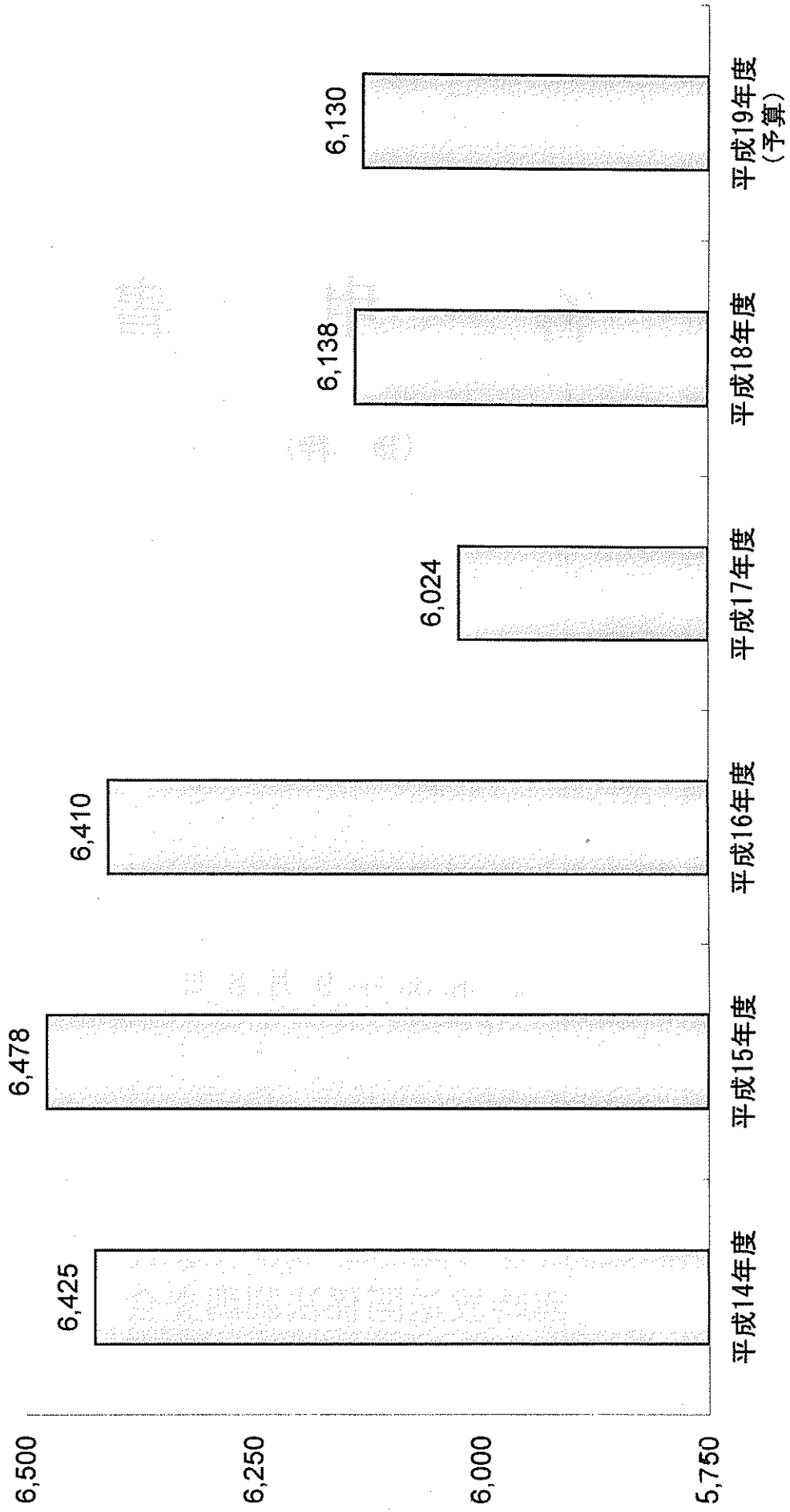
別表2

学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園
-----	---



# 受信料収入の推移（決算ベース）

[単位：億円]



# 答 申 書

( 抜 粹 )

昭和 39 年 9 月 8 日

臨時放送関係法制調査会

受信料は、受信機を設置した日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

受信機が設置された日から開始し、その期間中、

## 5 受信料 [22]

受信料は、受信機を設置した日から開始し、その期間中、

受信料は、上述のようなNHKの業務を行なうための費用の一種の国

民的な負担であつて、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

その負担者を「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」としている現行法の建前は、適切であると考えられる。

NHKの放送と受信料負担とを密着させることは、負担する側の心理からみても、NHKの業務努力という観点からみても、妥当であると認められ、他方、現実を受信するか否かに関せず支払義務を負わせることは、大量的事務処理の立場から妥当といえるのみでなく、そもそもNHKを設けて前記業務を行なわせ、その費用を国民に分担させるという法律の趣旨からいつて適切であると考えられる。受信料を定額制とし、月額をもつて定めることも、この趣旨に適合するといえよう。

現行放送法は、受信料の徴収と支払いの法律関係を「受信契約」の強制という形で表現しているが、「契約」の語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制を行なわないで、直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい。

受信料がわが国で行なわれる放送一般に対する対価(料金)でもなく、放送のための税金でもなく、NHKに一定の業務を行なわせるための一

種の負担金として、法律が創設したものであるから、受信料収入の一部を民放にも分与すべしというような一部の意見には賛成することができない。NHKに放送界全般に役立つような業務を積極的に行なわせることは、事項によつては必要であると考えられるが、これと混同すべきではない。

受信料月額を国会がNHKの収支予算を承認することによつて定める現行の方式は、適当であると認める。

受信料月額の安定性等の観点からみて、これを法律で定めるのが適当であるとの見方もあり、一理はあると思われるが、NHKが業務を行なうための費用の負担という受信料の特殊性格、その他諸般の事情を総合的に勘案するとき、収支予算が毎年国会に提出され、国会が国民の代表としてこれを承認するという制度は妥当であると結論される。

受信料月額の安定性は必要であるが、反面において、一たん定まつた月額を既得権のように考えて、これを基礎として安易に予算を編成するようなことがあつてはならない。ことに、受信者数が急増する場合にそうである。かかる場合には、進んで受信料の低減を図り、適切な事業計画の遂行のための費用の分担という受信料制度の本旨を貫くべきである。

受信料は、NHKにその業務を行なわせるための費用を受信者たる国民が分担するものであるから、その趣旨にそうよう、あくまでも妥当か

つ簡明なものでなければならない。なお、免除も、免除基準の設定や変更が慎重かつ公平であることを旨として行なわれるべきことは、いうまでもない。

なお、NHKの収支その他経営状況等については、受信者に周知を図るよう一層の努力をする必要があると認められる。

# 参 考 資 料

## Ⅱ 諸外国における受信料制度

# 井 倉 宗 春

## 自傳 謝 愛 春 村 的 回 答 書 Ⅱ



# 諸外国の受信料制度

	受信料等の位置づけ (支払の相手方)	強制徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収単位	料金年額 (2006年度)	受信料収入 (総収入に占める割合)												
イギリス	受信許可料 (BBC)	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>無許可受信者は、略式起訴により1千ポンド以下の罰金</li> <li>1千ポンド以上の罰金</li> <li>罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局の住所ファイナル登録用、レンタル店、電話店、の通称義務あり</li> </ul>	世帯	T (C) 135.5ポンド (32,520円) T (M) 45.5ポンド (10,920円) Rなし	7,441億1,440万円 (31億60万ポンド) <b>(69.2%)</b> (子会社を含む連結決算)												
フランス	視聴覚受信税 (政府)	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年から、受信料を住居税と一括して徴収</li> <li>正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の住所ファイナル登録用、レンタル店、の通称義務あり</li> <li>事業者は求められた場合に加入者の個人情報を提供</li> </ul>	世帯 〔課税単位と同じ〕	T 116ユーロ (18,560円) Rなし	2,874億8,800万円 (17億9,680万ユーロ) <b>(65.9%)</b>												
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月以上の届出遅滞及び、6ヶ月以上の滞下の過料</li> <li>1千ユーロ以下の過料</li> <li>また、州放送協会の告訴に基づき訴訟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の登録データを活用して受信料を課税したり届出を課税する義務あり</li> </ul>	世帯	基本料金(R) 66.24ユーロ (10,598円) T 204.36ユーロ (32,698円)	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>8,190億8,800万円</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>(51億1,930万ユーロ)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>(83.1%)</td> </tr> <tr> <td>Z</td> <td>2,592億8,000万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>(16億2,050万ユーロ)</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>(88.9%)</td> </tr> </table>	A	8,190億8,800万円	R	(51億1,930万ユーロ)	D	(83.1%)	Z	2,592億8,000万円	D	(16億2,050万ユーロ)	F	(88.9%)
A	8,190億8,800万円																		
R	(51億1,930万ユーロ)																		
D	(83.1%)																		
Z	2,592億8,000万円																		
D	(16億2,050万ユーロ)																		
F	(88.9%)																		
韓国	受信料 (KBS)	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則制度はなし</li> <li>受信料未納の場合は割増金</li> <li>受信料未納の未登録に受信料相当額は、1年徴収金賦課制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社のデータ(1994年から)を電力会社が電料金をとる際に徴収(委託)し、受信料登録あり</li> </ul>	世帯	T 30,000ウォン (3,900円) Rなし	681億9,800万円 (5,246億ウォン) <b>(38.2%)</b>												
日本	受信料 (NHK)	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則制度はなし</li> <li>延滞金・割増金制度あり</li> </ul>		世帯	T 16,740円 + 衛星 11,340円 Rなし	6,130億円 <b>(96.6%)</b>												

※1 Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T (C)はカラーテレビ、T (M)はモノクロ (白黒) テレビの意。  
 ※2 収入額は英国、韓国は2005年度末、仏国、独国は2005年末の数字  
 ※3 収入額について、仏国はフランス・テレビジョングループ全体の金額、ARDは各州放送協会の合計額  
 ※4 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算 (2007年5月現在)

# 諸外国における受信料の支払単位

	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	韓国
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
料金年額	135.5ポンド (32,520円)	116ユーロ (18,560円)	204.36ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (32,698円)	104ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (16,640円)	30,000ウォン (3,900円)
事業所	事業所	台数	台数	事業所	台数
割引制度等	(ホテル) 15部屋まで1許可 以降5室ごとに1許可	3台目から30台目までは30%割引 31台目以降は35%割引 (ホテル) 上記割引のほか、1年のうち9ヶ月を超えない営業を行う観光ホテルについては、合計の料額から25%割引	(ホテル) 宿泊者のテレビに 対して、客室数が50室 以下の場合には50%割 引 50室以上の場合は 25%割引	カテゴリーA 5つ星ホテルで部屋 数が100以上のもの (年額5926.30ユーロ)  カテゴリーB 5つ星ホテルで部屋 数が25以上100未満 のもの 4つ星観光ホテル (年額1777.90ユーロ)  カテゴリーC 5つ星ホテルで部屋 数が25以下のもの 3つ星観光ホテル (年額888.94ユーロ)  カテゴリーD 2つ星、1つ星観光ホ テル ・事務所 (年額355.58ユーロ)  カテゴリーE 商店 (年額177.80ユーロ)	(割引制度なし)

為替レート: 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算(2007年5月現在)

# 諸外国における強制徴収及び罰則制度

	受信料等の位置付け (支払の相手方)	支払義務	強制徴収※	罰則等	外部情報の活用	徴収比率 (推計値)
イギリス	受信許可料 (BBC)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金</li> <li>罰金未納の場合は刑務所収監</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局の住所ファイルを活用</li> <li>電器店、レンタル店等からの通報義務あり</li> </ul>	95.3%
フランス	視聴覚受信税 (政府)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年から、受信料を住居税と一括徴収(法人は付加価値税として徴収)</li> <li>正確な届出をしない場合は、150ユーロの罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居税の住所ファイルを活用</li> <li>電器店などからの通報義務あり</li> <li>有料放送事業者は求められた場合に加入者の個人情報を提供</li> </ul>	94.2%
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料</li> <li>また、州放送協会の告訴に基づき訴追</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の登録データを活用</li> <li>受信機を設置したら届ける義務あり</li> </ul>	91.8%
韓国	受信料 (KBS)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信料未納の場合は割増金制度あり</li> <li>テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社のデータベースを活用 (1994年から、電力公社が電気料金とともに徴収(委託))</li> <li>受信機登録制度あり</li> </ul>	96.7%
日本	受信料 (NHK)	△	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金・割増金制度あり</li> </ul>	×	71.1%

※ 強制徴収とは、受信料の不払いがあったときに、訴訟手続きによらず自力執行で債権回収を図る手続きをいう。

諸外国の公共放送に対する各種規制

	受信料の決定	予算の承認
イギリス (BBC)	主務大臣	BBCトラスト
フランス (FT等)	法律で規定 (租税一般法典第1605条) ※2005年に国会による決定から変更	国会
ドイツ (各州放送協会、ZDF)	州議会	(各州放送協会) 放送評議会  (ZDF) テレビ評議会
韓国 (KBS)	国会	経営委員会
日本 (NHK)	国会	国会

# 参 考 資 料

## Ⅲ 受信料不払い増加後のNHK の取組み等

# 参 考 书 籍

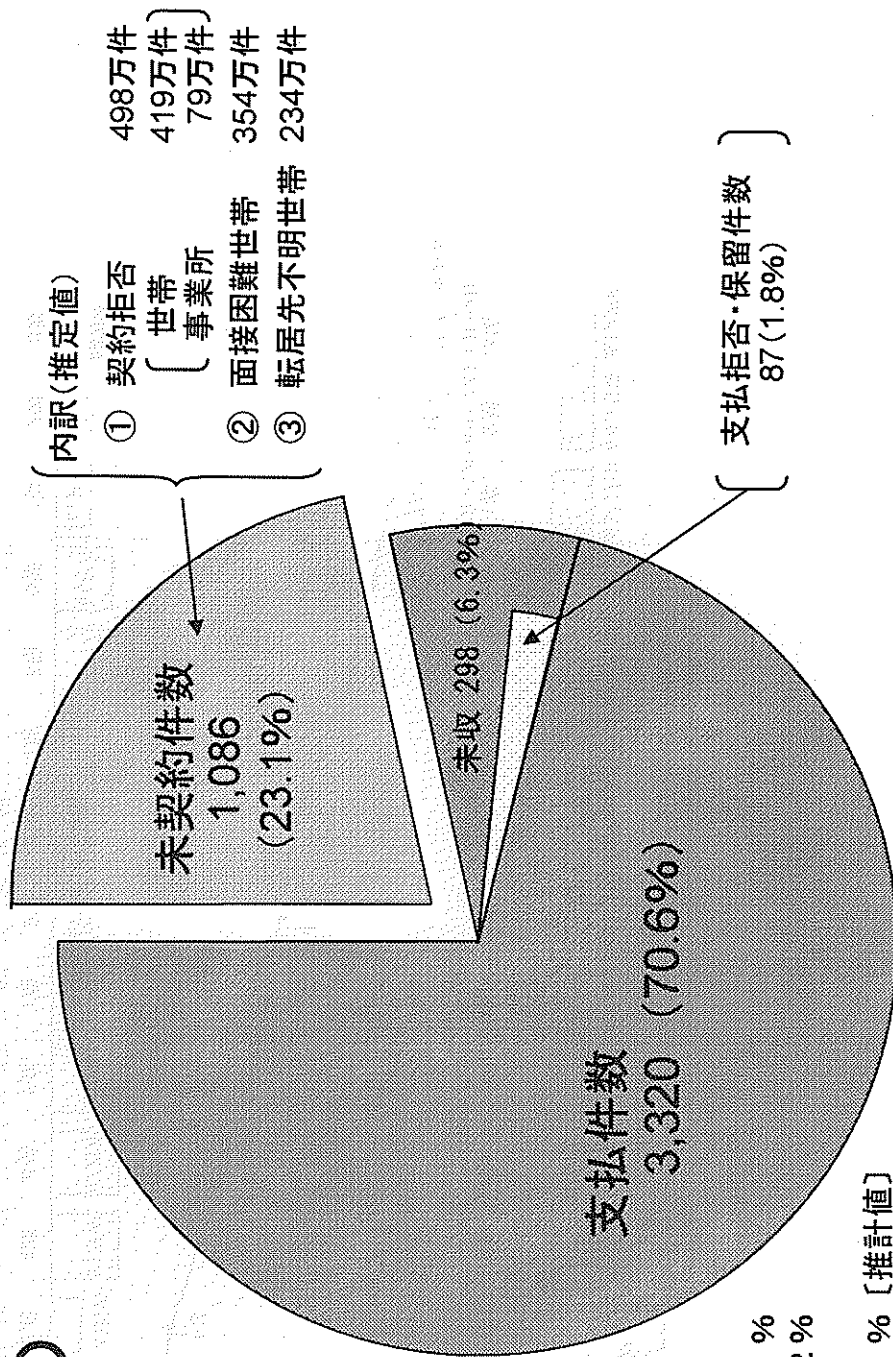
① 参考书目不特指受  
② 参考书目

# 受信契約の状況

## 平成19年3月末の 受信契約数 (万件)

総契約対象件数  
4,704万件

うち、事業所数を除く総契約対象  
世帯：4,415万世帯  
(総世帯数5,055万世帯※のうち、  
免除世帯等を除いた推計値)  
※平成18年度末数値



### [年金・税に係る徴収率]

- 国民年金 (H17年度) ..... 67.1%
- 国民健康保険 (H17年度) ..... 90.2%
- 税金関係 (H17年度)
  - ・国 税 ..... 98.1% [推計値]
  - ・道府県税 ..... 98.9%
  - ・市町村税 ..... 98.2%

### 契約率及び支払率の推移

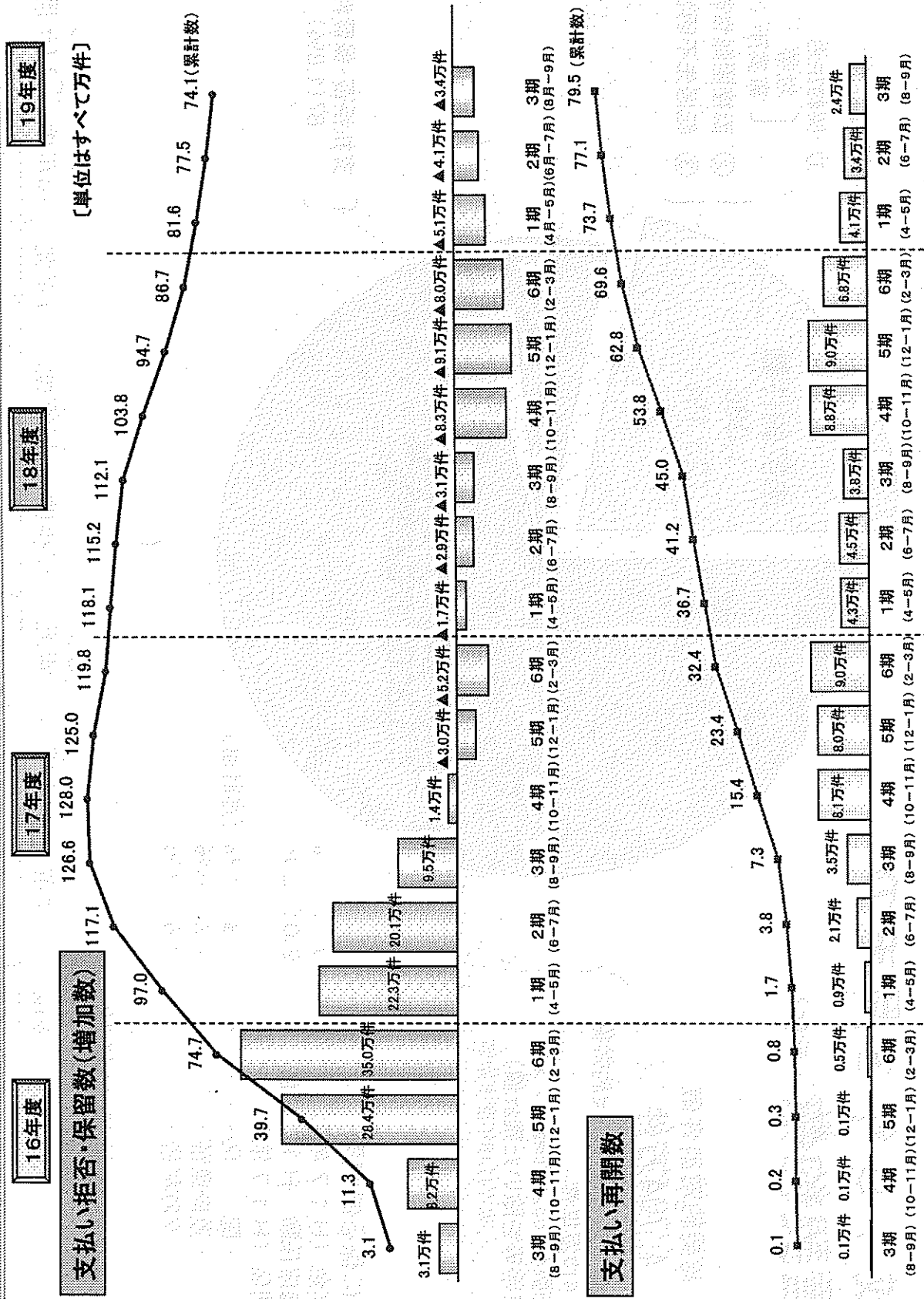
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
契約率	81.6	81.7	81.5	81.2	81.3	81.4	81.3	81.1	79.9	77.3	76.9
支払率	79.3	79.4	79.1	78.8	78.9	79.0	78.8	78.4	73.5	69.7	70.6

(総務省発表)

平成19年11月8日  
NHK広報局

# 受信契約(拒否・再開)の推移 (19年9月末)

(報道資料)





## コンプライアンス活動の推進

←もくじへ戻る

## これまでの取り組み

- 19. 9 e-ラーニング「新・セクシュアルハラスメント防止」研修実施(対象:管理職・専任職(MⅡ以上)管理者編、一般職・専任職(MⅠ)基礎編)
- 19. 9. 14 コンプライアンス推進責任者会議開催(平成19年度第3回)
- 19. 7 e-ラーニング「個人情報保護」研修実施(対象:専任職(MⅡ以上))
- 19. 7 e-ラーニング「メンタルヘルス」「公益通報者保護法」「個人情報保護」「労務管理テスト」研修実施(対象:管理職昇進者)
- 19. 7 「コンプライアンス月次点検」開始
- 19. 6. 27 コンプライアンス推進責任者会議開催(平成19年度第2回)
- 19. 6. 18 コンプライアンス推進責任者会議開催(平成19年度第1回)
- 19. 6 「緊急対話活動」実施(関連団体を含む)
- 19. 4. 27 職員意識調査「コンプライアンスアンケート」開始(平成19年度第1回)
- 19. 4 平成19年度「コンプライアンス推進のアクションプラン」発表
- 19. 3 e-ラーニング「コンプライアンスの推進」「情報セキュリティ」実施  
「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」誓約
- 19. 2. 20 コンプライアンス推進責任者(法務担当)会議開催(平成18年度第3回)
- 19. 2. 5 職員意識調査「コンプライアンスアンケート」開始(平成18年度第2回)
- 19. 1 e-ラーニング「NHKの組織力向上のために」研修実施  
(対象:ポスト長、コンプライアンスリーダー)
- 18. 12. 27 コンプライアンス推進責任者会議開催(平成18年度第2回)
- 18. 12. 26 「全部局業務調査報告書」を公表
- 18. 10 コンプライアンス推進強化月間
- 18. 9. 26 「NHKコンプライアンス委員会」(経営委員会諮問機関)設置
- 18. 9. 11 職員意識調査「コンプライアンスアンケート」開始(平成18年度第1回)
- 18. 9. 4 コンプライアンス推進責任者会議開催(平成18年度第1回)
- 18. 8. 22 経営委員会「コンプライアンスに関する経営委員会諮問機関の設置について」  
公表

- 18. 8. 3 「全部局業務調査プロジェクト」発足
- 18. 7. 31 「NHK業務点検・経理適正化委員会」を廃止
- 18. 6. 20 「改革提案に関するNHK見解」を公表
- 18. 6 管理職対象eラーニング「メンタルヘルス」「公益通報者保護法」研修実施
- 18. 6. 5 コンプライアンス(法令遵守)推進室の推進体制を整備  
(名称を「コンプライアンス室」に変更)
- 18. 6. 1 出張時の事務処理の見直し  
(使用済み特急券の添付、「遠距離日帰り出張時」事務処理の見直し)
- 18. 5. 29 「緊急業務調査報告書」  
「スポーツ報道センター元職員の不正その後の調査」等を公表
- 18. 4. 17 緊急業務調査開始
- 18. 4. 17 出張旅費申請手続きの厳格化(航空券の半券添付)
- 18. 4. 11 スポーツ報道センター元職員の不正について発表
- 18. 4 平成18年度「コンプライアンス推進のアクションプラン」発表
- 18. 3 eラーニング「コンプライアンス研修」を実施  
「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」誓約
- 18. 1. 24 「平成18年度～20年度NHK経営計画」を公表
- 17. 10 コンプライアンス推進強化月間
- 17. 9. 30 コンプライアンス推進責任者会議開催
- 17. 9. 20 「NHK新生プラン」発表
- 17. 8. 1 コンプライアンス推進責任者、推進担当管理職の配置
- 17. 4. 25 新役員体制スタートと同時に「改革・新生委員会」を設置  
コンプライアンス(法令遵守)推進室の体制整備  
経理局に中央審査センターを設置(経理審査機能を強化)  
視聴者サービス局を設置
- 17. 4. 1 平成17年度「コンプライアンス推進のアクションプラン」を発表  
「委嘱業務等審査委員会」を設置  
(外部専門家起用の委嘱業務全般の事前審査強化)  
出演料支払い手続きを見直し
- 17. 2. 17 「コンプライアンス(法令遵守)の取り組みについて」を発表
- 17. 1. 25 橋本新会長、永井新副会長就任  
「再生に向けた改革施策」を発表
- 17. 1. 17 外部監査法人と連携した海外総支局現地調査を開始

- 17. 1. 4 バンコク支局に経理担当管理職を配置
- 17. 1. 1 委嘱料の支払い請求の決定権をチーフ・プロデューサーから部長に改定
- 17. 1 懲戒処分の公表内容を充実(金品に関わる懲戒処分は原則としてすべて公表)
- 16. 12. 19 特集番組「NHKに言いたい」を放送
- 16. 11. 15 NHK関連団体のコンプライアンスの外部通報窓口を設置
- 16. 11. 1 番組制作部局に経理審査を担当する専任管理職を配置  
所定の報告書による出張報告の徹底(“カラ出張”の再発防止)
- 16. 10. 22 物品の紛失等事故発生時の報告等処理ルールを徹底
- 16. 10. 4 コンプライアンス推進担当者会議開催  
外部監査法人による海外総支局経理処理についての審査を開始
- 16. 10. 1 「放送作家等審査委員会」を設置(放送作家の起用について事前審査制度を導入)  
(17. 4. 1「委嘱業務等審査委員会」に改組)
- 16. 10 コンプライアンス推進強化月間  
全職場でコンプライアンス(法令遵守)研修を実施
- 16. 9. 30 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を制定(全役職員に誓約・署名を徹底)
- 16. 9. 14 請求者本人に代わって放送料支払いの請求を行う「代理請求」を廃止
- 16. 9. 13 コンプライアンスの通報窓口(弁護士事務所)を設置
- 16. 9. 7 「『芸能番組制作費不正支出問題』等に関する調査と適正化の取り組みについて」を発表  
コンプライアンス(法令遵守)推進委員会設置  
コンプライアンス(法令遵守)推進室設置
- 16. 8. 20 監査室に機動的監査を担当する専任チームを設置
- 16. 8. 18 外部の専門家による「NHK業務点検・経理適正化委員会」を設置
- 16. 7. 26 コンプライアンスの通報窓口(業務相談室)を設置  
「業務総点検実施本部」を設置[全部局で経理適正化の観点から総点検を実施  
(16.9.7「コンプライアンス(法令遵守)推進委員会」に吸収)]
- 16. 7. 23 番組制作局芸能番組センターに経理審査担当管理職を配置
- 16. 7. 20 芸能番組制作費の不正支出について記者会見

Copyright NHK (Japan Broadcasting Corporation)  
All rights reserved. 許可なく転載を禁じます。

(NHK HPより)

(制定 16.9.30)

## 「NHK倫理・行動憲章」

～視聴者・国民の負託に応える公共放送であるために～

NHKは公共放送として、福祉・文化の向上と健全な民主主義の発展に役立つとともに、国民の生命・財産を守ることに資する、豊かで良い放送を行っていかねばなりません。

私たちは、こうした公共放送の使命と社会的責任、その影響力をあらためて深く自覚するとともに、視聴者一人ひとりからいただく受信料の重みを深く認識し、公共放送で働く者として高い倫理観を持って行動してまいります。

NHKに働くすべての役職員が、みずからを厳しく律し行動していくことを、視聴者・国民のみなさまに誓約し、ここに「NHK倫理・行動憲章」を制定します。

- 公共の福祉と民主主義の発展のために視聴者・国民に奉仕します。
- 放送倫理を守り豊かで質の高い放送を行います。
- 法令や社会のルール、職場の規律を遵守します。
- 受信料の重みを深く認識して業務運営にあたります。
- 地球環境に配慮した事業運営を行います。
- 職場におけるお互いの人権を尊重します。
- 職場の安全管理を徹底します。

会長、役員および各組織の長は、本憲章の精神の実現がみずからの役割であることを認識し、その徹底を図ります。また、本憲章に反する事態が発生したときには、みずから問題解決にあたり、原因究明、再発防止、社会への迅速・的確な情報開示と説明責任を果たします。

## 「行 動 指 針」

私たちは、「放送法」を遵守するとともに、「NHK倫理・行動憲章」に基づいて、次のように行動します。

### 視聴者・国民への奉仕

- ◆ 一人ひとりが公共放送で働く者としての自覚を持ち、高い倫理観を保持し、常に品位と節度を心がけ行動します。
- ◆ 視聴者・国民からの声、要望や評価を真摯に受け止め、事業運営に反映させるとともに、常に、放送サービスの向上と放送を見ていただくための努力を怠りません。
- ◆ 放送・イベントなどを通じて視聴者・国民や地域とのつながりを深め、文化の担い手、情報の発信拠点として、「身近で頼りになる放送局」を目指します。
- ◆ 受信料制度を将来にわたって堅持していくため、受信料制度と事業内容について理解促進に努めます。
- ◆ 情報公開にあたっては、NIIK情報公開基準にのっとり、事業全般にわたる情報をわかりやすく、積極的に公開します。

### 放送倫理の徹底

- ◆ 放送の公平・公正を維持するために、視聴者にできるかぎり幅広い視点から情報を提供します。
- ◆ 外からの圧力や働きかけに左右されることなく、みずからの責任において、ニュースや番組の取材・制作を行い、豊かで質の高い放送番組を提供します。
- ◆ 取材される側の立場に配慮し、人権の尊重、名誉やプライバシー・個人情報の保護などに最大限努めます。
- ◆ 取材相手には誠実に接し、相互の信頼を大切にします。
- ◆ 取材する者が最も守らなければならない職業倫理の一つとして、取材源の秘匿を貫きます。
- ◆ 取材で得た情報を個人の利益のために利用しません。
- ◆ 正確な放送を旨とし、事実をゆがめたり、視聴者の誤解を招いたりするような放送は行いません。放送が事実と違っていることが明らかになったときは、速やかに訂正します。
- ◆ 暴力、俗悪、差別などを排除し、常に品位と節度を心がけ、青少年の健全な育成に積極的に努めていきます。

- ◆ 高齢者や障害者に向けて「人にやさしい放送」に取り組みます。
- ◆ 著作物などの利用にあたっては、必要な権利処理を確実に行います。

### 法令・職場規律の遵守（コンプライアンス）

- ◆ すべての行動において、法令、社会のルール、内部規程の遵守を徹底します。
- ◆ 一つ一つの行動や判断を社会のルールに照らして常に自問し、社会から批判を受けることのないよう行動します。
- ◆ 私生活上のことであっても、NIIKの名誉や信用を損ねたり、公共放送で働く者としてのモラルに反する言動や行為は、厳に慎みます。
- ◆ 不正な金品などの授受は行いません。また、上司の許可なく業務に関する慰労、謝礼、贈与は受けません。
- ◆ 業務上知ることのできた機密やプライバシーなどの情報を、決して他に漏らすことはしません。情報漏洩は重大な不正行為であることを認識し、適正に管理します。
- ◆ 受信契約者・出演者などの個人情報については、適正な利用・安全確保を徹底し、決して外部に漏れないよう、厳重に管理します。
- ◆ 法令違反、内部規程違反などの不正または不祥事を知ったときは、速やかに上司に報告します。また、これによりることができない場合には、法令遵守を推進するための窓口に通報します。この場合、通報を理由とする不利益な取り扱いは一切行いません。
- ◆ 法令違反、内部規程違反などの不正または不祥事が発生したときは、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって問題の解決に取り組み、再発防止策を講ずるとともに、説明責任を果たすべく、適時・的確な対応を行います。
- ◆ 法令や社会のルールをめぐる状況に常に留意し、必要が生じた場合は迅速に、内部規程、「NIIK倫理・行動憲章」「行動指針」に反映させます。

### 公金意識の徹底

- ◆ NHKの主たる財源が受信料であることを深く認識し、視聴者・国民にその用途を十分説明できるよう、常に適正かつ効率的な業務運営に努めます。
- ◆ 公金の使用にあたっては、いかなる場合にも経理規程、経理規程実施細則にのっとり正しく処理を行います。
- ◆ 仕事にかかる経費、労働時間、機材・スペースなどの無駄を省き、効率的な業務の実施に努めます。特に管理者は、みずからが率先して努めるだけでなく、部下の業務管理を適正に行います。

- ◆ 受信料を財源とするNHKの金銭、設備、備品などの使用にあたっては、インターネットへのアクセスを含め、いかなる理由があろうとも私的な目的で使用しません。
- ◆ 物品購入やサービスの享受にあたっての取引先などの選定は、広く門戸を開放し、取引機会の均等を図るとともに、品質、価格、納期などの合理的な基準に基づいて、公正に行います。調達は、競争契約を原則とします。

### 地球環境への配慮

- ◆ 放送メディアの進展に伴うエネルギー消費の増大を踏まえ、省エネ・省資源、廃棄物削減などについて環境目標を設定して推進します。
- ◆ 環境負荷の低減に寄与する放送設備や機器の研究開発・整備を進めます。
- ◆ 環境関連情報を公開し、業務の透明性を高め、よりいっそう視聴者の理解を得るよう努めます。

### 職場における人権・人格の尊重

- ◆ 性別や年齢・国籍・宗教などいかなる理由でも、不当な差別や嫌がらせを行いません。
- ◆ セクシュアルハラスメントを行ったり、見過ごすことを許さない職場を築きます。
- ◆ 風通しのよい規律ある職場となるよう、働く者一人ひとりが、お互いの人権および人格を尊重し、責任をもってそれぞれの役割を果たすよう努めます。

### 職場における安全管理の徹底

- ◆ 日常の番組制作、取材、設備保守、営業活動など、あらゆる場面において安全確保を優先させます。
- ◆ 地震・暴風雨・洪水・火山噴火、大規模火災など、災害現場に身を置く場合、取材・制作担当者だけでなく、出演者・取材対象者の安全確保にも十分配慮します。
- ◆ NHKの使命達成のため、取材活動などに伴う危険を避けて通れないような場合でも、事前の周到な準備や、日常的な安全管理の点検により、危険をできるかぎり小さくすることに努めます。

(NHK資料)

まっすぐ、真剣。



# NHK 新生プラン

－平成18年度～20年度の経営ビジョンに向けて－

(抜 粋)

平成17年9月20日  
日本放送協会

昨年の夏以来、多くの方々から、“不祥事は許せない”、“都合の悪いことを隠ぺいしてきたのではないか”など、NHKに対する厳しいご批判やご意見をいただきました。

こうした声を重く受け止め、NHKは、自らをあらためて見つめ直しました。「ふれあいミーティング」でのご意見、電話や電子メールで寄せられた視聴者のみなさんの声、「デジタル時代のNHK懇談会」での有識者の方々のご意見などをお聞きしながら、NHKがどう変わるべきかを真剣に考えました。

何よりもまず、不正を起さないための内部規律を強化し、不正に対する厳正な処分と公表を行っています。受信料を効率的に使い、経費の削減に努めるなど、健全で透明性の高い組織を目指して経営の改革を続けます。

NHKは今、「すべては視聴者のみなさんのために」という公共放送の原点に立ち返り、新たに出発をします。

さまざまな改革を行い、視聴者のみなさんの信頼を一日も早く取り戻して受信料収入の回復を図り、財政の再建に取り組みます。そして、デジタル時代にふさわしい公共放送としての役割を果たします。

「NHK新生プラン」は、こうした決意でまとめたものです。

この「NHK新生プラン」をもとに、来年1月、平成18年度～20年度の経営ビジョンを公表する予定です。





### 3. 受信料の公平負担に全力で取り組みます

---

受信料の支払い拒否・保留が増え、受信料をお支払いいただいている多くの方々から「不公平だ」という声が寄せられています。

みなさんにお支払いいただく受信料があるからこそ、NHKは公共放送として、放送の自主自律を貫き、確かな情報や豊かな文化をわけへだてなく伝えることができます。

NHKは、視聴者のみなさんの信頼を取り戻すために、あらゆる改革を進めています。その上で、さらに、時代の変化にあわせた効果的な施策を行い、受信料を公平に負担していただけるよう全力で取り組みます。

- 単身赴任者や学生の料金割引制の新設など、より公平で合理的な受信料体系を検討します。
- 口座振替でお支払いいただいている方、長期にお支払いいただいている方などに対する優遇施策を実施します。
- 受信料未払いの方や未契約の方を対象に、受信料制度の意義やNHKの改革について、訪問や文書などを通じて丁寧に説明し支払いをお願いしていきます。こうした努力を重ねた上でもなお、お支払いいただけない場合は、民事手続きによる受信料の支払督促の活用などについて検討し、受信料を公平に負担していただけるよう全力で取り組みます。

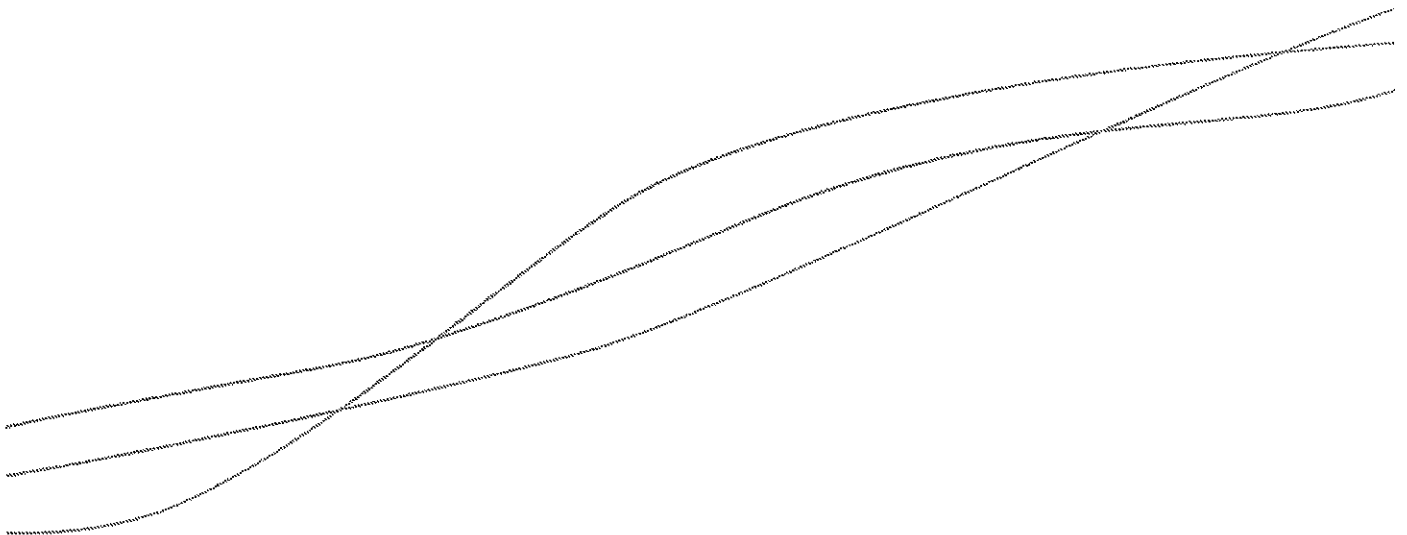


# NHKの新生と デジタル時代の公共性の追求

平成18年度～20年度 NHK経営計画

---

(抜 粋)



平成18年1月  
日本放送協会

### 3-5 受信料を公平に負担していただくための施策

#### 公共放送を支える受信料制度

◆ NHKが公共放送として、放送の自主自律を貫き、確かな情報や豊かな文化を分け隔てなくお伝えしていくために最もふさわしい財源は、税金でも広告収入でもなく、視聴者のみなさまに公平に負担していただく受信料です。

◆ 不祥事をきっかけにした受信料の支払い拒否・保留が減少し、支払いを再開していただく方が増えています。

しかし、転居にともなう一時的な未契約状態、また、テレビを設置していても受信料をお支払いいただいていない世帯や事業所もあり、NHKとして解決すべき課題です。

一方、オートロックマンションの普及で直接お会いできない世帯が増え、受信料制度の説明や受信料の収納などの営業活動が難しい状況となっています。

◆ 現在、全国の受信契約対象のおよそ7割の方に受信料をお支払いいただいています。NHKは、視聴者のみなさま全員に公平に負担していただくという受信料制度の趣旨を踏まえ、現行制度の範囲内でとりうるあらゆる施策を行い営業活動を強化し、公平負担の徹底に全力で取り組みます。

#### スクランブル方式

◆ 「新生プラン」についてお寄せいただいたご意見の中には、スクランブル方式に関するものもありました。

しかし、一般の有料放送のように、限られた人だけが見られるようにするこの方式は、全国どこでも放送を分け隔てなく視聴できるようにする、という公共放送の意義や受信料制度の存在理念に深く関わります。NHKは、現在行っている放送そのものにスクランブルをかけるような選択は避けるべきと考えています。

#### 放送法第32条

(受信契約及び受信料)

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

#### 日本放送協会放送受信規約第5条 (放送受信料支払いの義務)

(総務大臣認可)

放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月まで(中略)放送受信料を支払わなければならない。

#### 未払い、未契約について

- ・契約対象のおよそ3割の未払い・未契約の中には、転居などに伴う一時的な未払いや未契約の方が多く含まれている。
- ・未払い・未契約の方に対しては、あらゆる機会を通じて受信料制度やNHKの改革の取り組みへの理解を得られるよう努力。

#### 未契約世帯・事業所への取り組み

- ・引越会社や不動産販売会社、電器店などの法人・団体との連携。
- ・衛星デジタル放送でテレビ画面に表示する受信確認メッセージを、未契約の方や転居の把握に積極的に活用。

#### 支払い拒否・保留や滞納世帯への取り組み

- ・職員、地域スタッフなどの戸別訪問による支払い再開依頼。
- ・特別推進チームによる継続的対策。
- ・電話、郵便による支払い請求。

NHKの放送へのスクランブル方式の導入は、メディア状況の変化を踏まえながら、視聴者のみなさまにとって最も有益な公共放送のあり方は何かという視点から、幅広く検討すべきものと考えます。

#### より公平で合理的な受信料体系への改定

- ◆ 社会・経済状況の変化に対応して、営業活動をいっそう効率的に進めるとともに、受信料体系をより公平で合理的なものに改めます。
  - (i) 「親元を離れて暮らす学生」および「単身赴任者」を対象に、口座振替料額の33%を割り引く受信料の「家族割引」を、平成18年12月から実施します。
  - (ii) 普通契約（白黒契約）のカラー契約への一本化ならびに、ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定を、平成19年度中に実施することを検討します。
  - (iii) クレジットカードによる受信料の継続払いを、平成18年6月から、従来の支払方法に加えて可能となるようにします。受信料額は、口座振替と同額とします。これに合わせ、パソコンや携帯電話からも受信契約やお支払いの手続きが完了するようにします。

#### 受信料をお支払いいただいている方へのサービスの充実

- ◆ 受信料をお支払いいただいている方への優待サービスを実施します。
- ◆ 受信料をお支払いいただいている方であればどなたでも加入できるインターネット会員サービスとして、番組関連のより詳細な情報を提供するなどの検討を進めます。

#### 受信料体系

- 受信料の支払方法（口座振替・訪問集金など）や、契約種別（カラー・白黒、地上・衛星など）、契約単位（世帯単位、設置場所単位）、受信料額などをさす。

#### 家族割引

- 口座振替、継続振込、クレジットカード継続払のいずれかによりお支払いいただくことが条件。

#### 優待サービス

- 受信料をお支払いいただいている方を対象とした公開番組の観覧募集の実施など（公的扶助受給者や障害者など受信料免除基準により受信料を免除されている方を含む）。
- 口座振替でお支払いいただいている方には、振替予定通知（封書）に、番組・イベント情報誌やNHKの催物割引券などを同封。
- 平成18年度から実施。

#### インターネット会員サービス

- 平成18年度に具体策を公表。

## 受信料未払いの方への民事手続きの活用

◆ 「新生プラン」で、受信料未払いの方に対して民事手続きによる受信料の支払督促の活用を検討することを明らかにしました。これに対して、視聴者のみなさまからたくさんのご意見をいただきました。また、世論調査やアンケート調査を実施しました。

こうしたご意見や調査結果を参考にしながら、受信料を公平に負担していただくために、これまで同様、直接お宅にお伺いしたり、文書をお送りしたりするなど受信料制度の意義を誠心誠意丁寧に説明し、ご理解を求め、お支払いをお願いしてまいります。

◆ こうした努力を重ねてもなお、お支払いいただけない場合の最後の方法として、放送法を順守する立場から、平成18年4月以降準備ができ次第、民事手続きによる支払督促の申立てを実施します。

## 未契約世帯・事業所への対策

◆ テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、受信契約をNHKと結んでいない世帯や事業所に対しても、訪問や文書などを通じて受信料制度の意義などを丁寧に説明し、ご契約とお支払いをお願いしていきます。

こうした努力を重ねてもなお、ご契約いただけない場合の最後の方法として、民事訴訟の実施に向けた準備を進めます。

## 視聴者のみなさまからの主なご意見

- ・「民事手続きの導入よりNHKの改革が先である」
- ・「未払い者より未契約者の対策が先である」
- ・「払っていない人をそのままにしているのは許せない」
- ・「受信料の公平負担のために民事手続きは必要だ」 など

## 「NHK新生プラン」に関する世論調査 (平成17年11月)

### 支払督促の賛否

実施すべき (どちらかといえば含む)	…… 41%
実施すべきでない (どちらかといえば含む)	…… 44%

### ※資料編

「NHK新生プラン公表後の視聴者のみなさまのご意見など」参照

## 4-2 NHKの財源のあり方の検討

昭和25年に現在の放送法が施行されて以来、NHKは受信料を主たる財源として事業運営を行ってきました。

日本全国にあまねく放送が届くよう中継局を整備し、迅速的確な緊急報道や、心に潤いと活力をもたらす番組を放送し、また、ハイビジョンをはじめとする技術開発を先導するなど、NHKが放送を通じて日本の社会や文化、生活の発展と向上に寄与することができたのも、受信料という財源があったからこそです。

### デジタル時代の受信料制度

◆ デジタル時代にあっても、確かな情報や豊かな文化を、いつでも、どこでも、誰にでも分け隔てなく伝えるという公共放送としての役割を果たすための財源としては、広く視聴者のみなさまに負担していただく受信料がふさわしいものと考えます。

しかし、対価意識の高まりや多様なメディアの選択視聴の一般化、また、今後現実のものとなる世帯数の減少など、受信料制度をめぐる環境も変化しています。

こうした状況を踏まえ、受信料制度のあり方や、受信料で賄うNHKの事業範囲の検討が必要です。

### 新しいサービスの経費負担のあり方

◆ これからのデジタル時代には、進歩するデジタル技術を生かして、放送が通信と連携する新しいサービスが誕生します。

こうした新サービスの中には、利用を希望されるみなさまに限定したサービスとして実施することがふさわしいと考えられるものもあります。

例えば、サーバー型放送サービスの実施にあたっては、設備整備やメタデータ制作、コンテンツの権利処理などに一定のコストがかかります。

このような経費に受信料を使うことは、かえって公平ではないとも言えます。サービス経費は、サーバー型放送サービスの専用受信機に組み込まれる予定の利用制御システムを使った有料課金方式など、利用に応じて、受益者のみなさまに負担していただくことも合わせ検討する必要があると考えます。

- ◆ 新サービスやその財源などについては、「デジタル時代のNHK懇談会」をはじめ幅広くご意見を伺いながら、デジタル時代の公共放送の役割や受信料で行う事業範囲と合わせて検討します。

サーバー型放送サービスに関しては、NHKの事業範囲を規定している放送法など制度改正が検討されれば、それに合わせ、実施にむけた準備を進めます。

「デジタル時代のNHK  
懇談会」

※資料編

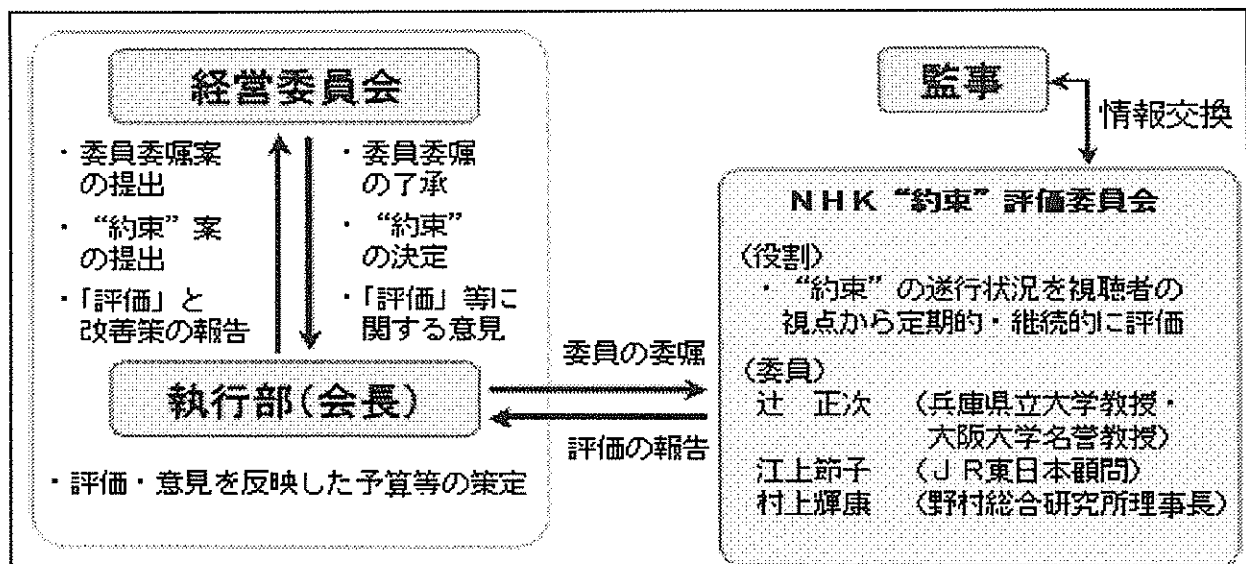
「信頼されるNHKをめざした主な取り組み」参照

## NHK“約束”評価委員会による業績評価について

NHKは、視聴者の意見や意向をよりの確に事業運営に反映させていくため、事業運営の具体的な目標を“約束”として示し、その達成状況を、外部の専門家からなる「NHK“約束”評価委員会」<sup>1</sup>に視聴者の視点からの評価を受け、それに基づいて事業運営を改善する仕組み（PDCAサイクル<sup>2</sup>）を17年度から導入している。

委員会は、“約束”の意図・狙いについてNHK執行部より説明を受けた上で、評価指標を共有し、委員会独自の視点も加味した上で、施策のPDCA(Plan-Do-Check-Action)を確認し、当初の意図・狙いが達成されたかを評価する。

## “約束”評価の仕組み



<sup>1</sup> 17年5月発足。NHK執行部とは完全に独立して活動し、議論にはNHKの役職員は関与せず、議事内容等もNHKに対して公表していない。

<sup>2</sup> PDCA (Plan-Do-Check-Action) : 事業活動の「計画」「実施」「評価」「改善」のサイクル。



## 受信料に関する過去の“約束”

### 平成17年度の“約束”

◆みなさまに受信料制度の理解をいただき、公平負担の徹底を図ります。

- ・多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信料の確実な収納を推進します。
- ・公平負担の徹底に向け、より公平で合理的な受信料体系の検討などの取り組みを進めます。

### 平成18年度の“約束”

◆みなさまに受信料制度のご理解をいただくよう努め、公平負担の徹底を図ります。

- ・契約率の向上、収納額の確保に努めます。
- ・より公平で合理的な受信料体系の検討を進めます。
- ・契約・収納システムの抜本的見直しを行い、営業経費率を改善します。

### 平成19年度の“約束”

約束(3) 受信料の公平負担の徹底と、効率的な契約収納活動を行い、負託に応えます

- ・受信料制度の理解促進と公平負担の徹底
- ・契約収納関係経費の削減
- ・より公平で合理的な受信料体系改定への取り組み

# 平成 17 年度NHK“約束”評価報告書

(抜 粋)

平成 18 年 6 月 27 日

NHK“約束”評価委員会

## 2. 約束2：公平負担の徹底

◆みなさまに受信料制度の理解をいただき、公平負担の徹底を図ります。

- 多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信料の確実な収納を推進します。
- 公平負担の徹底に向け、より公平で合理的な受信料体系の検討などの取り組みを進めます。

### 1) 「約束2：公平負担の徹底」の評価方針

- 約束2は、「受信料収納の推進」という項目と、「受信料制度の納付・支持」という項目から構成されている。
- 現在の受信料制度は、テレビ受像機を保有する視聴者がNHKと受信契約を結び、その契約に基づいてNHKの受信料を支払うことになっている。よってNHKの営業活動において重要なことは、契約数を増やすこと(未契約者を減らすこと)と、契約者からの受信料収納を確実なものとしていくことにある。
- 「受信料収納の推進」であるが、営業活動の最終目標は契約数の増加、受信料収入の拡大にあるため、その実績が評価の上でも大きなウェイトを占める。そして、受信料収納率の向上に向けた営業・広報活動、新生プランなどの施策の現状と視聴者の評価を把握する。また、NHKに対する信頼回復の動向を把握するために、特に不祥事以降の支払拒否・保留者に対する信頼回復の動向に着目した。
- 「受信料制度の納付・支持」に関しては、受信料制度を視聴者がどのように理解・評価・納得しているか、不公平感がないかという点も、重要な評価の対象とした。

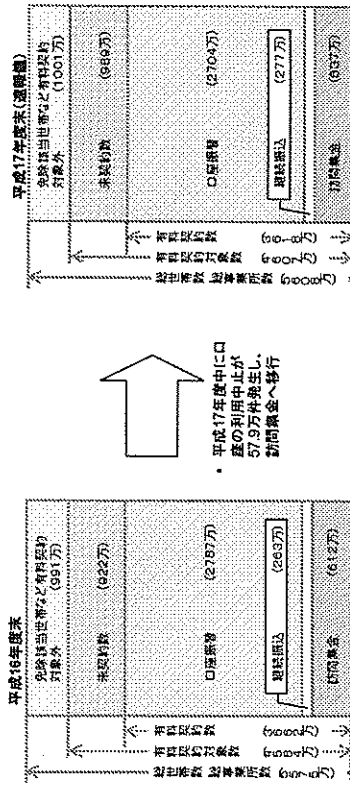
### 2) 「約束2：公平負担の徹底」の評価

#### (1) 受信料収納の推進

##### ① 受信契約数の推移

- 平成17年度決算によると、有料契約数は3,618万件(対前年度比-44万件)、契約率は76.5%(対前年度比-1.4%)、受信料収入は6,024億円(対前年度比-385億円)であり、対前年度比で大幅な減収となった。平成17年度の予算6,478億円に対して454億円の未達となった。
- 平成18年1月24日発表の「NHK3か年経営計画」に盛り込まれた平成17年度決算見込みの受信料収入5,960億円よりは改善したものの、受信契約に関する上記の数値は対前年度比で大幅な減少であるため、この項目については「2」と評価した。

図表20 NHKの受信契約の状況

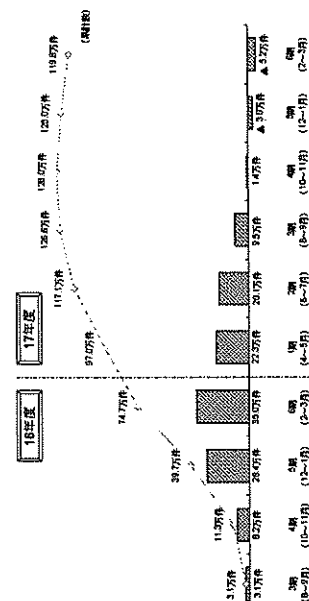


(出所)NHK

#### ② 受信料支払拒否・保留の推移

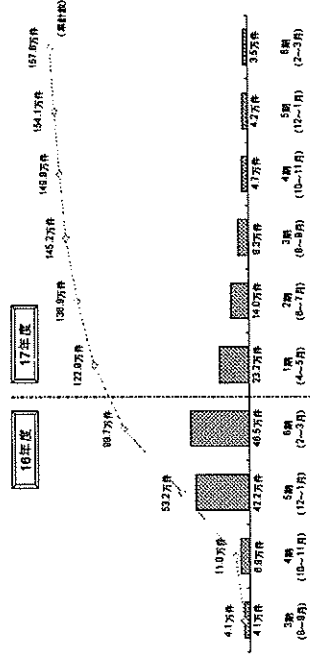
- 平成16年7月の不祥事をきっかけに、受信料支払拒否・保留の件数は増加し、平成16年度末で74.7万件であった。平成17年度に入っても増加し続けたが、平成17年11月末の128.0万件でピークを打った。17年度末の累計件数は119.8万件となり、減少傾向が強まっている。
- 受信料収納をめぐる一連の動きの中で最も注目すべきは、不祥事をきっかけに口座振替の利用中止という積極的な行動を視聴者がとるようになってきたことである。口座振替の利用中止件数は、平成16年度末で99.7万件にのぼっていた。平成17年度になると新たな口座振替中止は減少傾向に入っていたが、止まった訳ではなく、平成17年度末の累計で157.6万件に達している。
- 受信料支払拒否・保留の件数を平成16年度末と17年度末を比較すると、約1.6倍の水準になっている。絶対水準からすれば評価は「1」という低いものにならないが、平成17年末を境に受信料支払拒否・保留件数は減少に転じ、平成17年度中に大きな減目を迎えたものと推察されるので、この項目については「2」と評価した。

図表21 受信料支払拒否・保留数(増加数)



(出所)NHK

図表22 口座差替の利用中止件数

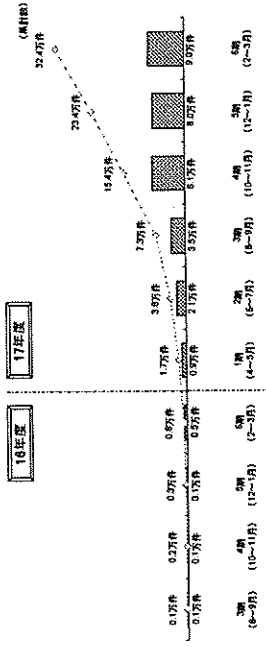


(出所)NHK

③受信料支払再開状況

- 受信料支払再開件数は平成17年4～5月が0.9万件であったが、6～7月は2.1万件、8～9月3.5万件、10～11月8.1万件、12月～平成18年1月8.0万件、2～3月9.0万件と、増加傾向が顕著である。その意味では、平成17年末を境に、NHKに対する信頼度は回復期に入りつつあった。
- 受信料支払再開件数は、平成17年9月の新生プランの公表を経て、平成17年10～11月期以降は8万件を超える受信料支払い再開の件数を3期継続している。平成17年度中に大きな潮目を迎えたものと推察されるので、この項目については「3」と評価した。

図表23 受信料支払いの再開の件数

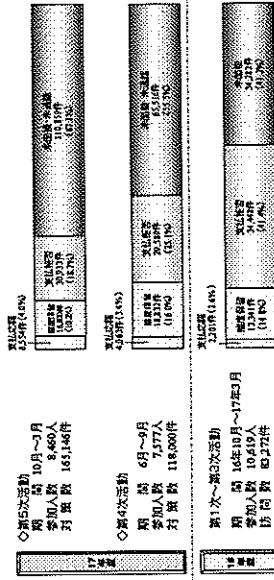


(出所)NHK

④視聴者への働きかけ

- NHKは平成17年度に、受信料納率の向上、信頼の回復のため、テレビスポーツ、戸別訪問、金融機関への訪問など、様々な活動を実施した。
- 大都市圏を中心とした特別対策チームの設置、口座振替中止者に対する支払い継続要請のテレマーケティングの実施、支払拒否・保留者、未払い者へのNHKからの督促状と振込用紙の送付などを行った。
- とりわけ、平成16年度から数えて5次にわたる信頼回復活動を推進し、延べ約27,000名の職員が活動に参加した。当委員会の職員調査によると、NHK全体で92.1%の職員が、職員一人当たり平均58.3名の視聴者に対して訪問、電話などでコンタクトする活動を展開したことが分かった。
- 全組織をあげての活動であったが受信料支払再開への貢献は一部にとどまらず、この項目については「3」と評価した。

図表24 信頼回復活動の展開



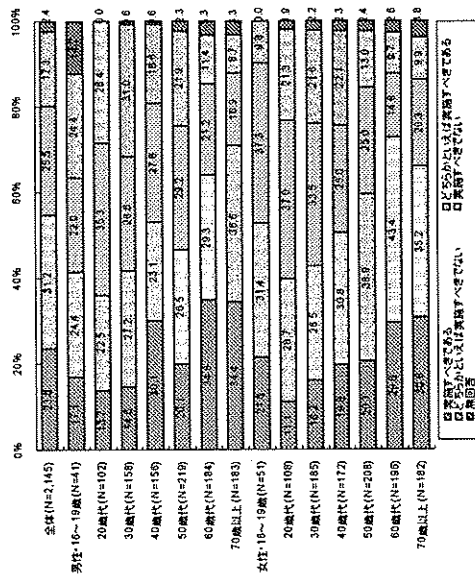
(出所)NHK

⑤受信料収納の仕組みの構築

- 視聴者の利便性なども考慮した新しい受信料収納の方法を拡大するために、ケーブルテレビ事業者、不動産会社、引越会社、電器店・家電量販店などへのお願いによる契約増加の取り組みを進めているが、これらの契約取次実績は、不動産会社を除けば、平成16年度と比較して17年度はマイナスであった。それに対して、インターネット上での新規・衛星契約変更、住所変更手続きは、最近大きく増加している。
- 平成17年9月20日に発表した「新生プラン」では、民事手続きによる支払督促活用の可能性も示唆した。そうした施策の実施の是非を視聴者に尋ねたところ、「実施すべきである」が23.6%、「どちらか」といえば実施すべきである」が31.2%、「どちらか」といえば実施すべきでない」が25.5%、「実施すべきでない」が17.3%であり、実施を支持する人が合わせて54.8%と半数を超えている。
- 受信料収納のための手段については現時点で考えられ得るものについてほぼ着手されているので、この項目については「3」と評価した。

図表25 NHKは受信料を支払ったにもかかわらず、訪問や文書による説明を重ねてもなお受信料を払わない人に対し、受信料を公平に負担してもらうための最後の手段として

民事手続きによる支払督促を活用するとしています。この支払督促の活用について、あなたのお考えに近いものをお選びください



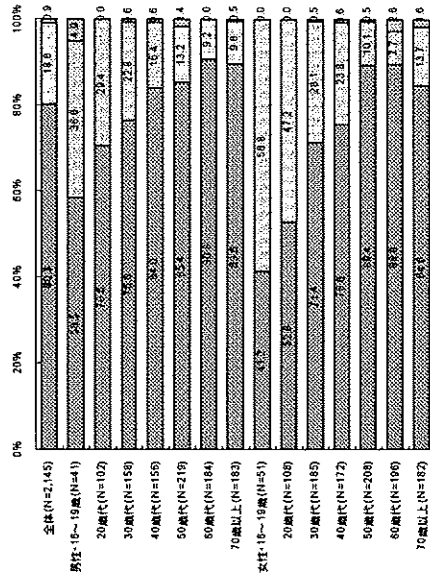
(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年2月実施)

(2)受信料制度の納得・支持

①受信料制度の認知・理解

- テレビ受像機を保有するとNHKの受信料を支払うことになっている現在の受信料制度について認知している視聴者は全体の80.3%であり、大部分の視聴者からは認知されていることになる。但し、若年層では「知らなかった」という回答が多く、20代以下の女性では約半数が認知していない状況にある。
- また、「国民のための公共放送だから、みんなでその経費を負担する必要がある」という考え方に賛同する意見も63.3%にのぼり、視聴者の過半数は受信料制度の趣旨を理解している。また、NHKの視聴者が受信料を支払うべきかについて尋ねたところ、「そう思う」が32.6%、「どちらか」といおうと「そう思う」が33.2%であり、合わせて65.8%と、約3分の2の人は支払うべきだとしている。
- ✓ 受信料制度は視聴者の8割に認知され、6割以上に理解されている状況から、この項目については「4」と評価した。

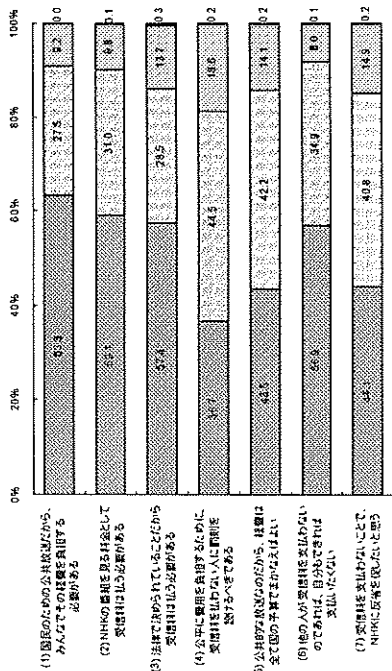
図表26 あなたは、テレビ受像機を保有すると、NHKの受信料を支払うことになっていることをご存じでしたか



図表については口頭5分かつた、口頭回答

(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年2月実施)

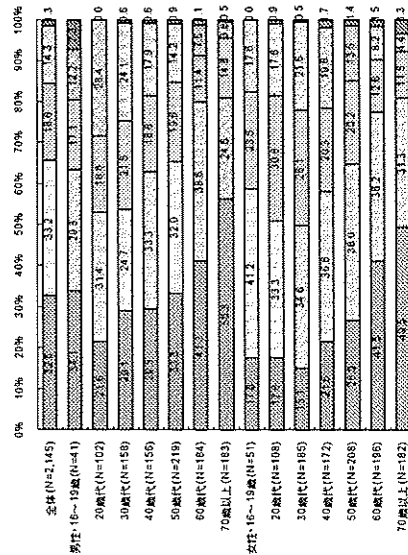
図表27 NHKの受信料に関する考え方 (N=2,018)



□ はい、間違い、口からない、口黒回答

(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年4月実施)

図表28 あなたは、NHKの視聴者が受信料を支払うべきだと思いますか



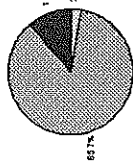
□ はい、間違い、口からない、口黒回答

(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年2月実施)

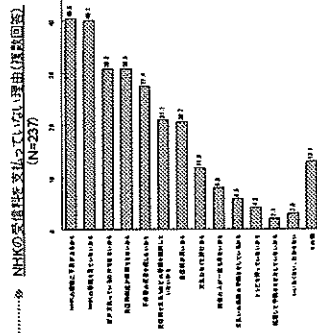
②受信料収納に関する視聴者の評価

- ▶ 受信料未収件数は平成17年度末で359万件となっている。当委員会が実施した調査(平成18年4月実施)によると、受信料を支払っていないと回答した視聴者は全体の11.7%となっている。不払いの人があがる受信料を支払っていない理由としては、「NHKの経営に不満があるから」が40.5%、「NHKの番組を見ていないから」が40.1%、「受信料制度が納得できないから」、「皆が支払っているわけではないから」が共に30.8%となっている。
- ▶ 前述の調査結果からも、「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない」という考え方に賛同する意見も56.9%にのぼり、公平負担の確保に留意すべきであるという意見が根拠に見られる。
  - ✓ 受信料収納方法についての公平性に対する視聴者の納得度が十分ではないので、この項目については「2」と評価した。

図表29 あなた、もしくはあなたのご家庭ではNHKの受信料を支払っていますか (N=2,018)



□ はい、間違い、口からない、口黒回答



(注)NHKの受信料を支払っていないと回答した237名分の回答結果である。

(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年4月実施)

③公平で合理的な受信料体系の検討

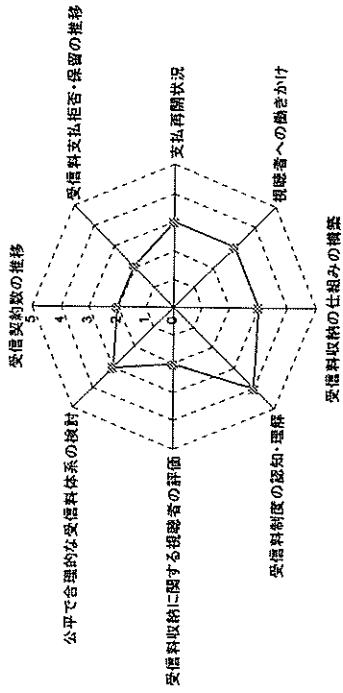
- ▶ 視聴者調査に基づき視聴者の受信料支払構造を分析すると、受信料支払拒否・保留の増加は、視聴者に「受信料負担の公平性を徹底してほしい」という意識の高まりをもたらした。また、「NHKの番組を見る料金として受信料は払う必要がある」という視聴者の回答も59.1%にのぼり、若年層だけでなくNHKを多く視聴する高齢者層にも顕著に見られる。このような受信料に対する視聴者の対面意識の

向上も見逃せない事実である。いずれにしても、受信料不払をめぐる報道の増加の影響もあり、視聴者の多くが受信料制度についての様々な課題を短期間の間に認識した状況がみ取れる。

- NHKは公平で合理的な受信料体系の実現に向けた施策の検討に着手している。平成17年度においては、「親元を離れて暮らす学生」および「単身赴任者」を対象にした受信料の「家族割引」(平成18年12月から実施)、普通契約(白黒契約)のカラー契約への一本化ならびに、ホテルなど事業者のより合理的な受信契約の改定(平成19年度中に実施予定)、クレジットカードによる受信料の継続払い(平成18年6月から実施)などの検討を行った。

✓ 新たな受信料体系については検討を進めたというプロセスのみでアウトカムがない状態なので、この項目については「3」と評価した。

「約束2:公平負担の徹底」の評価



評価項目	評価	説明
受信料制度の徹底	2	利用料総額が平成17年度まで3,618万円で、17年度は10.4%に低下し、結果として、平成17年度の受信料収入は6,026億円であり、365億円の削減(前年比で6.0%)となる。
	2	平成16年7月の不祥事以降、受信料支払い拒否・保留の件数は増加し、平成17年2〜3月期には拒否・保留業者の2割を突いた。平成18年12月〜平成19年11月期以降は減少に転じているが、累積ではまだ119.8万件におよんでいる。
	3	平成17年9月の新生プランの公表を経て、平成17年10〜11月期以降は6万件を超える受信料支払い再開の件数を3割増している。
	3	平成17年7月の不祥事以降、営業職員「地蔵スタッフ」を中心に受信料回収のための活動が一礼ならずして取り進んでいたが、特に5次にわたる休刊回数活動では、全体で92.1%の職員が視聴者に対し、電話などでコンタクトする活動を展開した。
	3	視聴者の利用状況なども考慮した新しい受信料回収の方法を追求するために、カープ・テレビ・音楽祭、不動産会社、引越会社、警備会社、警備会社などへの依頼による回収増進の取り組みを進めているが、これらの取り組み次第は、不動産会社を除けば、平成18年度と比較して17年度はマイナスであった。それに対して、インターネット上での新聞、衛星放送変更、住所変更手続きは、最近大きく増進している。
受信料制度への納得・理解	4	受信料制度に関する認知度は視聴者の9割以上にのぼり、増進している。NHKの受信料を「支払うべき」という見解も視聴者の約9割のみに留まる。
	2	「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分でも支払いたくない」という視聴者の意見も68.6%にのぼり、公平負担に対する納得感は十分ではない。
	3	「料金を減らしてほしい」「単身赴任者」を対象にした受信料の「家族割引」(平成18年12月1日から実施)、普通契約(白黒契約)のカラー契約(平成18年12月1日より実施)など、視聴者のより合理的な受信契約への改定(平成18年6月から実施)などの検討を行った。

注) 受信料回収活動等を評価する基軸を当委員会と定め、営業実績や視聴者調査のデータ等をもとに総合的に勘案し、各項目ごとに5段階で評価した。「1」が「良い」、「5」が「悪い」という評価である。

# 平成 18 年度NHK“約束”評価報告書

(抜 粋)

平成 19 年 5 月 29 日

NHK“約束”評価委員会



## 約束2: 受借料制度の理解と公平負担

◆みなさまに受借料制度のご理解をいただくよう努め、公平負担の徹底を図ります。

- 契約率の向上、収納額の確保に努めます。
- より公平で合理的な受借料体系の検討を進めます。
- 契約・収納システムの根本的見直しを行い、営業経費率を改善します。

### 1) 「約束2: 受借料制度の理解と公平負担」の評価方針

- 営業活動の最終的な目標は、契約率の向上、収納額の確保であり、それが結果として視聴者の意向も反映した評価指標となる。信頼回復の動向を把握するため、不祥事以降の支払い拒否・保留の再開状況に着目する。
  - 平成17年10～11月期をピークに支払い拒否・保留の増加数は減少に転じているものの、この動向や水準がNHKの信頼回復をどの程度、表しているのかについて、引き続き注視する必要がある。
  - 契約率、受借料収納額等の指標の達成状況は基本的に是对予算比で評価する。また営業に関するインプット・アウトプット(地域スタッフ数、外部委託・提携状況、職員訪問件数等)は考慮しつつ評価する。
- 受借料制度を、視聴者がどのように認知、理解、評価・納得しているか、不公平感がないかという点も、重要な評価の対象となる。特に、受借料未収者に対する民事手続きの活用(平成18年10月発表)、及びその視聴者に対する影響に注目する。
- 今年度の約束に新たに追加された「営業経費率の改善」の項目については、その改善状況を要因ごとに整理した上で把握、評価を行う。
  - 営業経費の効果的・効率的活用を意図した「営業経費率の改善」については、経費の内訳ごとに、改善状況を整理した上で評価する。
  - あわせて契約・収納に関わる視聴者の利便性がどう維持・向上されるのかに着目する。

### 2) 「約束2: 受借料制度の理解と公平負担」の評価

#### (1) 契約率の向上、収納額の確保に努めます

##### ① 契約率の向上

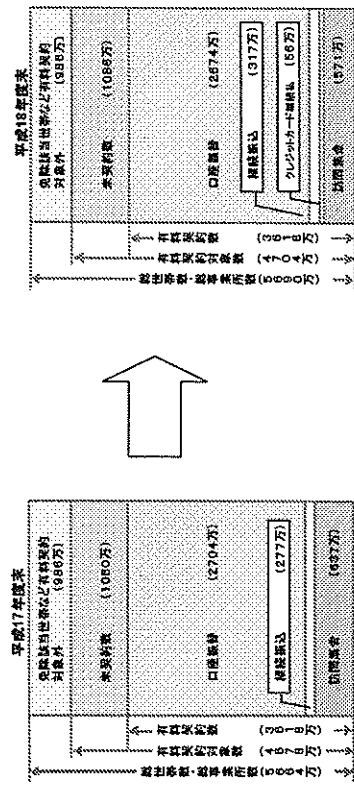
- NHKの信頼回復の指標として、契約総数の増加、契約率の向上は重要な評価の対象となる。
- 平成18年度の「契約総数の増加」の目標が10万件であったのに対して、実績は0.3万件にとどまった。但し、衛星契約については実績が37.4万件であり、目標で

ある35万件を達成した。

- 平成18年度末の契約総数は予算時に設定した目標の3,637万件に対して、3,618万件(目標の99.5%)であった。契約総数が目標に達しなかったため、契約率(有料契約対象数(「世帯契約」と「法人・事業所契約(非世帯)の合計」)に対する契約総数の割合)は平成18年度末の76.9%(平成17年度末は77.3%)にとどまった。

衛星契約数の増加については目標を上回ったが、契約総数の増加が平成18年度の目標に達しなかったため、契約率向上の目標は未達であったことから、この項目については「2」と評価した。

図表 41 NHKの受借契約の状況



(出所)NHK

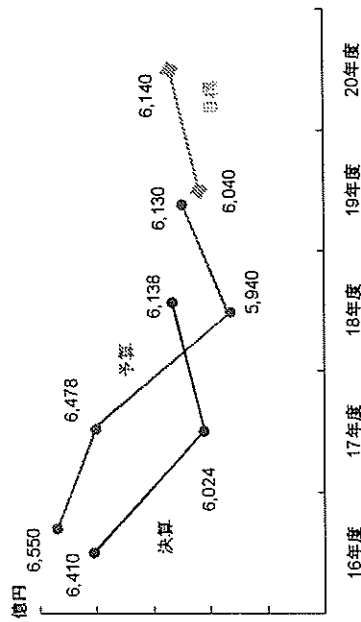
#### ② 収納額の確保

- 収納額の確保は営業活動の最大の目標と位置づけられる。
- 平成18年度の受借料収入は6,138億円となり、予算時の目標5,940億円を3.3%上回った。これは平成17年度末の決算(6,024億円)を1.9%上回る水準である。
- 未収の回収件数が、目標値であった30万件減に対して、それを大きく超える61万件減を達成したことも、受借料収入の増加に貢献している。
- このような受借料収入の確保により、平成18年度予算の目標を達成するとともに、平成19年度の目標(NHK3か年経営計画)である6,040億円、さらには平成19年度予算の目標(6,130億円)を前倒しで達成することになる。
- 平成17年度に減少に転じた受借料収入が再び増加する方向に転じたことは高く

評価できるものの、平成16年7月の不祥事以前の時期の受信料収入の水準(平成15年度の6,478億円、平成16年度の6,410億円)と比較すると、今後更なる努力が期待されることである。

収納額の確保は、未収の回収件数減少の目標を大きく上回ったことなどにより平成18年度予算の目標を上回る水準で達成されたが、対前年度決算比で1.9%増という水準であり、いわゆる「V字回復」というレベルに至るにはもう一段の増収が必要となると判断できることから、この項目については「4」と評価した。

図表 42 NHKの受信料収入の推移



(出所)NHK

図表 43 契約件数(資料)の推移

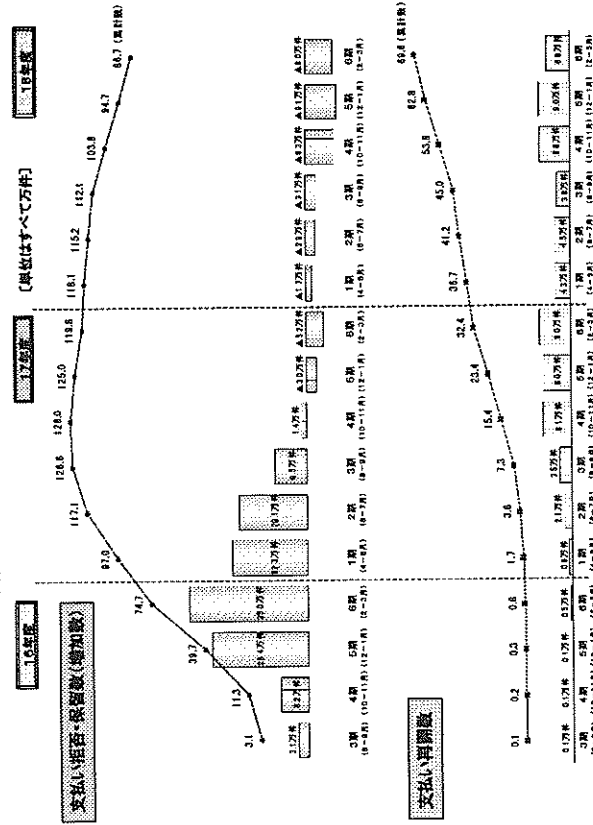
	17年度決算	18年度予算	18年度決算	19年度予算	20年度目標
契約総数(年度末件数)	3618万件	3637万件	3618万件	3639万件	3679万件
契約総数の増加(対前年度比)	▲44万件	10万件	0.3万件	20万件	22万件
衛星契約(年度末件数)	1247万件	1282万件	1284万件	1322万件	1366万件
衛星契約数の増加(対前年度比)	18万件	35万件	37万件	40万件	44万件
未収増減件数	66万件	▲30万件	▲61万件	▲32万件	▲35万件

(出所)NHK

③受信料支払い拒否・保留の再開状況

- NHKに対する信頼回復の動向を把握するために、不祥事以降の受信料支払い拒否・保留の再開状況に着目する。平成16年7月の不祥事以降、受信料支払い拒否・保留の件数は増加し、平成17年2~3月期には拒否・保留発生のパイクを迎えた。
- 以降の受信料支払い拒否・保留が新たに発生する件数は少なくなる傾向にあり、平成17年12月~平成18年1月期以降は減少に転じているが、平成18年12月~平成19年1月期累積で100万件を切ったものの、いまだに86.7万件(平成19年2~3月)におよんでいる。これは平成16年度2~3月期、平成17年度4~5月期の水準のレベルである。
- 平成18年10~11月期以降は、2カ月間の支払い再開が8万件以上とされており、これは平成18年度前半の約2倍以上のペースになっている。

図表 44 受信契約(拒否・再開)の推移



(出所)NHK

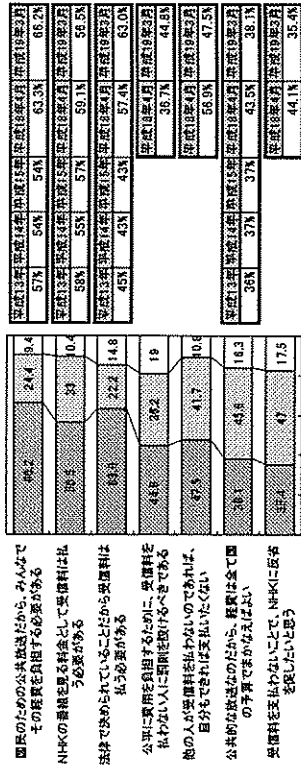
➢ 口座振替から訪問集金への変更件数をみると、平成18年度末(平成19年2~3

月)では、昨年度末が57.9万件であるのに対して今年度末は14.5万件と約4分の1の水準まで減少している。これは平成16年度に不祥事が発覚する以前とほぼ同じ水準(視聴者の転居等があるため、この程度の口座振替から訪問集金への変更は存在していた)である。

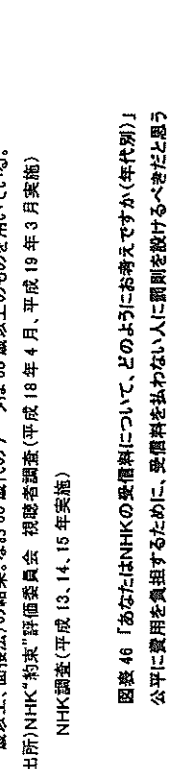
- > 受信料の公平負担の実現はNHKの責務であり、そのために現行放送法の範囲内で可能な限りの手段を尽くすことが求められているという観点から、民事手続を活用して視聴者の不払いの拡大を効果的に抑止していくことを狙いとして、受信料の未収者全てを選定対象とし「支払督促」を申立てることを段階的に実施する方針がNHKから平成18年10月に発表された。
- > 平成18年10月に都内の受信料を払わない48件に対し民事上の法的手続きを開始すると発表し、11月には、その中の33件に対し支払督促を申立てた。平成19年4月末の段階では、33件中、既に受信料を支払った方が21件、分割支払いを希望する方が1件の、合わせて26件が既に受信料を支払った方または支払いを希望していることになる。
- > その後、平成19年3月に、新たに東京都(多摩地区を含む)、神奈川県(各簡易裁判所に支払督促の申立て(26件)を行った。
- > 更に、これまで現場の営業センターで受信契約の締結を求めてきたが現場の継続対応では契約化が困難であると判断した未契約の一部事業所に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付することを平成19年5月に発表している。今後は、受信料特別対策センターと法人営業センターが共同して交渉を行い、その後、一定期間経過しても進展がない場合、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求め民事訴訟を提訴するという方針が表明されている。
- > 視聴者の間では公平負担を望む声が高まることにも、「法律で決められていることだから、受信料は払う必要があると思う」に賛成の人が63.0%、「公平に費用を負担するために、受信料を払わない人に罰金を設けるべきだと思う」に賛成の人が44.8%である。これらの意見に賛成の人はいずれの年代でも増加しており、民事手続による支払い督促の施策を視聴者が支持する傾向がうかがわれる。

受信料支払い拒否・保留数は減少の基調に入っており、口座振替から訪問集金への変更件数も昨年の4分の1程度の水準まで減少している。また民事手続による支払い督促の実施が進むとともに、視聴者では受信料収納に関する法的措置を支持する意見は強くなっている。但し、受信料支払い拒否・保留数が依然として高水準であることから、この項目については「3」と評価した。

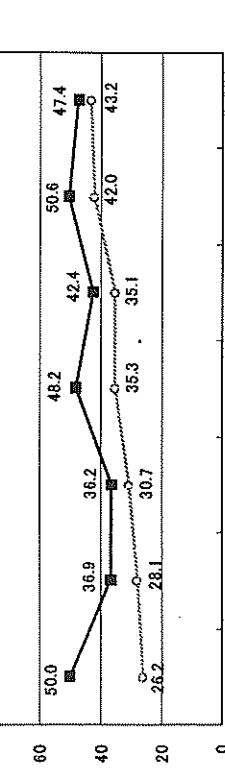
図表45 「あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか」  
(N=2,024)



図表46 「あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか(年代別)」  
(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年4月、平成19年3月実施)



図表47 「あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか(年代別)」  
(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年4月、平成19年3月実施)



図表48 「あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか(年代別)」  
(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成18年4月、平成19年3月実施)

(2)より公平で合理的な受信料体系の検討を進めます

①受信料体系の見直し施策の実施

- 現時点では、受信料体系の見直しについて、下記のような施策が実施、または実施予定となっている。
  - ◇ 家族割引(学生・単身赴任)の実施(平成18年12月実施)
  - ◇ 平成19年3月末の時点の取扱数が123,637件
  - ◇ 普通契約(白黒契約)を廃止し、カラー契約へ統合(平成19年10月実施予定)
  - ◇ ホテルなど事業所の受信契約単位の見直し(平成20年2月実施予定であったが、見直しがされて「事業所の受信料体系の見直しについて」を平成19年2月に発表)

図表47 見直し後の事業所の受信料体系

・受信契約の単位は設置場所(郵便・自動車・これらに準ずるもの)ごとです。(現行どおり)

・対象は、ホテル、病院などの事業所(住居以外の場所)の受信契約です。

・テレビ設置数の申告を求め、適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の2契約め以降の受信料を半額程度とします。

・見直しの時期は、所定の手続きを経て、平成20年度中を予定しています。

(出所)NHK「事業所の受信料体系の見直しについて」(平成19年2月)

- 受信料の公平負担に対する関心が高まる現在、受信料の妥当性(例えば、一般世帯と事業所の受信料設定のバランス)が大きく問われる中で、受信料体系を根本の考え方から問い直す時期にきていると考えられる。
- 「事業所の受信料体系の見直しについて」(平成19年2月)では、「世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめた」と考えています」と言及されている。

受信料体系の見直しについては、家族割引等の見直し施策はスタートしたばかりで、今後の動向が注目されるという位置づけで、今年度の評価は「3」とした。

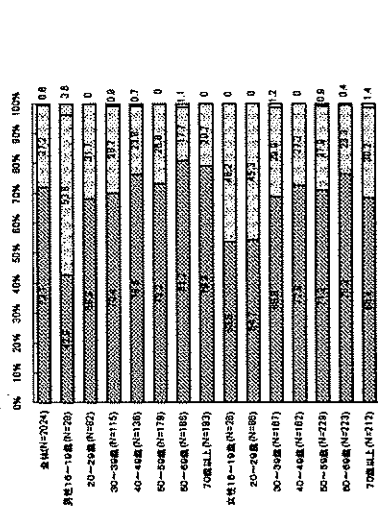
②受信料制度をめぐる視聴者の評価・理解

- 受信料に対する認知についてみると、テレビ受像機を保有するとNHKの受信料を支払うことになっている現行の受信料制度について認知している視聴者は全

体の72.1%であり、7割強にとどまっている。特に、若年層では「知らなかった」という回答が多い傾向がみられる。

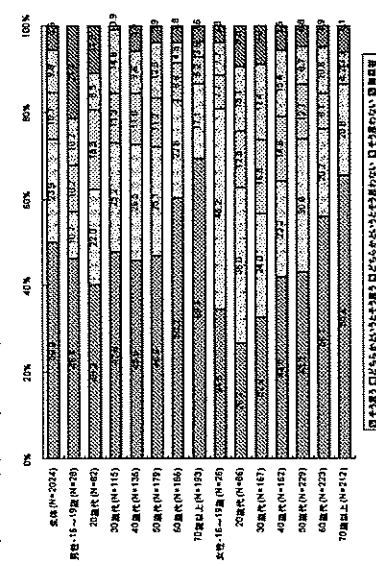
- 視聴者が受信料を支払うべきかどうかを尋ねたところ、「そう思う」が50.0%、「どちらかというと思う」が23.9%であり、合わせて73.9%とおおよそ4分の3の人は支払うべきだとしている。

図表48 「あなたは、テレビ受像機を保有すると、NHKの受信料を支払うことになっていることをご存じでしたか」



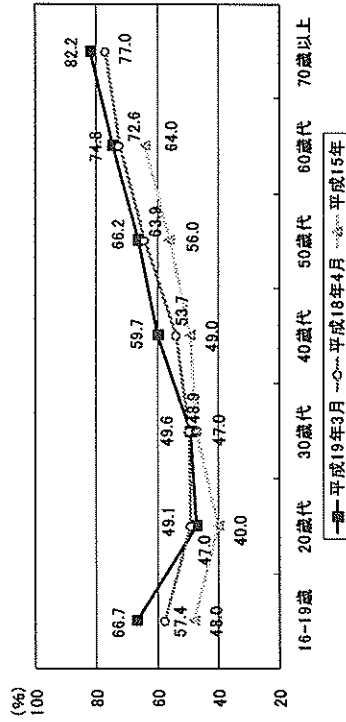
(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成19年3月実施)

図表49 「あなたは、NHKの視聴者が受信料を支払うべきだと思いますか」



(出所)NHK「約束」評価委員会 視聴者調査(平成19年3月実施)

国民のための公共放送だから、みんなですべての経費を負担する必要があると思う

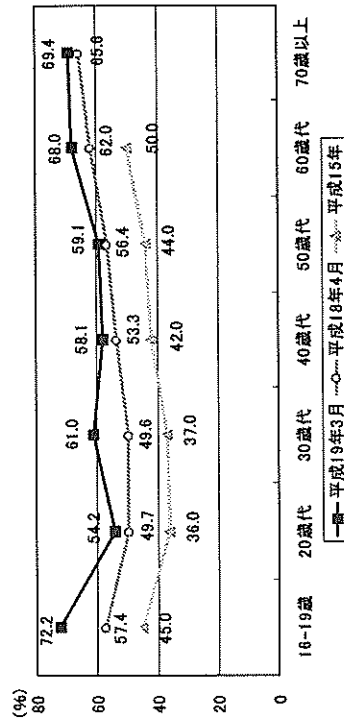


(注)平成15年はNHKが中央調査社のオムニバス調査により実施した調査(対象は16歳以上、面接法)の結果。なお60歳代の子母は60歳以上の値を用いている。  
(出所)NHK「約束手帳」評議員会 視聴者調査(平成18年4月、平成19年3月実施)  
NHK調査(平成15年実施)

- > 「国民のための公共放送だから、みんなですべての経費を負担する必要があると思う」という考え方に賛同する意見は63.3%(平成18年4月)から66.2%(平成19年3月)に増加しており、視聴者の3分の2は受信料制度の趣旨を理解している。年代別の傾向をみると、20代、30代で賛成の割合が低く、中高年層の方が賛成の割合が高いが、時系列の推移をみるといずれの年齢層でもほぼ賛成の割合が増加する傾向がみられる。
- > 一方で、「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分でもできれば支払いたくないと思う」という意識は56.9%(平成18年4月)から47.5%(平成19年3月)と弱くなっている。
- > 「NHKの番組を見る料金として、受信料は払う必要があると思う」という意見を支持する割合は56.5%であり、不祥事以前の時期から一貫して半数を超えている。
- > 視聴者の間では公平負担を望む声が高まる一方で、平成18年4月調査と平成19年3月調査を比較すると、「法律で決められていることだから、受信料は払う必要があると思う」(57.4%→63.0%)、「公平に費用を負担することから、受信料は払わない人に罰則を設けるべきだと思う」(36.7%→44.8%)という意見を支持する傾向が強まっており、法的措置による受信料の収納を支持する傾向がみられる。

受信料制度をめぐる視聴者の評価をみると、公平負担を求める意識が強くなるなど、制度に対する理解が深まっていることから、この項目については「4」と評価した。

図表50 「あなたはNHKの受信料について、どのように考えますか(年代別)」  
法律で決められていることだから、受信料は払う必要があると思う



- (3) 契約・収納システムの根本的な見直しを行い、営業経費率を改善します
  - > ① 営業経費率の改善による効果的・効率的な営業活動の推進
    - > 契約・収納システムについては、訪問集金の見直しを核とした効果的な収納体制の構築に向けた施策が現在NHKで検討されている。
    - > 「事業所の受信料体系の見直しについて」(平成19年2月)では、「世帯を含む受信料体系全体の考え方には、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめた」と考えています」と言及されている。
    - > 訪問集金の見直しは平成20年度下半期に、インターネット会員サービスは平成20年2月からの実施が具体案としてはあげられている。
    - > 受信契約の徹底と受信料の確実な収納を図るため、NHKは全国の各放送局のほか大都市圏にある営業センターとあわせて76か所に活動拠点を設けている。これらの活動拠点を中心に、地域スタッフ、委託郵便局などが、それぞれの受持地域内における新規受信契約の開発と受信料の収納を行っている。また、営業職員は、地域スタッフの育成や支援にあたるほか、事業所やケーブルテレビなどへの渉外活動にも積極的に取り組んでいる。平成18年度の営業職員、地域スタッフの人数は、前年度とほとんど同じ水準になっている。
    - > 営業経費(契約・収納活動にかかる経費)については、効果的・効果的運用に努

- NHKは平成18年度に、受信料収納率の向上、信頼の回復のため、テレビポスト、戸別訪問、金融機関への訪問など、様々な活動を実施した。
- 大都市圏を中心とした特別対策チームの設置、口座振替中止者に対する支払い継続要請のテレマーケティングの実施、支払拒否・保留者、未払い者へのNHKからの督促状と振込用紙の送付などを行った。
- とりわけ、平成16年度から数えて6次にわたる信頼回復活動を推進し、営業現場職員以外の職員が直接視聴者に接して受信料支払を促す活動に従事しており、平成18年度は延べ9,189人の職員が活動に参加した。
- 平成18年6月から、受信料のクレジットカード継続払が可能となった。6月以降、2ヶ月で約10万件のペースで増加しており、平成18年度末の利用現在数(累積)は56.6万件、平成18年度のクレジットカード継続払による収納額は合計で20.3億円となっている。
- また、インターネットによる新規・衛星契約変更、住所変更手続きなどの事務手続きの取次数は拡大する傾向にある。平成18年度のインターネット営業センターの新規・衛星契約変更の取次数は24,798件(平成17年度は13,111件)、住所変更手続きは61,440件(平成17年度は51,169件)であり、前年度と比較して取次数を増やしている。
- インターネットによる取次の時間帯別の傾向をみると、パソコン経由、携帯電話経由ともに、ピークは夜の21時台であり、また深夜や早朝の時間帯のアクセスも一定数みられる。
- こうしたクレジットカード継続払、インターネットによる事務手続きなどは視聴者の利便性の向上につながる施策として評価される。

平成18年度は契約・収納システムの見直しは検討中の段階にとどまったため、今年度は現有の勢力・体制のもとで収納額の確保に取り組んだといえる。営業経費率は予算目標に達していないものの、平成17年度決算における13.6%から0.3ポイントの低下となる13.3%であった。また、クレジットカード継続払、インターネットによる事務手続きなど、契約・収納に関する視聴者のペネトレーションの維持・向上(利便性など)を図ったことなどを合わせて、この項目については「3」と評価した。

- 営業経費率(受信料収入に対する営業経費の割合)は、平成元年度の17.8%(決算)から平成13年度以降は12~13%台にまで圧縮してきた。
- 平成18年度決算の営業経費(契約収納関係経費)については、収納額の増加に伴い地域スタッフ等の事務費が増加したが、短期委託要員(営業活動をサポートするアルバイト)の要員数見直しなどの契約収納費の削減や営業職員の人員費の削減を遂行した結果、平成18年度の営業経費は816.9億円となった。平成17年度に比べて2.2億円減となっている。
- 営業経費率は平成17年度決算における13.6%から0.3ポイントの低下となる13.3%となった。但し、平成18年度予算時に目標として立てた12.9%には届かなかった。
- 現有勢力で営業の効率化に取り組み、前年度決算を下回る営業経費率を達成しながら、平成19年度の予算目標を前倒しで収納額の確保を達成したことは評価できる。

図表51 平成18年度決算における営業経費率

区分	(単位:億円)	
	平成18年度決算	平成17年度決算
受信料収入	6,138.8	6,024.2
契約収納関係経費	816.9	819.1
契約収納費	645.6	640.1
人件費	170.9	178.6
減価償却費	0.2	0.3
営業経費率	13.3%	13.6%

営業経費率の推移

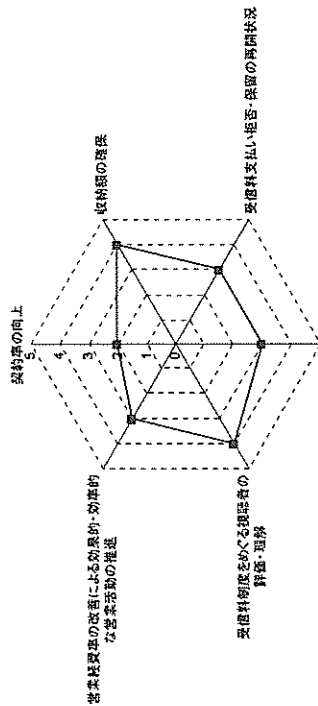
区分	(単位:%)						
	元	13	14	15	16	17	18
予算	18.1	12.8	12.7	12.6	12.5	12.7	12.9
決算	17.8	12.8	12.7	12.6	12.5	13.6	13.3

契約収納費の経費削減事項

・短期委託要員等の運用見直しによる経費削減	△ 4.7億円
・契約動員対策等の効率的な実施による経費削減	△ 13.0億円
・営業システム関係経費の削減	△ 7.4億円
・資料費などの経費削減	△ 5.3億円
<b>計</b>	<b>△ 30.6億円</b>

(出所)NHK

「約束2:受信料制度の理察と公平負担」の評価



受信料体系の更直し施策の実施

項目	評価	内容
契約率の向上	2	受信料制度の更直しについては目標を上回ったが、契約率等の増加が平成18年度の目標に達しなかったため、契約率向上の目標は未達であった。
契約率の確保	4	契約率の確保は、本社の回収率減少の目標を大きく上回ったことにより平成18年度予算の目標を上回る水準で達成されたが、別所年度決算計上では増という水準であり、いわゆる「1年回復」といふレベルに至るにはもう一段の施策が必要となると判断できる。
受信料支払い拒否・保留の再検討状況	3	受信料支払い拒否・保留は減少の基調に入っており、口座振替の利用は止休後も昨年同様の水準で減少している。また民事訴訟による支払い保留の増加は減少し、受信料支払い拒否・保留数が依然として高水準である。
受信料体系の更直し施策の理解	3	受信料体系の更直しについては、番組割引等の更直し施策はスタートしたばかりで、今後の取組が注目される。
受信料制度をめぐる視聴者の理解・理解	4	受信料制度をめぐる視聴者の評価をみると、公平負担を求める意識が強くなるなど、視聴者の受信料制度に対する理解が深まっている。
受信料制度の更直しによる効果的・効果的な活動の推進	3	平成18年度は契約・収録システムの見直しは機材中の段階にとどまったため、現在の契約・収録システムでの収録率の確保に取組んだことなどである。営業課職員自らが予算目標に達していないものの、営業課職員は平成17年度決算における1.6%から0.3ポイントの低下となる1.3%であった。また、クレジットカード振替、インターネットによる番組予約など、契約・収録に関する視聴者のベネフィットの具体・向上(利便性など)が図られた。

(注)受信料収納活動等評価する基軸を当委員会が定め、営業実績や視聴者調査のデータ等をもとに総合的に勘案し、項目ごとに5段階で評価した。「1」が「悪い」、「5」が「良い」という評価である。

平成19年2月27日  
NHK広報局

### 事業所の受信料体系の見直しについて

NHKでは、受信料の公平負担の徹底を図るため、社会・経済状況の変化に対応した「より公平で合理的な受信料体系」への整備を順次進めています。

平成18年度には受信料のクレジットカード継続払や家族割引を導入し、平成19年度には普通契約（白黒契約）のカラー契約への統合を計画しています。

「ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定」も、公平負担の徹底を図るため、平成18年度～20年度NHK経営計画において検討項目としました。「ホテルグループの間で契約率が区々となっている」といった会計検査院の指摘も踏まえ、事業所の受信料体系について新しいルールを設けて公平負担の徹底を図ることとし、次のとおり見直しを検討していきます。

#### 【見直し後の事業所の受信料体系】

- 受信契約の単位は設置場所（部屋・自動車・これらに準ずるもの）ごとです。（現行どおり）
- 対象は、ホテル、病院などの事業所（住居以外の場所）の受信契約です。
- テレビ設置数の申告を求め、適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときにのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の2契約め以降の受信料を半額程度とします。
- 見直しの時期は、所定の手続きを経て、平成20年度中を予定しています。

\* これまで10件以上の衛星契約者についてのみ1件あたり月額200円～300円を割り引いていましたが、これは新しい体系に吸収します。

\* 今回、複数支払いの特例として、設置場所全数分のお支払いを前提に、地上契約にも対象を広げ、2契約め以降を半額程度とすることにより、事業所における公平負担の徹底と負担の軽減を図っていきます。

なお、世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめたいと考えています。



# 事業所の受信料体系 見直しのポイント

新しい事業所の受信料体系＜検討内容＞  
(平成20年度中実施予定)



## 見直しの目的

### 公平負担の徹底

- 設置場所数の確な把握
- 設置場所全数分の支払い化

### 営業経費削減

- 事業者の自主的な申告促進
- 事業所対応業務の刷新・効率化

# 事業所の受信料体系の見直しについて

## 見直しの背景

- 「平成18年度～20年度NHK経営計画」で社会・経済状況の変化に対応した「より公平で合理的な受信料体系」の取り組みを推進
  - クレジットカード継続払い（18年6月実施）
  - 家族割引の導入（18年12月実施）
  - 普通契約のカラー契約への統合（19年度中の実施を計画）
  - ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定（今回発表）
- 「受信料の公平負担の観点から、（中略）事業所の受信契約体系の見直しや受信者に係るデータベースの整備など、あらゆる措置について抜本的に検討の上、組織を挙げて全力で取り組むこと」～総務大臣意見（18年度予算）
- 「ホテルグループの間で契約率がまちまち」～17年度会計検査院検査結果報告

## 主な内容

料 額	2 契約め以降の受信料は半額（衛星契約、地上契約とも）
適用条件	設置場所全数分を支払う場合 〔テレビ設置数の適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払う場合のみ、敷地内の2契約め以降の受信料を半額〕
対 象	事業所（ホテル・病院などを含む）（住居以外の場所）
実施時期	平成20年度中を予定
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部屋数、病室等に関する情報活用による、非協力的な事業者への対応徹底</li> <li>● 外部委託の拡大等スリムで効果的な業務実施体制を構築</li> </ul>

## 今後の検討項目

世帯を含む受信料体系全体の考え方

〔契約・収納業務の改革を含めた、NHKの中長期的な事業展開を踏まえ総合的に検討〕

平成19年9月末  
までに公表予定

## 会計検査院「平成17年度決算検査報告」

## &lt;抜粋&gt;

## 第28 日本放送協会

(略)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (款)事業収入 (項)受信料
部局等の名称	日本放送協会
受信契約の概要	日本放送協会の放送を受信することのできるテレビジョン受信機を設置した者が、放送法に基づき日本放送協会とその放送の受信について締結する契約
事業所等との受信契約件数	2,114 千件(平成 17 年度末現在)
上記の契約に係る受信料収入(推計額)	350 億円(平成 17 年度)

## 1 事業所等との受信契約の概要

### (1) 受信契約の単位

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的として設立された法人で、その財政は、主として協会の放送を受信することのできるテレビジョン受信機(以下「受信機」という。)を設置した者が支払う受信料で賄われている。

放送法では、受信機を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないとされている。そして、協会が総務大臣の認可を受けて制定した日本放送協会放送受信規約では、受信契約は、個人がその世帯に受信機を設置する場合には原則として世帯ごとに、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとに行うこととなっている。

### (2) 事業所等との受信契約

協会では、受信契約のうち事業所等との受信契約(以下「事業所契約」という。)の対象件数を総務省の「事業所・企業統計調査」の事業所数等を基に推計しており、平成17年度の対象件数は286万件としている。

一方、17年度末の事業所契約の契約件数は、211万4千件(このほか受信料の支払を免除しているものが81万件)となっており、「ホテル・旅館」(45万件)、「官公庁」(25万件)が上位を占めている。なお、事業所契約に係る17年度の受信料収入を契約件数から推計すると約350億円となる。

### (3) 事業所等における受信機の設置状況の調査

協会では、上記の事業所契約の締結に当たり、受信機の設置状況を調査している。その方法は、協会は事業所等内に立ち入って調査する権限がないことから、協会職員等が事業所等の担当者から受信機の設置場所・台数等を聴取するなどのほか、国、地方公共団体等の大規模な事業所等については、「テレビ設置状況調査票」(以下「テレビ調査票」という。)を配布又は郵送し、これに施設の名称・住所・電話番号、受信機の設置場所・台数等を記載するよう依頼している。そして、協会では、上記の聴取結果やテレビ調査票に記載された受信機の設置状況に基づいて受信契約を締結している。

### (4) 事業所契約に係る協会の事務処理体制

協会では、事業所契約を重点的に担当するための部署として、16年6月に本部内に「法人営業センター」を設置し、同センターに、全国各地の放送局や営業センター(以下「地方放送局等」という。)が行う事業所契約についての指導と支援等を行わせることとしている。また、事業所等のうち、国、東京都、独立行政法人等は法人営業センターが担当し、その他の地方公共団体、ホテル、旅館等は、その所在地域の地方放送局等が担当することとしている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

事業所契約の締結に当たっては、前記のとおり、協会は事業所等内に立ち入って調査する権限がないため、事業所等の担当者からの聴き取りやテレビ調査票への記載依頼等により、受信機の設置状況を把握し、これに基づいて受信契約を締結している。

そこで、経済性・効率性等の観点から、協会において受信機の設置状況を的確に把握し、受信契約の締結の促進に努めているかなどに着眼して、事業所契約件数の上位を占めており、組織の詳細又は客室数が公表されていて受信機の設置場所・台数が比較的容易に把握できる国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等(以下「官公庁等」という。)並びにホテル及び旅館(以下「ホテル等」という。)を対象として検査した。

そして、検査に当たっては、官公庁等については、受信契約の管理システム上、官公庁等ごとの契約状況を一覽で把握することが困難な状況であるため、協会が官公庁等における受信機の設置状況の把握の手段としているテレビ調査票に着目し、法人営業センター及び全国の地方放送局等からテレビ調査票を取り寄せ、これに記載された受信機の設置場所等と公表されている官公庁等の組織を対照するなどの方法により検査を行った。一方、ホテル等については、ホテル等ごとの契約件数が受信契約の管理システムで把握でき、また、各客室に受信機が設置されていることが想定されることから、検査を実施した地方放送局等において、出版物等に掲載されている各ホテルの客室数と受信契約の管理システムに登録されている契約件数を突合するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 国の省庁等について

国の機関である省庁等については、前記のとおり、その地方支分部局も含め法人営業センターが担当することとし、同センターは、毎年、それぞれの本省庁等に地方支分部局も含めたすべての組織の受信機の設置状況について、テレビ調査票の記載を依頼していた。

しかし、地方支分部局を含めたすべての組織の受信機の設置状況を記載したテレビ調査票が提出されていたのは5省庁等のみで、その他の省庁等については、協会職員等のテレビ調査票に記載すべき事項、記載の方法等についての説明が十分でないなど依頼の仕方が適切でなかったことなどから、本省庁等の内部部局やその附属機関等における設置状況のみを記載したテレビ調査票しか提出されていなかった。

このため、テレビ調査票に記載されていない省庁等の地方支分部局について、法人営業センターでは、東京近郊に所在する地方支分部局は自ら担当し、東京近郊以外の地域に所在する地方支分部局は地方放送局等に担当させることにしていた。

そこで、これらの地方支分部局のテレビ調査票の保管状況を検査したところ、地方放送局等に担当させることにした地方支分部局約4,300箇所のテレビ調査票については、法人営業センターと地方放送局等との間の連絡・調整が十分でなかったなどのため、地方放送局等で約1,900箇所の分しか保管されておらず、半数以上の地方支分部局については受信機の設置状況を的確に把握しているとはいえない状況となっていた。

(2) 独立行政法人について

独立行政法人については、すべて法人営業センターが担当することとしているが、113法人のうち3法人についてはテレビ調査票が保管されていなかった。

また、国の省庁等と同様に、提出されたテレビ調査票に地方に所在する機関の受信機の設置状況が記載されていない法人も見受けられた。そして、独立行政法人は法人営業センターの担当としていることもあり、これらの法人の地方に所在する機関の設置状況は、地方放送局等でもほとんど把握していなかった。

### (3) 国立大学法人について

国立大学法人については、東京都に所在する11法人は法人営業センターが担当し、残りの78法人は地方放送局等が担当することとしていた。

しかし、地方放送局等が担当する78法人のうち28法人については、テレビ調査票が保管されておらず、受信機の設置状況を的確に把握しているとはいえない状況となっていた。

### (4) 地方公共団体について

地方公共団体については、東京都のみ法人営業センターが担当し、他の道府県、市区町村については地方放送局等が担当することとしていた。そして、各地方公共団体のテレビ調査票の保管、記載等の状況について検査したところ、地方放送局等が担当している地方公共団体について、以下のとおり、受信機の設置状況の把握が十分できていなかった。

#### ア 道府県について

道府県の場合、テレビ調査票は、本庁、警察、病院及び高校等の機関別に提出されているものが多い。そこで、地方放送局等における機関別の保管状況をみたところ、本庁分で3県、警察分で11県、病院分で14道府県、高校等分で7県についてテレビ調査票が保管されていなかった。また、保管されているテレビ調査票の調査年度について、本庁分で見ると、10年度から17年度まで区々となっていた。

さらに、テレビ調査票の記載内容をみたところ、警察分で警察署・交番等に設置されている受信機に関する記載がないもの、病院分で病室に設置されている受信機に関する記載がないもの、高校等分で高校、専門学校、大学等の一部の学校しか記載されていないものなどが多数見受けられた。

#### イ 市区町村について

市区町村の場合も、テレビ調査票は、本庁、消防、小中学校及び保育所の機関別に提出されているものが多い。そこで、地方放送局等における機関別の保管状況をみたところ、協会がテレビ調査票の記載を依頼した時点で存在した全国2,574市区町村のうち、本庁分で352市区町村、消防分で1,348市区町村、小中学校分で633市区町村、保育所分で1,517市区町村についてテレビ調査票が保管されていなかった。

また、テレビ調査票の記載内容をみると、道府県の場合と同様に、消防分で消防署、消防団等に設置されている受信機に関する記載がないものが見受けられた。さらに、保育所分では、受信機の設置場所により受信料が有料(事務室)又は免除(保育室等)と扱いが分かれるが、受信機の具体的な設置場所の記載がないのに全数を免除扱いとしているものなどが多数見受けられた。

### (5) ホテル等について

ホテル等との受信契約は、各地方放送局等が担当することとしていた。そして、その契約の締結に当たっては、ホテル等の新設又は増設時に地方放送局等の職員が訪問して受信契約の交渉を行っており、受信契約件数は、ホテル等からの申告に基づいたものとなっていた。

今回、検査を実施した地方放送局等が所在している北海道ほか15都府県<sup>(注)</sup>に所在するホテルのうち、5つのホテルグループに属する128ホテルについて、公表されている数の客室にすべて受信機が設置されていると仮定して、その契約率(客室数に対する受信契約件

数の比率)を試算したところ、各ホテルグループごとの契約率には最大で80ポイント以上の差がある状況となっていた。

また、契約率が最も高いホテルグループに属する各ホテルについて、その所在する地方放送局等ごとに契約率を試算したところ、その契約率は区々となっており、最大50ポイント以上の差がある状況となっていた。

上記のように、官公庁等について、地方放送局等でテレビ調査票が保管されていなかったり、テレビ調査票の記載内容が十分なものとなっていなかったり、また、ホテル等について、ホテルグループや地方放送局等の間で契約率が区々となっていたりなどしている事態は、受信契約の締結を促進する上で適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 全国的な規模を有する事業所等の地方組織との受信契約について、協会職員のテレビ調査票の重要性に対する認識が十分でなく、法人営業センターと地方放送局等との担当区分が明確となっていなかったこと
- イ 事業所等の担当者に、受信機を設置した者は協会と受信契約をしなければならないとの放送法等の定め趣旨が徹底されていなかったことや、テレビ調査票について、記載すべき事項、記載の方法、記載された内容の確認方法、記載依頼の周期等が明確にされていなかったこと
- ウ ホテル等との受信契約について、法人営業センターの指導による統一的な取組が行われていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会では、事業所等における受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう、18年7月以降、次のような処置を講じた。

- ア 事業所契約について、法人営業センターと地方放送局等との間の担当区分を明確化した。
- イ 受信機の設置状況の調査について、事業所等の担当者に放送法等の趣旨を理解してもらうための文書やテレビ調査票の標準的な書式を定めるとともに、協会の担当者会議を開催するなどして、テレビ調査票の記載依頼等を適切に行うよう地方放送局等に周知徹底をした。
- ウ ホテル等との受信契約について、全国に展開しているホテルグループのうち、契約率の低いホテルグループについては法人営業センターが計画的に対応することとするとともに、その他のホテルについても法人営業センターの指導により地方放送局等に統一的な取組を行わせることとした。

(注) 北海道ほか15都府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、埼玉、石川、福井、長野、愛知、鳥取、広島、香川、愛媛、福岡、長崎各県

(報道資料)

平成18年10月5日

NHK

### 民事手続きによる受信料の支払督促の実施について

○ 今年1月に公表した「3か年経営計画」において、「平成18年4月以降準備ができ次第、民事手続きによる支払督促の申立てを実施します」と表明しておりましたが、その準備が整ったことから、今後、段階的に実施していくこととしました。

○ 受信料のお支払いが滞っている方(以下、滞納者という)の全てを対象として、受信料制度の意義について、誠心誠意ご理解を求め、お支払いをお願いする活動を行ったうえで、それでもなお、お支払いいただけない場合に、最後の方法として、民事手続きによる支払督促を申立てることを基本としていきます。

○ 今回、実施する概要は以下のとおりです。

(実施概要)

- ・ 今回、48件の滞納者を対象に、10月末までにお支払いいただけない場合、法的手続きに移行することを検討せざるをえない旨を通知させていただきます。
- ・ 通知後、訪問や電話による対応を行い、支払期限までに受信料のお支払いがない場合、11月以降、簡易裁判所に支払督促を申立てることになります。

(対象者について)

- ・ 今回は最初の取り組みであり、本部と営業現場が協力して対応できるよう都内営業センターの滞納者から、一定数を対象としました。
- ・ さらに、これらの滞納者に対し、支払督促を視野に入れて、丁寧な対応を重ねた結果、お支払いいただいた方や転居された方等を除き、最終的に48件となりました。
- ・ この48件の滞納者に対しては、各営業センターでの訪問対応、文書請求に加え、受信料特別対策センターへの窓口変更後、訪問、電話、文書による対応を重ね、各々多いケースで、7回の訪問対応、6回の電話対応、3回の文書送付を実施しました。(平均：訪問4.3回、電話対応3回、文書送付2.5回)

○ 支払督促の対象数や実施地域については、順次拡大していく予定です。

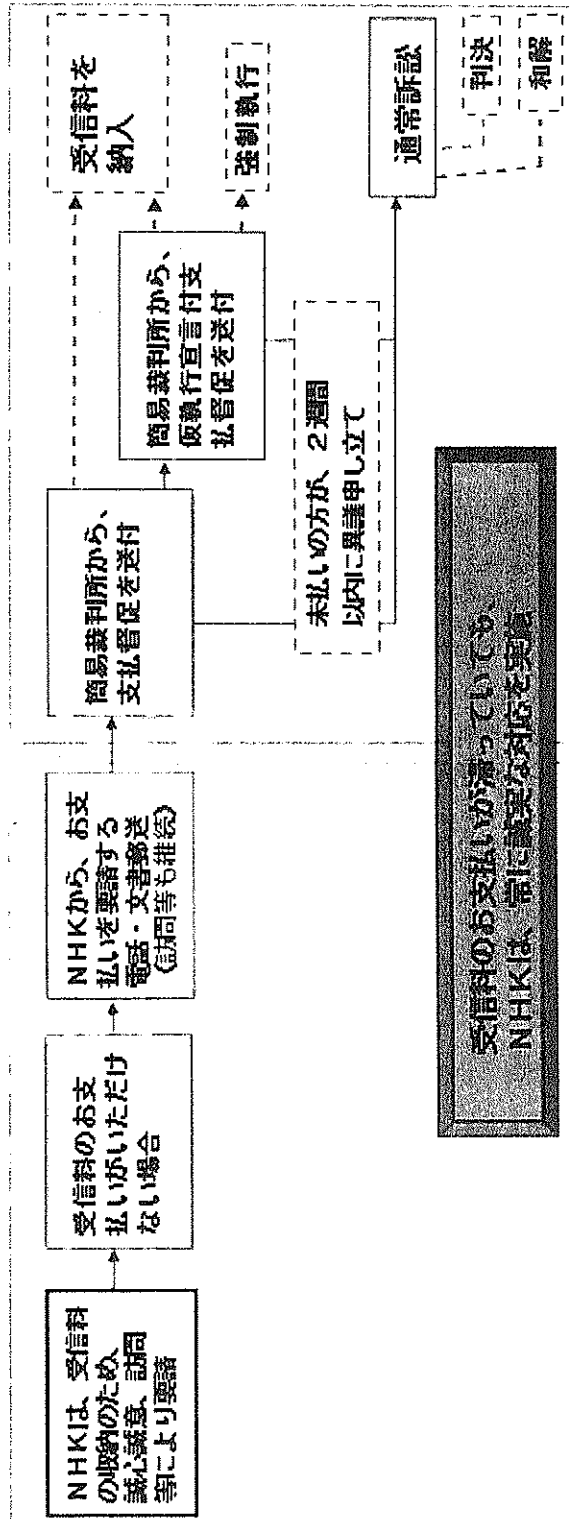
○ なお、未契約者に対しても、受信契約を締結していただくため、丁寧な対応を継続して実施していますが、こうした努力を重ねてもなお、ご理解が得られず、契約いただけない場合の民事訴訟の実施について、現在、準備を進めているところです。準備ができ次第、できるだけ速やかに実施したいと考えています。



# 民事手続きによる受信料の支払督促の流れ

## 【支払督促制度の概要】

- ・ 「支払督促」とは、電話料金や家賃などを滞納している方（債務者）に対し、「債権者の申立て」だけに基づいて簡易裁判所書記官が行う略式の手続き。
- ・ 債務者から「支払督促」「仮執行宣言付支払督促」の申立てに異議がないと、「確定判決」と同一の効力をもつ。
- ・ 一方、債務者が異議を申立てると、そのまま「通常訴訟」に移行する。



(NHK HPより)

2005年12月

「NHK新生プランに関する世論調査」報告書

(抜 粋)

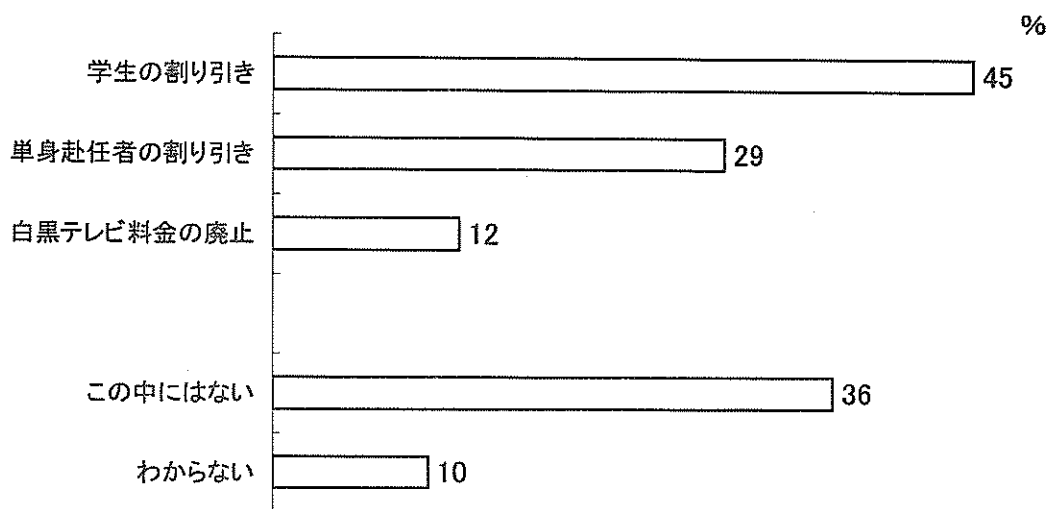
(NHK資料)

(3) 受信料の公平負担への態度

1) 受信料額の見直し

- 受信料の金額の見直し策として検討すべきだと思うことをいくつでも選んでもらった。多い順に「学生の割引」「単身赴任者の割引」「白黒テレビ料金の廃止」であったが、「この中にはない」という人も多く、選択肢にかかげたこと以外の内容を考えている人も多いと思われる。

図表 1 3 受信料額の見直し<検討すべきこと> (複数回答)



【選択肢全文】

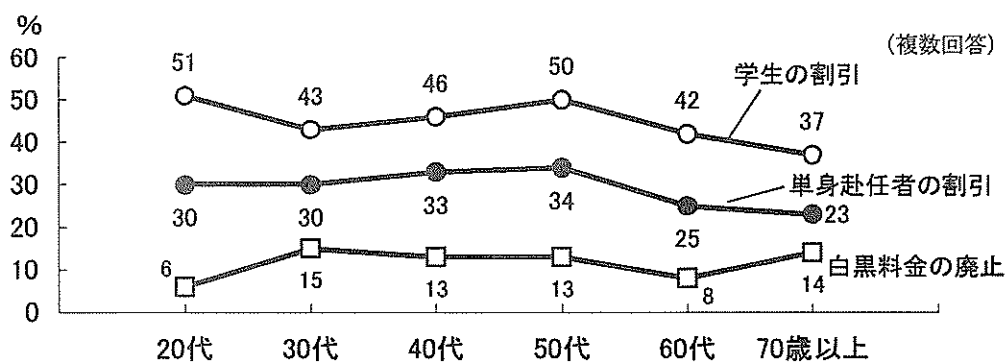
学生の割引：1人暮らしの学生の受信料額を割引く

単身赴任者の割引：単身赴任者の受信料額を割引く

白黒テレビ料金の廃止：白黒テレビの受信料を、カラーテレビと同額にする

- これらの結果を年層別にみると、70歳以上では「わからない」という人が多い分、割引を選ぶ人が少ない。これ以外の層では、年層による大きな違いはみられない。

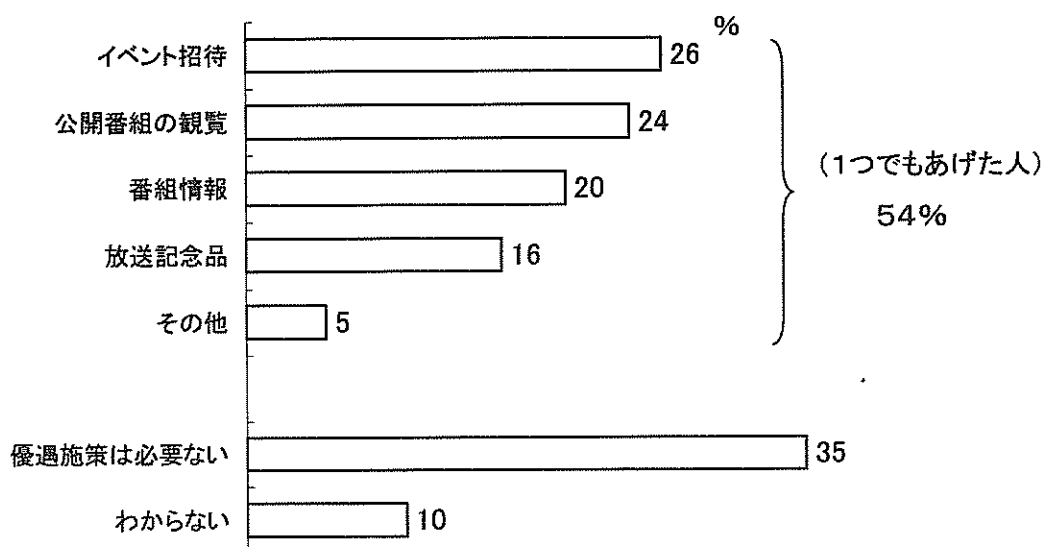
図表 1 4 受信料額の見直し<検討すべきこと> (年層別)



## 2) 優遇施策

- 優遇施策として実施したらよいと思うことをいくつでも選んでもらった。1つでもあげた人は54%であった。施策では「イベント招待」と「公開番組の観覧」が同程度で最も多く、以下、「番組情報の提供」、「放送記念品の提供」の順で続いている。  
 「優遇施策は必要ない」という人は35%であった。

図表 15 優遇施策<実施したらよいと思うこと> (複数回答)



### 【選択肢全文】

イベント招待：NHK主催の美術展などのイベントに招待する	番組情報：番組やイベントの情報を送る
公開番組の観覧：公開番組の観覧抽選を優先的に行う	放送記念品：番組関連の放送記念品を提供する

- 年層別にみると、「優遇施策は必要ない」という人は、全体に比べ、60代で多く20代で少なくなっている。  
 全体に比べて多いものをみると、50代の「イベント招待」、30・40代の「番組情報」があげられるが、際立った特徴は見出せない。

図表 16 優遇施策<実施したらよいと思うこと> (年層別)

(複数回答) (%)

	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
イベント招待	26	30	26	28	<b>31</b>	22	18
公開番組の観覧	24	27	25	28	25	21	20
番組情報	20	21	<b>26</b>	<b>26</b>	23	15	11
放送記念品	16	20	18	15	15	15	10
必要ない	35	27	31	32	35	<b>42</b>	40

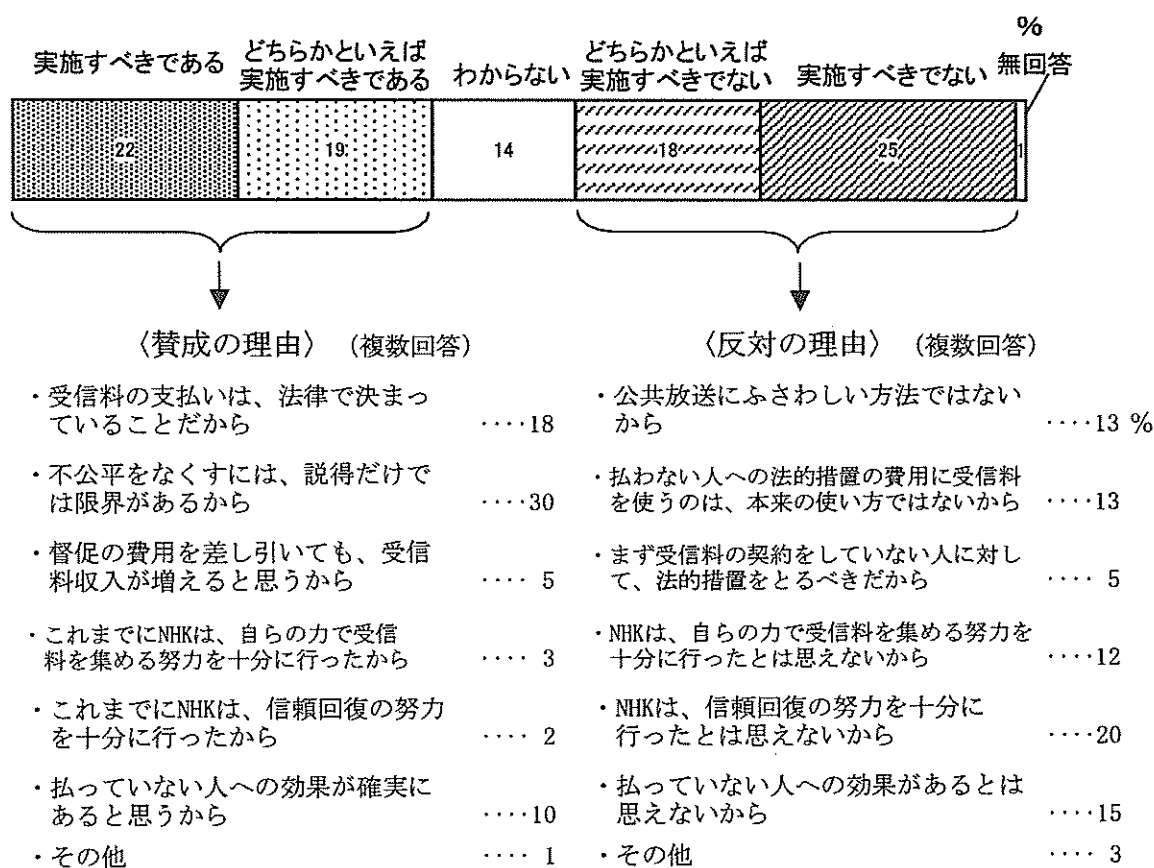
太字：全体より多い、斜字：全体より少ない

### 3) 支払い督促の賛否

○ 支払い督促の検討の賛否を尋ねた結果は下図のとおりで、「実施すべき」22%、「実施すべきでない」25%と、賛否が分かれた。「どちらかといえば」を合わせても、「実施すべき」41%、「実施すべきでない」44%で、賛否が二分された。

すべきという人の理由で最も多いのは、「不公平をなくすには説得だけでは限界がある」30%（全体を分母とした値）、「すべきでない」という人の理由で最も多いのは、「NHKは、信頼回復の努力を十分に行ったとは思えないから」20%（同）であった。

図表 1 7 支払い督促の賛否



(報道資料)

平成19年11月8日  
NHK広報局

## 放送受信料の支払督促の状況について

- 平成18年11月29日、都内の放送受信料の支払いが滞っている方33件を対象に申立てを行った支払督促の状況は、次のとおりです。

〔支払督促の状況（11月7日現在）〕

- ・ 支払い . . . 25件
- ・ 督促異議 . . . 5件
- 〔 分割払い希望 . . . 2件（「和解に代わる決定」1、「和解」1）  
 その他 . . . 3件 〕
- ・ 支払督促確定 . . . 3件（分割払い合意2）  
（確定判決と同一の効力：仮執行宣言付支払督促送達後2週間経過）

※ すでに全額支払った方および分割で支払い中の方は、合計29件。

- 平成19年3月29日、30日、東京都（多摩地区を含む）、神奈川県  
の放送受信料の支払いが滞っている方26件を対象に申立てを行った  
支払督促の状況は、次のとおりです。

〔支払督促の状況（11月7日現在）〕

- ・ 支払い . . . 15件
- ・ 督促異議 . . . 8件
- 〔 分割払い希望 . . . 6件（「和解に代わる決定」5、「和解」1）  
 判決 . . . 2件（分割払い合意1） 〕
- ・ 支払督促確定 . . . 3件（分割払い合意1）

※ すでに全額支払った方および分割で支払い中の方は、合計23件。

- 平成19年7月6日、大阪府の放送受信料の支払いが滞っている方23件を対象に申立てを行った支払督促の状況は、次のとおりです。

〔支払督促の状況（11月7日現在）〕

- ・ 支払い . . . 5件
- ・ 督促異議 . . . 9件
- 〔 分割払い希望 . . . 5件（「和解に代わる決定」2、「和解」2）  
 その他 . . . 1件  
 判決 . . . 3件 〕
- ・ 支払督促確定 . . . 8件
- ・ 取下げ . . . 1件

※ すでに支払った方および支払意思を表明している方は、合計10件。

- 平成19年9月7日、千葉・埼玉両県の放送受信料の支払いが滞っている方17件を対象に申立てを行った支払督促の状況は、次のとおりです。

〔支払督促の状況（11月7日現在）〕

- ・ 支払い . . . 6件
- ・ 督促異議 . . . 3件
- 〔 分割払い希望 . . . 1件（「和解」1）  
 その他 . . . 2件 〕
- ・ 仮執行宣言申立て . . . 2件
- ・ 支払督促確定 . . . 2件
- ・ 送達 . . . 2件
- ・ 未送達 . . . 1件
- ・ 取下げ . . . 1件

※ すでに支払った方および支払意思を表明している方は、合計7件。

(報道資料)

平成19年5月15日

NHK広報局

放送受信契約の未契約者に対する担当窓口変更通知の発送について

- 平成18年1月に公表した「3か年経営計画」において、受信料を公平に負担していただくため、「テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、受信契約をNHKと結んでいない世帯や事業所に対しても、訪問や文書などを通じて受信料制度の意義などを丁寧に説明し、ご契約とお支払いをお願いしていきます。こうした努力を重ねてもなお、ご契約いただけない場合の最後の方法として、民事訴訟の実施に向けた準備を進めます」と表明しておりました。
- 今週末、これまで現場の営業センターで受信契約の締結を求め、訪問や電話で交渉を行ってきたものの、再三の申し入れにもかかわらず責任者との面談ができず、現場の継続対応では契約化が困難であると判断した未契約の一部事業所に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付することとしました。
- 今後は、受信料特別対策センターと法人営業センターが共同して交渉を行います。その後、一定期間経過しても進展がない場合、訴訟予告を行い、それでも相手方が契約に応じない場合、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提訴します。



# 参 考 資 料

## IV 受信料制度の在り方に関する 各種提言等

# 株 資 料 集

○ 十 部 二 六 じ 空 の 運 送 株 資 料 集 Ⅷ  
株 資 料 集

(再 掲)

# 答 申 書

(抜 粹)

昭和39年9月8日

臨時放送関係法制調査会

## 5 受信料 [22]

受信料は、上述のようなNHKの業務を行なうための費用の一種の国

民的な負担であつて、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

その負担者を「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」としている現行法の建前は、適切であると考ええる。

NHKの放送と受信料負担とを密着させることは、負担する側の心理からみても、NHKの業務努力という観点からみても、妥当であると認められ、他方、現実に受信するか否かに関せず支払義務を負わせることは、大量的事務処理の立場から妥当といえるのみでなく、そもそもNHKを設けて前記業務を行なわせ、その費用を国民に分担させるという法律の趣旨からいつて適切であると考えられる。受信料を定額制とし、月額をもつて定めることも、この趣旨に適合するといえよう。

現行放送法は、受信料の徴収と支払いの法律関係を「受信契約」の強制という形で表現しているが、「契約」の語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制を行なわないで、直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい。

受信料がわが国で行なわれる放送一般に対する対価(料金)でもなく、放送のための税金でもなく、NHKに一定の業務を行なわせるための一

種の負担金として、法律が創設したものであるから、受信料収入の一部を民放にも分与すべしというような一部の意見には賛成することができない。NHKに放送界全般に役立つような業務を積極的に行なわせることは、事項によつては必要であると考えられるが、これと混同すべきではない。

受信料月額を国会がNHKの収支予算を承認することによつて定める現行の方式は、適当であると認める。

受信料月額の安定性等の観点からみて、これを法律で定めるのが適当であるとの見方もあり、一理はあると思われるが、NHKが業務を行なうための費用の負担という受信料の特殊な性格、その他諸般の事情を総合的に勘案するとき、収支予算が毎年国会に提出され、国会が国民の代表としてこれを承認するという制度は妥当であると結論される。

受信料月額の安定性は必要であるが、反面において、一たん定まつた月額を既得権のように考えて、これを基礎として安易に予算を編成するようなことがあつてはならない。ことに、受信者数が急増する場合にそうである。かかる場合には、進んで受信料の低減を図り、適切な事業計画の遂行のための費用の分担という受信料制度の本旨を貫くべきである。

受信料は、NHKにその業務を行なわせるための費用を受信者たる国民が分担するものであるから、その趣旨にそうよう、あくまでも妥当か

つ簡明なものでなければならない。なお、免除も、免除基準の設定や変更が慎重かつ公平であることを旨として行なわれるべきことは、いうまでもない。

なお、NHKの収支その他経営状況等については、受信者に周知を図るよう一層の努力をする必要があると認められる。

ニューメディア時代における  
放送に関する懇談会

(放送政策懇談会)

報 告 書

(抜 粋)

昭和62年4月2日



## 5 公共放送（NHK）の在り方

### (1) 今後における基本的使命

ア 我が国の公共放送は、現在、放送法により放送の全国的普及を目的として設立された公共放送事業体であるNHKにより一元的に実施されている。現行放送法におけるNHKに関する規定から伺い知れるその基本的使命は、次のとおりである。

(ア) 民間放送及び放送大学学園の放送とあいまって、国民に放送の有する豊かな効用をもたらすとともに、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(イ) 放送をあまねく全国に普及すること。

(ウ) 放送の進歩発達に必要な調査研究を行い、その成果を一般に提供すること。

(エ) 全国向けの放送番組のほか地域向けの放送番組を提供すること。

(オ) 国民生活、経済社会に不可欠な基幹的情報を調和のとれた形で提供するとともに、公衆の要望を満たす、豊かで、かつ、よい放送番組を放送し、我が国の文化水準の向上に寄与するとともに、新たな文化の育成及び普及に貢献すること。

(カ) 国際親善の増進及び外国との種々の交流の発展に資する等のため国際放送を実施すること。

イ NHKは、このような基本的使命のもとに、公共放送事業体として、我が国の放送の普及・発展に貢献してきたところであるが、これらの基本的使命は、今後とも、下記のとおり、おおむね妥当すると考えられる。

(ア) 現行放送法で定めているNHKの基本的使命のうち、放送の有する豊かな効用の発揮と健全な民主主義の発達への貢献、豊かで、かつ、よい放送番組の放送による文化向上への寄与等のことは、放送一般に期待されるか、又は公共放送の存在意義から導かれるものであり、特に人々の価値観・生活様式が多様化に伴い、少数者の意見や意向を含めて、意見・表現の多様性を確保していく必要性がますます強まっている現状においては、今後と

もNHKの基本的使命とすべきであると考えられる。

- (イ) 放送の全国普及についても、公共放送の存在意義の一翼を担うもので、今後とも重要な使命であると考えられるが、テレビ・ラジオに加えて様々なニューメディアが登場しつつある状況においては、それらのうちどこまでをあまねく全国に普及させなければならないかを慎重に検討する必要があるだろう。
- (ウ) 放送の進歩発達に必要な調査研究とその成果の一般への提供については、NHKが持つ番組面、技術面におけるノウハウの蓄積とこれを活用しての放送界、受信者に対する貢献の実績及び可能性にかんがみ、引き続き実施される必要がある。
- (エ) 全国向けの放送番組のほか地域向けの放送番組を提供することという点についても、放送の普及を放送番組面から実質的ならしめようとするものであり、前記(ア)及び(イ)から派生する基本的使命と考えるべきである。
- (オ) 国際放送については、現行のNHKによる放送が得ている公平性、客観性の評価、国内放送を行う事業者が併せ行うことによる効率的実施の可能性等を考えれば、財源の在り方についてなお検討の必要はあるが、今後とも、NHKが実施することが適当である。

## (2) 事業規模及び業務範囲の在り方

ア NHKの事業規模及び業務範囲については、今後様々な放送ニューメディアが登場し、我が国の放送体制が急速に変容していく中で、NHKとこれらニューメディアとの関わりがいかにあるべきかという点を中心に大きな課題になっている。

この点については、各種ニューメディアの普及促進の必要性、国民の公共放送への期待、ニーズに的確かつ効率的に応えていくうえでの最適なメディアの組み合わせの在り方、NHKの財政事情と国民の負担との関係、民間放送との併存体制の下における公共放送としてのNHKの在り方等の観点から総合的に検討されるべき問題であると考えられる。

イ 以上の点を勘案し、NHKの放送ニューメディアへの取組み、新たな業務分野への進出については、

(ア) 原則として、後述の新受信料体系の採用によるものを除き、視聴者への新たな負担増の必要性につながらないこと。

(イ) 当該メディア又は業務を大多数の国民に普及することが可能でありかつ望ましいものであること。

(ウ) NHK以外の者のみでは当初におけるそれらの事業化あるいは普及が困難であり、NHKがその設備、ノウハウ、収支スケールを生かして参入することが、その後のNHK以外の者の参入を容易にするものであること。

(エ) NHKの存在、サービスを受信料により全体として維持することとされている視聴者のコンセンサス、支持が明確に得られるものであること。

(オ) NHKと民放という二本建て体制のメリット（財源を異にする競争）が維持されるものであること。

を基本とすることが必要と考える。

ウ NHKの基本的使命、それに基づく業務範囲、事業規模（メディアの種類及び数）については、社会的、経済的、文化的諸状況等公共放送を取り巻く環境の変化に応じて最も適正な在り方が検討されるべきである。既にNHKが所有しているメディアの種類及び数についても所与のものとして当然視するのではなく、各メディアごとの意義を常に検討し、その上で公共放送として限られた経営財源で最大限の効用を国民にもたらしうる最適なメディアの組み合わせを見いだしていく必要がある。

エ 衛星放送は、放送ニューメディアの中でも、これまでNHKが最も積極的にかかわってきたメディアであり、各種ノウハウの蓄積が豊かであること、放送の全国普及というNHKの使命達成に適したメディア特性を持っていること、及び今後我が国の放送体制に重大な影響を及ぼす可能性を有するものであることを考慮し、

(イ) 衛星放送受信機の普及が高度に進んだ本格的衛星放送時代の到来までの間、NHKが先導的衛星放送実施主体であるべきであると考え。

(ロ) そのため衛星放送による難視聴の解消と並んで、地上における受信機の普及、衛星メディアの技術的可能性の開発上有効と認められる方策（衛星放送のメディア特性を生かせる番組の開発・提供、民間放送、メーカー等の関係者との共同によるハイビジョン・PCM音声放送等の各種実験の実

施等)が、積極的に講じられるべきである。

(ウ) 将来において、本格的衛星放送時代が到来した場合、NHKの適正規模に関する考え方にに基づき、既に保有しているメディア全体の中での見直し、整備を検討する必要がある。

オ 多重放送は、既に実用化しているテレビジョン音声多重放送と文字放送に加え、今後FM多重放送等の実用化が見込まれているが、いずれも、テレビ、ラジオのような基幹的メディアとはいえないこと、既存受信料の中で賄わねばならない業務であること、既設のテレビ、FMの放送施設の利用ができるため、いわゆる第三者の参入が比較的期待できる分野であること等から、

(ア) NHKは、積極的に第三者利用をさせる措置を講じるべきである。

(イ) 現行法における考え方を維持し、NHKに対しては今後とも全国普及義務を課す必要はないと考えられる。

### (3) 財政基盤の在り方

ア 現行の受信料制度は、NHKと受信者(NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者)の受信契約締結義務とこの契約に基づく受信料の支払いとからなっており、受信料の不払いに対する罰則や強制的徴収手続は定められていない。受信料の法的性格はNHKの組織、業務を維持、運営するための特殊な負担金であると解されている。

このような受信料制度は、次のような点に意義があると認められる。

(ア) 財源を幅広く国民全体に直接求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること。

(イ) 受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等によって担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対しその放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促すことになること。

イ 今後のNHKの財政基盤の在り方を考える場合、まず、上記のような受信料制度が、今後とも引き続き、基本的にNHKの財政基盤を支える制度として妥当なものであるかどうかという点が問題となる。

NHKの財政基盤を支える財源方式は、理論的には受信料制度のほか、広告料方式、税金方式及び有料方式が考えられるが、NHKが公共放送と民間放送との併存体制のもとでその基本的使命を達成していくためには、財源方式としては、やはり今後とも、

(ア) 広く国民全体の負担に依拠するものであること

(イ) NHKの高度な自主性、中立性が確保されるものであること

が必要である。また公共放送と民間放送との併存的発展を図るという観点からは、公共放送の財源の在り方が与える民間放送の経営面への影響にも配慮する必要がある。

これらの点で、受信料制度は、今後ともNHKの財源方式としてふさわしいものと考えられる。

ウ 他方、広告料方式、税金方式及び有料方式については次のように考えられる。

(ア) 広告料方式については、広告主の意向や視聴率にとらわれない番組の制作をいかに確保するかという問題があるほか、我が国におけるNHKの事業規模、媒体力を考えた場合、その採用による民間放送への影響は大きく、公共放送と民間放送を併存させる我が国の放送体制のメリットを損なうと認められる。

(イ) 税金方式によれば、財源調達効率格段に向上することが期待される。諸外国の公共放送においてもこの方式がとられているところがある。

しかしながら、財政的基盤を国庫に置くことにより、政府とのつながりが強まり、高度な自主性、中立性が確保されないのではないかとの批判を招く余地があり、また、受信料制度において確保された視聴者とのつながりが失われることにより、現在の視聴者志向の姿勢に影響が出ると考えられる。

(ウ) 有料方式は、今後、様々なニューメディアが実用化し、国民の多様化する放送ニーズに対応したサービスを展開していくうえで、有力な財源確保方策となる可能性を有するものである。

これについては有料方式による放送の実施が、あまねく全国民に開かれた公共放送の性格になじむか、有料方式によって受信料制度の際と同等の

収入を確保できるか、現行の受信料制度（NHKを維持するための負担金）と併せて行うとした場合、理論的に両者は両立しうるか、受信料制度についての現在の考え方が維持できなくなるのではないか等の問題がある。

(I) 以上述べたところからすれば、NHKの財政基盤を支える財源方式としては、当面、受信料制度を基本としていくべきものと考えられる。

エ 今後におけるNHKの財政基盤を受信料制度のもとで確保・充実していくためには、現行受信料制度にかかわる次のような諸問題を解決して行く必要がある。

(7) カラーテレビジョン受信機の普及がほぼ飽和状態となるとともに、核家族化がかなりの程度進み、世帯数の増加が鈍る等、受信料収入の伸びが鈍化したことから、数年おきに受信料改定を行わなければ、収支が相償しないという構造的赤字基調が続いていること。

(4) 核家族化、単身世帯の増加、人口の移動の増加に伴い、視聴者の把握は一層困難となっており、こうしたこと等から、無視できない数の受信料の不払者が存在し、負担の不公平という問題が生じており、また、受信料収納体制の一層の整備による収納効率の向上の必要性が指摘されていること。

(9) NHKが取り組む必要性の認められる放送ニューメディアの財源措置に関し、ニューメディアの実用化を考慮した新しい受信料体系を検討する必要性が生じていること。

オ このため、今後、NHKの財政的基盤の確保にかかわる次のような諸施策を検討する必要がある。

(7) 受信料収納体制の整備

今後とも引き続き、口座振替制度及び前納制度の利用を促進する等収納効率の向上に取り組むべきである。

また、社会福祉的、教育的見地から長年にわたり実施してきている受信料免除制度について、NHKはその置かれている経営の現状にかんがみ、関係省庁とも話し合いながら、順次免除措置の見直しを行ってきているところであり、国の財政事情等からみて、今後における困難性は認められるが、引き続き努力を続けていく必要がある。

なお、受信料収納体制の強化に関連して、負担の公平の確保とNHKの

経営の安定化という観点からの支払い義務制の導入について考慮する余地があるが、支払い義務制の導入が直ちに受信料の収納効率の向上につながるか等の点から慎重な検討を必要とする。

#### (イ) 受信料体系の見直し

基本的には、今後実用化される放送ニューメディアとNHKとのかかわり方に関する検討を踏まえつつ、現行受信料制度の趣旨を損なわない範囲で、公共放送が実施するにふさわしい主力メディアの在り方に着目した新たな受信料体系を検討する。その際、ニューメディアの普及等新たな経営努力の契機となる可能性を受信料体系の中に生かす方向で考える。

#### (ウ) 経営財源の多角化

経営財源の多角化は、NHKの財政基盤の安定及び国民の受信料の負担の軽減につながるものであり、基本的にはこれを進めることが必要である。しかしながら経営財源を異にする放送形態の併存という公共放送と民間放送の併存体制の意義を十分に踏まえ、NHKが公共放送として蓄積してきたノウハウの社会還元等、その基本的使命である放送にかかわる分野を中心として行われるのが適当である。

### (4) 経営の効率化

ア 現在、NHKは構造的赤字基調の中で、財政基盤の立直しの一環として、各種効率化施策を実施しているところであるが、今後、次のような点に留意しつつ、一層の効率化を図っていくべきものと考えられる。

(ア) 現在NHKが取り組んでいる、要員削減計画を含む各種効率化施策は、新たなサービスの導入如何にかかわらず確実に達成されるべき課題である。今後、考えられるニューメディア等の新規業務と効率化の推進との関係についても、この点が確保される範囲で実施されるべきである。

(イ) 経営の効率化の一環としての業務の外部委託については、NHKが、これまで築き上げてきた番組制作等の種々のノウハウ等は、いわば国民的財産であるので、その維持・発展に努めるべきであることに十分留意しつつ、公共放送としての使命達成上、支障のない範囲で積極的に行っていくべきである。

(ウ) 業務の外部委託の一環としての関連会社等への出資等については、その対象が行う業務がNHKの公共放送としての基本的使命に密接な関わりを有するものであり、そうした出資等を行うことがNHKの効率的経営に資する場合であればこれを行えるようにする必要がある。

イ なお、NHKは言論報道機関として、放送法上、高度な自主性を保障されており、その効率化についても公共放送としての自らの役割を自覚する中で、民間放送との併存体制の下における公共放送の業務範囲の在り方にも配意しつつ、主体的に取り組んでいくべきものとする。

#### (5) 経営体制の在り方等

ア 経営体制の在り方、業務のチェック制度の問題については、種々の指摘を受けているところであり、次のような諸点について検討していくべきものと考えられる。

(ア) 経営委員会は、国民的立場においてNHKの運営に関する最高方針を決定し、かつ、最終的責任を有する機関であって、NHKの運営を国民の利益に沿ったものとするための役割が期待されており、また、地域面、職域面等での多元的な構成がNHKの放送を通じて言論市場の多様化にも貢献し得る等公共放送の存在意義に直結する重要な機関であり、今後とも存置することが適当である。

(イ) 経営委員会が、NHK経営における極めて大きな責務を果たしていくためには、視聴者とのつながりの確保、委員としての適切な人材の獲得等が重要であり、今後ともその方向で具体策を検討する必要がある。また、現在の12人という委員の数が適当であるかどうかについても検討を要する。

(ウ) 監事は、現在、定款において、必要と認められる場合には経営委員会に意見を述べるができることとされているが、これを法定化すること等の方策により監査機能の強化を図ることを検討する必要がある。

(エ) NHKの国会によるチェックでは収支予算、事業計画等が主として審査されるが、企業体としての経営の在り方を考えることからいえば、決算にウェイトを置くべきではないかとの意見もあるところであり、国会におけ



る決算の十分な審査に資するため、NHKがこれまで提出することとされている決算関係の資料に加えて、監事の監査報告書を提出すること等を検討していく必要がある。

イ また、経営の公開については、これまで、NHKとしても努力してきているところであるが、今後とも受信料を支払っている視聴者が納得し理解できるような経営の公開の在り方を、NHK自らが、その視聴者との結び付きを強化する中で検討していく必要があると考える。

規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申

「小さくて効率的な政府」の実現に向けて  
－官民を通じた競争と消費者・利用者による選択－

(抜 粋)

平成17年12月21日  
規制改革・民間開放推進会議

### Ⅲ 横断的重点検討分野の改革

#### 2 生活・ビジネスインフラの競争促進

##### 2. 通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備

###### 【問題意識】

近年、インターネットの利用が急速に浸透するとともに、ブロードバンド化が進み（平成16年末のインターネット利用人口は7,948万人。平成17年9月末のブロードバンド契約数は2,143万件）、通信インフラを利用して大容量のコンテンツを流通させることができるようになってきている。現に通信系ソフト市場は平成15年で約5,000億円と未だ小規模ながらここ3年間で約2,000億円増加している（平成17年情報通信白書）。現在約400万契約（平成17年9月末）の光ファイバー等の普及が更に進めば音楽系ソフトのみならず映像系ソフトの流通も拡大し、利用者にとっては当該コンテンツが通信であるのか、放送であるのかといった区分はますます意味を持たなくなると予想される。このような中で国民が魅力あるコンテンツをいつでも、どこでも自ら望む手段で享受することができるようにするためには、既存の業態や規制を含む制度等にとらわれることなく改革を進める必要がある。

以上のような認識の下、当会議としては、特にコンテンツ産業としての側面を併せ持つ放送分野を中心に検討を進めてきた。放送分野も上述のような技術革新とは無縁ではあり得ず、昨年はインターネット広告費がラジオ広告費を初めて上回り、また、本年に入ってから放送事業者自身がインターネットを活用した本格的な映像配信に着手するなど既にインターネット利用の拡大が放送事業にも着実に影響を与えつつある。

他方、通信の自由化及び電電公社民営化以降20年間の通信分野における変化に比べ、放送分野のそれは遅々としたものであり、昭和25年に確立された受信料による日本放送協会（以下「NHK」という）と広告による民間放送（以下「民放」という）の併存体制に基本的に変化はない。もちろん、通信衛星（CS）を利用した放送や有線テレビジョン放送（CATV）施設を利用した通信等に見られるとおり、インフラ面においては既に通信との融合が現実のものとなっており、また、最近10年間（平成5年度～15年度）で衛星放送（BS・CS民放）の市場規模は7.6倍、CATVは4.3倍に拡大するなど多メディア化も着実に進んでいるが、これらは併存体制に変革をもたらすほどの影響を与えることはなかった。しかしながら、平成12年になってBS放送で、平成15年には地上波放送でそれぞれデジタル放送が開始されるに至り、準基幹・基幹放送と位置づけられている両メディアは大きな環境変化に直面するとともに、それらを支えてきたNHK・民放の二元体制にも変化が訪れようとしている。

BS・地上波両放送は平成23年にアナログ放送が終了し本格的なデジタル時代を迎えることになるが、デジタル化という技術革新の波は放送の多チャンネル化、高画質化、高機能化をもたらすばかりでなく、通信をはじめ周辺産業との融合を飛躍的に進展させ、国民・視聴者のニーズにより深く、またきめ細かく応えるサービスを実現する可能性を持っている。インターネットの利用拡大とデジタル化の進展がもたらす、そのような放送産業

の構造変化を見据え、今から、新規参入機会の開放と公正な競争環境等の整備について検討を行うことが重要である。

なお、通信分野においても、利用者利便の向上という観点から、有線無線を問わずブロードバンドネットワーク環境をより一層充実させることが重要である。特に近年の無線技術の進歩は目覚しく、その成果を速やかに実用化すべきである。また、IP伝送の普及やネットワークのブロードバンド化に伴うコンテンツの重要性の高まりは通信事業者の事業戦略にも大きな影響を与えているが、そのような変化の中にあつてこそ、引き続き公正な競争環境の確保に留意する必要がある。

さらに、通信と放送の融合が端末及び伝送路で進んだとしても、特に映像コンテンツについては、その著作権等に関する許諾の一層の円滑化が利用者のニーズを満たす上で不可欠であることから、民間の契約を促進するための所要の施策について引き続き検討を進める必要がある。その一環として、例えば、電気通信役務利用放送に該当するIPインフラを利用したマルチキャストについて、著作権法上の「有線放送」に該当するか否かを含め、著作権処理の問題について早急に解決する必要がある。

## (1) 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革

### 【問題意識】

NHKの業務、組織等を規定した放送法が制定された昭和25年当時は、視聴の有無とは無関係に受信機を設置した者に対してNHKとの契約義務を課し、あまねく全国に放送を普及させるための特殊な負担金として受信料を徴収することは有効な方法であり、また、国民の理解を得られるものであった。しかしながら、その後50年以上を経て放送を取り巻く環境は特に近年大きく変化しており、NHKの根幹を成す受信料制度も見直しを迫られている。

昨年の不祥事を契機とした受信料の不払い（支払拒否・保留）は、平成17年9月末現在で約127万件に上っており、未納、滞納さらには未契約世帯958万世帯を合わせると契約対象世帯数の約3割に達し、平成17年度の受信料収入は当初予定から約500億円もの減額が見込まれている。最早これは単に不祥事による一時的な現象と見るべきではなく、視聴の有無にかかわらず国民に負担を求めるという受信料制度が構造的に抱える問題が表面化したと考えるべきである。様々なメディアが存在し、国民の対価意識が強まり、さらに、NHKの放送番組内容自体も災害・ニュースからスポーツ・娯楽に至るまで多様化している中で、受信料制度は利用者の選択の自由を制約するものであり、民間の有料放送や通信インフラを利用した有料コンテンツ配信との公正な競争条件の確保という観点からも今や問題があると言わざるを得ない。

このような受信料制度については、今日のメディアを取り巻く状況を踏まえ、抜本的に見直す必要がある。本来、「視聴者に与える放送」から「視聴者の満足を得る放送」へと転換するためには、現行の受信料制度を廃止し、視聴者の意思に基づく契約関係とすべきであるが、仮に同制度を当面維持する場合であっても、視聴者の選択の自由の確保、「民間にできることは民間に」という官業の民間開放及び民間の有料放送や有料コンテンツ配信との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としてのNHKの事業範囲は真に必要なものに限定する必要がある。それ以外の事業については、廃止すべきものは廃止するとともに、存続の意義が認められる事業については、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、その内容・運営面でできるだけ制約を外し、視聴者のニーズに柔軟に応えられるようにする必要がある。

今回の不祥事は、公共放送を行う特殊法人であるNHKという組織のガバナンスの在り方にも国民の関心を向けさせることになった。現在NHKは視聴者の信頼回復に向け再生・改革の取組を進めつつあり、その取組についても注視する必要があるが、現行の枠組みを維持したままで果たして将来にわたって受信料を負担する国民に対して説明可能かつ組織として有効なガバナンスを確立し得るのか疑問である。

いずれにしても公共放送としての社会的・文化的機能という観点、及び「民間にできることは民間に」という官業の民間開放、特殊法人業務のスリム化という観点の両面から、現行の子会社・関連会社等を含めた業務範囲や業務委託等の取引の在り方を検証する必要がある。

具体的には以下の措置を講じる必要がある。

## 【具体的施策】

### ① 子会社等の統廃合等【平成 18 年度以降逐次措置】

NHKの子会社等については、平成 10 年の 65 団体から平成 17 年 11 月 1 日時点で 34 団体まで減少してきているものの、受信料で成り立つ公共放送として真に必要な業務は何かという観点から、厳しい財政状況も踏まえ、一層の統廃合を行うとともに、NHK内部部局の統廃合及び管理部門の縮小等を通じて業務を効率化すべきである。

### ② 外部取引における競争契約比率の向上【平成 18 年度措置】

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)を受けた「放送法第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 に関する解釈指針(日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)」(平成 14 年 3 月 8 日公表)では、NHKの子会社等との取引について競争契約を原則とするよう求めている。しかしながら、平成 16 年度におけるNHKの外部取引を見ると、合計 1,908 億円のうち競争契約は 722

億円、37.9%にとどまっている。番組制作業務委託に至っては総額698億円全てが随意契約である。

したがって、今後、外部取引のうち、番組制作業務委託以外の外部取引について、競争契約比率を向上させるべきである。その際、NHKの「業務委託契約要領」における「効率化に伴い移行した要員が、当該業務に従事している場合」は競争契約の原則を適用しない旨の規定は削除すべきである。また、同要領において業務委託費の積算について、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げる原価計算方針によることを原則とし、それによることが適当でないものについては、市場価格方式によるものとするとしているが、市場価格方式によることができる場合にあっては、それによることを原則とする旨を明確化すべきである。

なお、番組制作委託のすべてが随意契約となっているのは、放送番組の制作が番組ごとにすべて仕様が異なるという特殊性を持つからであり、一方、これらの契約がNHKの子会社等との取引であるのは、外部の番組制作会社に委託する場合、NHKの編集基準に沿った番組制作を行うため、NHK側プロデューサーの下で制作を行うこととし、委託契約はNHKから制作の委託を受けたNHKの関連団体が行うとしているためであるとされている。しかしながら、NHKの編集基準に沿った番組制作を担保するために関連団体を介する合理性は必ずしもないことから、現行の慣行を改めるとともに、番組制作業務委託については、番組の企画提案手続を透明化・明確化すべきである。

### ③ 受信料収入の支出使途の公表【平成18年度から実施】

受信料収入からの支出内訳について、その詳細を視聴者・国民に公表すべきである。現在公表されているような大括りの、あるいは部分的な数字だけでなく、NHKによる諸活動のそれぞれについて、その経費が明らかになる程度にまで公表すべきである。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっており、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進すべきである。

### ④ 公共放送の在り方の検討【平成18年度検討・早期に結論】

デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得るべきである。

その際、BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において「NHKのBSデジタ

ル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得るべきである。

規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に  
関する中間答申

(抜 粋)

平成 18 年 7 月 31 日

規制改革・民間開放推進会議



## Ⅱ. 重点検討分野の改革

### 1 放送・通信分野

#### 【問題意識】

昭和 25 年に電波法、放送法が成立、施行され戦後の新しい放送体制がスタートしてからすでに半世紀以上が経過した。この間、放送事業は経済全体と歩調を合わせるように成長を遂げ、カラー化、ネットワーク化を経て国民生活に欠かせないメディアとして定着した。その後、都市型有線テレビジョン放送（CATV）の登場、放送衛星（BS）や通信衛星（CS）を利用した放送の開始により多メディア・多チャンネル化時代が到来、今や市場規模約 4 兆円、日本放送協会（以下「NHK」という。）を除く事業者数 640 社（いずれも平成 16 年度）となっている。このような放送事業の量的拡大を支えたのが、受信料により特殊法人NHKが行なう公共放送と広告による民間放送（以下「民放」という。）の二元体制であり、財政基盤を異にする両者が相互に補完し刺激し合いながら、国民のニーズに対応してきたからとも言える。

しかしながら、平成 12 年に BS 放送で、平成 15 年には地上波放送で始まったデジタル化はこのような体制に質的な変化をもたらす可能性がある。デジタル化という技術革新の波はハイビジョンなど放送の高画質化をもたらすだけでなく、多チャンネル化、高機能化、さらには通信をはじめ周辺産業との融合を飛躍的に進展させ、電波の有限希少性と放送の社会的影響力の大きさを根拠としてきた放送事業に対する規制の在り方にも大きな変化をもたらすものである。そのような放送のデジタル化の完了を 5 年後に控え、今から放送事業の今後の在り方について検討を進め、新しい時代に対応した新たな体制を準備することが重要である。

一方、通信分野では昭和 60 年の通信の自由化及び電電公社の民営化以降も平成 11 年の日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の再編、それと相前後する接続規制や非対称規制の導入等の公正競争条件の整備、平成 16 年の事業区分の撤廃等の改革を経て、今や 1 万 3,000 社以上（平成 17 年 12 月現在）が新規に参入、市場規模は自由化時の約 3 倍の 15 兆 7,000 億円（平成 16 年度）にまで拡大した。また、平成 13 年以降、e-Japan 戦略の下、公正な競争環境の整備と民間主導のインフラ整備を推進した結果、世界でも有数のブロードバンド環境が実現し（平成 18 年 3 月末におけるブロードバンドサービス契約数は 2,330 万件）、電話サービスのみならず、インターネット接続サービス、映像配信サービスのいわゆるトリプルプレイサービスを展開する通信事業者も現れている。

このようなブロードバンド環境の中、通信事業者の事業戦略において伝送部分（物理

的なインフラとそれを利用した通信サービス) だけでなくコンテンツなど上位レイヤーの重要性が増しており、そのような新たな事業展開にも対応した公正な競争環境の確保が重要な課題となっている。

以上のような放送のデジタル化、通信インフラのブロードバンド化の進展によってCSやCATVにおいてすでに現実になっている通信と放送の融合は一層身近なものとなりつつある。これに対して電気通信役務利用放送法の制定などの施策が講じられてはいるものの、現実の融合の進展に必ずしも制度面の対応が追いついておらず、その恩恵を国民が十分享受できていないのが現状である。

以上の問題意識から、当会議では、昨年末に取りまとめた「規制改革・民間開放推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)(以下「第2次答申」という。)において「公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革」、「地上波放送における競争の促進」等放送分野の規制改革を中心に各般の施策を提言したところである。その後、関係方面においても検討が本格化し改革の方向性について議論が深まり、さる6月20日には「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(以下「政府与党合意」という。)が取りまとめられた。これを受け、「経済成長戦略大綱」(平成18年6月26日)では「2011年の『完全デジタル元年』に完成する世界最先端の通信・放送インフラを活用した多様なサービスを実現し、通信・放送事業の競争力強化を図るため、『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』(平成18年6月20日)に基づき、通信・放送分野の改革を推進する」とされ、さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)においては「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。」と決定されたところである。今後はこの決定を受け、関係者間の協議等により具体的な方策が検討されることとなるが、当会議としては、「完全デジタル元年」に向け、さらにはその後の在るべき姿を見据え必要となる施策について改めて見解を以下に示すこととする。

## (1) 公共放送としてのNHKの在り方の見直し

### 【問題意識】

NHKの業務、組織等を規定した放送法が制定された昭和25年当時と異なり、国民が数多くのメディアや情報にアクセス可能となっている今日、たとえ公共放送であっても、視聴者に一方的に与える放送であっては到底国民の支持を得られるものではなく、「視聴者から選ばれる放送、視聴者に満足を与える放送」へとその姿勢を変える必要がある。そのためには、視聴の有無とは無関係に受信機を設置した者に対してNHKとの契約義務を課し、あまねく全国に放送を普及させるための特殊な負担金とし

で料金を徴収する受信料制度は本来廃止し、視聴者の意思に基づく自由な契約に転換すべきである。仮に当面維持するとしても、視聴者の選択の自由の確保、「民間にできることは民間に」という官業の民間開放、民間の有料放送や有料コンテンツ配信との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としてのNHKの事業範囲は真に必要なものに限定すべきであり、それ以外の事業については、廃止すべきものは廃止するとともに、存続の意義が認められる事業については、自由な契約に基づく料金収入に財源を求めることとして受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、その内容・運営面における制約を撤廃する必要がある。

このような折、不祥事を契機とした受信料の不払い（支払拒否・保留の累計）は平成18年5月現在で120万件弱、これに未納、滞納さらには未契約世帯を合わせると契約対象世帯数の約3割に達している。将来にわたって受信料を負担することになる国民の納得が得られる説明を行うことができ、かつ組織として有効なガバナンスを確立するためには、下記の施策を講じることが不可欠である。

なお、NHKについては、受信料制度の在り方等の将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しのほか、当会議の「第2次答申」を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（以下「3か年計画（再改定）」という。）に以下の措置等が盛り込まれているところであり、下記の施策と併せ、その着実な実行を図るべきである。

- 子会社等の統廃合等【平成18年度以降逐次措置】
- 外部取引における競争契約比率の向上【平成18年度措置】
- 受信料収入の支出使途の公表【平成18年度から実施】

## 【具体的施策】

### ① 保有チャンネル数の削減等

ア 「政府与党合意」に基づき、「保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討」を行い、

(ア) 現在の衛星放送3波のうち、難視聴解消チャンネルを除く2チャンネルについて平成23年度までに停波の上、速やかに民間に開放すべきである。【平成23年度のデジタル放送への移行完了時まで措置】

(イ) また、上記2チャンネルの民間事業者への割当てに当たっては、オークション制度の導入を含め真に周波数を必要とする者が利用することができるような方法を工夫すべきである。【平成23年度のデジタル放送への移行完了時まで措置】

イ 受信料収入によって賄われる公共放送として維持されるチャンネル(衛星1波、地上波テレビ2波、ラジオ3波)についても、「政府与党合意」にある経営委員会の抜本的な改革によるNHKのガバナンスの強化を補強する観点から、視聴者の意向が経営に直接反映されるようにする必要がある。そのため、真に公共放送として相応しい報道等の基幹的なサービスとそれ以外のサービスに再編成すべきであり、少なくとも後者については自由な契約に基づくこととするなど視聴者の意思表示が可能な事業とすべきである。【平成23年のデジタル放送への移行完了後速やかに措置】

さらに、公共放送とその他の事業の区分を経営上も明確にし、NHKをスリム化するとともに、より自由な事業展開を可能とする観点から、音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の太宗、番組アーカイブ部門、国際放送部門(外国人向けの新たな映像放送)等は公共放送を担うNHK本体とは組織を別にすべきである。【平成23年のデジタル放送への移行完了後速やかに措置】

## ② 伝送部門の会計分離【平成23年のデジタル放送への移行完了時まで措置】

上記①に加え、デジタル圧縮技術の進歩等に即応して最も効率的な周波数の活用が行われるようにするため、放送番組の伝送部門の会計をNHK本体と区分し、NHKが保有する周波数帯域を民間放送事業者や通信事業者等に貸し出せるようにすべきである。

## ③ NHKに割り当てられている周波数帯域の有効活用【平成23年のデジタル放送への移行完了後逐次措置】

デジタル圧縮技術の進歩等により、将来、NHKに割り当てられた周波数帯に余裕が生じる場合には、その有効活用を図る観点から、携帯電話等を含め真に周波数を必要とする者が利用することができるような割当ての方法を工夫すべきである。

## 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申

—さらなる飛躍を目指して—

(抜 粋)

平成 18 年 12 月 25 日

規制改革・民間開放推進会議

### Ⅲ 各分野における具体的規制改革

#### 4 IT・エネルギー・運輸分野

##### (1) 通信・放送分野

###### ① 公共放送としてのNHKの在り方について

###### 【問題意識】

技術の進展、国民の価値感やメディアの多様化等により、視聴者の意識や放送を取り巻く環境は放送法制定時とは大きく様変わりしており、たとえ公共放送であっても、「視聴者に与える放送」から「視聴者から選ばれる放送」へとその姿勢を変える必要がある。そのためには、視聴の有無とは無関係に受信機を設置した者に対し、NHKとの契約義務を課し、あまねく全国に放送を普及させるための特殊な負担金として料金を徴収する受信料制度は本来廃止し、視聴者の意思に基づく自由な契約へと切り替えるべきである。また、受信料制度を維持する場合であっても、民間の有料放送等との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としての業務範囲は、ニュース・報道・緊急・災害報道等、国民が生活する上で真に必要なものに限定し、それら以外については、自由な意思によって契約を締結した者のみが視聴可能となるスクランブル方式へと移行することが望ましい。

また、NHKが取りまとめた「平成17年度NHK“約束”評価報告書」では、視聴者の声を事業運営に反映する取組についてどの程度期待するかという問いに関し、期待しているという回答が全体で58%あるものの、NHKの現在の取組について満足しているという回答は18%に止まるなど、一昨年の不祥事を契機として噴出した視聴者の不信感を払拭できない状況にある。

したがって、当会議としては、視聴者に選ばれる公共放送を目指すべく、以下に掲げる施策について真摯に取り組むことを期待する。

###### 【具体的施策】

###### ア NHKのガバナンス強化【平成19年度措置】

視聴者に信頼されるNHKであり続けるために、「政府与党合意」にある「経営委員会の抜本的な改革を行う」べく、経営委員会の監督権限の明確化、経営委員会の議決事項の見直し、監査委員会の設置、経営委員の一部常勤化、経営委員会の事務局の設置等ガバナンス強化に資する所要の制度整備を行うべきである。

さらに、NHKにおいては自主的に、「NHK3か年経営計画」の初年度上半

期を終えて」(平成18年10月24日)記載の、「視聴者のみなさまの声を番組や経営に反映する「ふれあいミーティング」「CS向上活動」を推進」することは言うに及ばず、その効果を不断に検証し、現行の取組による効果が不十分と判断された場合は、視聴者の声がより良く反映される新たな方策を速やかに導入すべきである。

#### イ 伝送部門の会計峻別【平成19年措置】

経営のさらなる透明性を図る観点から、放送番組の伝送部門の会計を峻別し、これを公表すべきである。

#### ウ 保有チャンネル数の在り方の検討【平成23年のデジタル放送への移行完了時までに措置】

「政府与党合意」において、「保有チャンネル(8波)の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。」とされている。

この点を踏まえた上で、現在保有しているチャンネルのうち、特に衛星放送3波については、2011年までに再編成を行うべきである。

#### エ 受信料で成り立つ公共放送の在り方の検討【平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施】

受信料の公平負担の確保に向け、現在NHKは受信料未払い者に対する民事手続きを具体的に進めている段階にあるが、全ての未払い・未契約者を対象とする場合、予算面等の観点から現実的ではない。したがって實際上、民事手続き対象者を絞らざるを得ないが、「対象者の抽出」によって新たな不公平感が生じかねない。

一方、NHKは公平負担の徹底のために、BSデジタル放送において、B-CASカードの機能を利用した「受信確認メッセージ」による周知を視聴者に促している。本システムは、BSデジタル放送が受信可能な全ての視聴者に対して周知を行うことが可能であることから、公平負担の徹底を図るためには本システムのさらなる有効活用が望ましい。

そこで、「受信確認メッセージ」の表示内容や表示位置・サイズの見直し、さらには、受信機設置・受信料支払い状況の確認を適切に行うためのコールセンター等の充実等、本システムの効果をより高めるための見直しを行うべきである。また、放送の完全デジタル化が完了した場合には、地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの「受信確認メッセージ」の実施可能性について検討すべきである。

平成17年12月21日

NHK広報局

### 規制改革・民間開放推進会議の第2次答申について

- 本日、規制改革・民間開放推進会議が公表した第2次答申には、「通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備」の施策のひとつとして、「公共放送の在り方の検討」が掲げられた。
- この検討においては、「保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得るべきである。」とされている。
- NHKは、これからの完全デジタル時代に向けて改革を進め、時代にふさわしい公共放送としての役割を果たしていきたいと考えている。
- 放送の有料スクランブル化には、受信料制度との関係がどうなるのかという大きな問題が横たわっており、公共放送の根幹を揺るがすような安易な放送のスクランブル化はすべきでないと考えている。



# NHKの新生と デジタル時代の公共性の追求

平成18年度～20年度 NHK経営計画

平成18年1月  
日本放送協会

(抜粋) (再掲)

## 3-5 受信料を公平に負担していただくための施策

スクランブル方式

◆ 「新生プラン」についてお寄せいただいたご意見の中には、スクランブル方式に関するものもありました。

しかし、一般の有料放送のように、限られた人だけが見られるようにするこの方式は、全国どこでも放送を分け隔てなく視聴できるようにする、という公共放送の意義や受信料制度の存在理念に深く関わります。NHKは、現在行っている放送そのものにスクランブルをかけるような選択は避けるべきと考えています。

NHKの放送へのスクランブル方式の導入は、メディア状況の変化を踏まえながら、視聴者のみなさまにとって最も有益な公共放送のあり方は何かという視点から、幅広く検討すべきものと考えます。

# 通信・放送の在り方に関する懇談会

## 報告書

(抜 粋)

2006年6月6日

## (5) NHKの抜本改革

### ① 経営委員会の抜本的改革

NHKのガバナンスの強化のためには、実質的には諮問委員会の役割しか果たしていない経営委員会の抜本的な改革が不可欠であることから、以下の措置

を可及的速やかに講じ、経営委員会と理事会の関係を一般の株式会社の取締役会と執行役会の関係に近づけ、経営委員会を真の意味でNHKの経営の監督の中核となるようにすべきである。

- ・ 一部委員の常勤化
- ・ 事務局の抜本的強化
- ・ 経営委員会内部にコンプライアンス組織を設置
- ・ 経営委員のメンバー構成等の再検討

等

## ② NHKのチャンネルの削減

現行のNHKの8チャンネルは、電波の希少性、個々のチャンネルの役割等を勘案した場合、公共放送として放送するには、明らかに多過ぎると考えられる。

具体的には、衛星放送については、難視聴対策として行うことが適当であるが、そうした対策は1チャンネルで十分であり、1チャンネルを削減すべきである。次に、FMラジオ放送については、民間のFM放送や音楽配信サービスが普及している現状では、多彩な音楽番組の提供という公共放送としての役割は既に終えたものと考えられる。従って、これらの放送については、必要な周知等の措置を十分に行った上で、2011年までに停波の上、速やかに民間への開放等の措置を取り、視聴者が多様な放送を享受できるようにすべきである。

他方で、地上波テレビ放送については、視聴者のニーズ等を勘案して、直ちに削減することは困難だと考えられる。地方や高齢者への配慮等の観点から、現行の2チャンネルを当面継続すべきである。

衛星ハイビジョン放送が2011年に停波されることを勘案すれば、以上により現行の8チャンネルは5チャンネルとなり、肥大化したNHKのスリム化に貢献するものと考えられる。

## ③ NHK本体と子会社の見直し

ガバナンスや経営の効率性に対する意識が職員に浸透しにくい中で、NHKがグループ全体として肥大化し、不祥事が続発するとともに非効率性が浮き彫りになっている現状を踏まえると、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化する必要がある。

NHK本体に関しては、第一に、不祥事が続発した娯楽・スポーツ等の制作部門については、公共性が必ずしも高いとは言えないことから、本体から分離

して関連子会社と一体化した新たな子会社とし、民間との競争に晒されるようにすべきである。第二に、地上波放送のデジタル化が完了した後は、伝送部門は、未利用周波数帯を活用して、他の放送事業者への貸し出しや融合サービス等の様々なサービスを提供できるようになることから、これらの収益事業を行える体制を整え、受信料の低減と電波の有効利用に資するようにすべきである。このため、NHKの伝送部門を本体から分離して子会社とすべきである。仮に子会社化に様々な困難が伴う場合、最低限、まずはNHK本体の中で伝送部門に係る会計等を早急に分離し、コスト構造の透明化等を図り、NHK本体で実施できる体制を整えるべきである。

次に、NHKの全ての子会社については、本体からの出資の継続の必要性等を厳しく精査した上で、子会社の抜本的な整理・統合に着手し、子会社の数を大幅に削減すべきである。また、行政の側でも、子会社への出資時のみならず、子会社の活動を必要に応じて適宜規律できるようにすべきである。

更に、NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要であり、様々な外注を行うに際して子会社に集中的に発注する体制を改めるべきである。

#### ④ 番組アーカイブのブロードバンドでの提供

デジタル化とIP化が進む中では、公共放送はブロードバンド上でも一定の役割を果たすことが求められる。具体的には、NHKの過去の番組アーカイブをブロードバンド上で積極的に公開することを通じ、日本のコンテンツ制作力を強化するとともに、海外に対する映像情報発信を促進するべきである。

従って、これまでの行政指導による制約を廃止し、NHKの番組アーカイブをブロードバンド上において有料で利用可能とすべきである。そのため、必要な権利処理を行うとともに、当該事業を行う部門を本体から分離して子会社とすべきである。仮に子会社化に様々な困難が伴う場合、当該部門の会計分離等を厳格に講じ、NHK本体で速やかに実施できる体制を整えるべきである。

#### ⑤ 国際放送の強化

日本のソフトパワーを強化する観点からは、世界に“日本ファン”を増やすことが重要である。同時に、グローバル化と人口減少が進む中では、海外の目を日本に向けさせ、海外から日本に来る企業、観光客・留学生等の数を増大させることが必要である。

これらの課題に対処するためには、外国人向けの映像による英語国際放送を早期に開始すべきであり、その際は、日本の文化・学術や報道、アジアの情報等をバランス良く発信するとともに、テレビ放送とIP網による番組配信の双

方で行うべきである。

そうした国際放送を実施する主体としては、公共放送であるNHKが最適であると考えられるが、同時に、民間放送事業者のノウハウや番組提供も必要であることから、新たにNHKの子会社を設立して実施することとし、当該子会社に対する民間の出資を積極的に受け入れるようにすべきである。

その際、こうした新しい国際放送の採算性を安定的に確保するため、編集の独立性は確保しつつ、運営財源として財政支援も検討すべきである。

## ⑥ 受信料制度の改革

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等そのまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

# 参 考 資 料

## V 受信料支払義務化をめぐる動き

雜 實 書 卷

雜 實 書 卷 之 一 雜 實 書 卷 之 一



## 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

平成18年6月20日

NHK関連

- ・ NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急に行い、措置する。
- ・ 保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。
- ・ NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、
  - 音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する。
  - 伝送部門において、会計の峻別等を行う。
  - 番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う。
- ・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。
- ・ NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

放送関連

- ・ マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する。
- ・ 放送事業者が、外部調達を増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。

## **融合関連**

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

## **通信関連**

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

自由民主党  
政務調査会長  
中川 秀直

内閣官房長官  
安倍 晋三

電気通信調査会長  
佐田 玄一郎

総務大臣  
竹中 平蔵

通信・放送産業高度化小委員長  
片山 虎之助

総務部会長  
佐藤 勉

公明党  
政務調査会長  
井上 義久

総務部会長  
谷口 隆義

## 本合意の工程管理

- ・ 本合意の各項目にかかる検討、実施の工程については、総務大臣が与党の了解を得て管理していくものである。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

(抜 粋)

平成 18 年 7 月 7 日

## 第2章 成長力・競争力を強化する取組

### 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

#### (3) 生産性の向上とIT（ITとサービス産業の革新）

#### ③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」<sup>16</sup>に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

<sup>16</sup> 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）

平成18年9月1日  
総務省

## 通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき通信・放送分野の改革を着実に推進する観点から、2010年までの5年間に取り組むべき具体的施策を、以下の工程プログラムに基づき実行する。

なお、本工程プログラムについては、随時その進捗状況を踏まえ見直す。

### 1 NHK関連

#### (1) 経営委員会の抜本的改革

経営委員会の抜本的改革について検討を行い、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2008年から実施する。

#### (2) 保有チャンネル数の削減

チャンネルの有効活用について検討会を設置し（本年9月）、その報告を踏まえ、電波監理審議会への諮問・答申を経て、必要な制度整備等を行い、2011年までにチャンネルを再編成する。

#### (3) NHK本体の見直し

子会社全体の整理・統合、音楽・芸能・スポーツ等制作部門の一部分離、伝送部門の会計峻別等について、NHKとの間で協議を開始し（本年9月）、その結果を踏まえ、2007年以降早期に実施する。

番組アーカイブに係る対応について、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、必要な制度整備等を実施し、2008年から開始する。

#### (4) 国際放送の強化

新たな国際放送の在り方等について情報通信審議会ですべての検討を開始し（本年8月1日に諮問済）、その結果を踏まえ、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2009年度から新たな組織による放送の開始を目指す。なお、それまでの間は、NHKの国際放送の充実を図る。

平成19年度予算要求においてNHKの国際放送充実のための措置を講ずる。

#### (5) 受信料支払いの義務化等

受信料支払いの義務化等については、所要の法案を次期通常国会に向けて検討を行い、来春に結論を得る。

## 2 放送関連

### (1) マスメディア集中排除原則の緩和

放送持株会社等について検討し、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2007年度中に実施する。その際、併せてマスメディア集中排除原則の緩和に必要な関係省令等を整備する。

### (2) コンテンツの外部調達

コンテンツの外部調達の在り方について、情報通信審議会において所要の検討を行い（本年度内に結論）、その結果を踏まえ、2007年度に所要の措置を講ずる。

## 3 融合関連

通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに（本年8月1日に設置済）、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する（本年8月30日に開催済）。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

## 4 通信関連

公正競争ルールの整備等について、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討し、結論が得られたものから順次実施する。

- ・ 固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・ NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・ 指定電気通信設備制度等の見直し
- ・ その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

検討項目		2006年度内の検討・実施事項	2010年までの検討・実施事項
NHK関連	経営委員会の抜本的改革	○検討を行い、所要の法案を次期通常国会に提出	○法案成立後、2008年から実施
	保有チャンネル数の削減	○チャンネルの有効活用について検討会を設置(9月)	○検討会の報告を踏まえ、電波監理審議会への諮問・答申を経て必要な制度整備等を行い、2011年までにチャンネルを再編成
	NHK本体的見直し ○子会社全体の整理・統合 ○音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部分離 ○伝送部門の会計峻別等 ○番組アーカイブに係る対応	○NHKとの間で協議を開始(9月)  ○所要の法案を次期通常国会に提出	○協議結果を踏まえ、2007年以降早期に実施
	国際放送の強化	○新たな組織の在り方等について、情報通信審議会ですべての検討を開始(8月1日諮問済) ○その結果を踏まえ、所要の法案を次期通常国会に提出 ○平成19年度予算要求においてNHKの国際放送充実のための措置	○法案成立後、2009年度から新たな組織による放送開始を目指す ○それまでの間は、NHKの国際放送の充実を図る
放送関連	受信料支払いの義務化等 マスメディア集中排除原則の緩和	○所要の法案を次期通常国会に向け検討を行い、来春に結論 ○放送持株会社等について検討を行い、所要の法案を次期通常国会に提出	○法案成立後、実施 ○法案成立後、2007年度中に実施、その際、併せて必要な関係省令等を整備
	コンテンツの外部調達	○情報通信審議会において所要の検討(年度内に結論) ○「通信・放送法制企画室」を設置(8月1日設置済) ○通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置(8月30日開催)	○審議会の検討結果を踏まえ、2007年度に所要の措置 ○研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て2010年の通常国会への法案提出を目指す
融合関連	通信と放送に関する総合的な法体系	○公正競争ルールの整備等については、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討 ・ 固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し ・ NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備 ・ 指定電気通信設備制度等の見直し ・ その他公正競争確保のための競争ルールの整備	○公正競争ルールの整備等については、結論が得られたものから順次実施 ○NTTの組織問題については、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論
通信関連	公正競争ルールの整備等、NTTの組織問題		



受信料支払義務化を盛り込んだ過去の放送法改正案

(概要)

<p>第51回国会（昭和41年） 佐藤内閣 放送法の一部を改正する法律案（閣法117号）</p> <p>（受信料関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信料支払義務化 NHKの放送を受信できる設備の設置者の「受信契約締結義務」を「受信料支払義務」に改める （罰則なし）</li> </ul>	<p>第91回国会（昭和55年） 大平内閣 放送法の一部を改正する法律案（閣法71号）</p> <p>（受信料関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信料支払義務化 NHKの放送を受信できる設備の設置者（ラジオ等を除く）の「受信契約締結義務」を「受信料支払義務」に改める （罰則なし）</li> <li>・ 受信設備設置日等の通知の義務化 テレビの設置者に対し、テレビの設置日等のNHKへの通報義務化 （罰則なし）</li> <li>・ 受信料の延滞金及び割増金の法定 受信料の支払いを怠った者に対する「延滞金」及び不法に受信料の支払いを免れた者等に対する「割増金」の徴収を規定</li> </ul>
---	--

○第51回国会（放送法の一部を改正する法律案）（受信料関係）

新	旧
<p>(受信料)</p> <p>第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会に受信料を支払わなければならない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。</p> <p>2 受信料の支払の時期及び方法、受信料免除の基準その他前項の受信料の徴収に関し必要な事項は、協会が、その受信料規定で定める。</p> <p>3 協会は、前項の受信料規程を設定しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 協会は、前項の規定による受信料規程の設定又は変更の認可を受けたときは、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。</p>	<p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならぬ。但し、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。</p> <p>2 協会は、あらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。</p> <p>3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>

○第91回国会（放送法の一部を改正する法律案）（受信料関係）

新	旧
<p>(受信料の支払)</p> <p>第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、その設置の時から協会に受信料を支払わなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。</p> <p>2 協会は、第32条の3第1項の受信料規程に定める基準によるのでなければ、前項の規定により受信料を支払うべき者（以下「支払義務者」という。）から徴収する受信料を免除してはならない。</p> <p>3 支払義務者は、第1項に規定する受信設備（同項のただし書に規定するものを除く。）の設置後遅滞なく、その受信設備の設置の日及び種類その他第32条の3第1項の受信料規程で定める事項を協会に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(延滞金及び割増金)</p> <p>第32条の2 支払義務者が受信料を支払わないため、協会が支払期日を指定して督促を発した場合には、支払義務者が当該支払期日までに支払わないときは、協会は、その支払うべ</p>	<p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならぬ。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。</p> <p>2 協会は、あらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。</p> <p>3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>

き受信料の額につき年 14.5%の割合で、当該支払期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

2 支払義務者が前項の支払期日を 60 日経過してもその支払うべき受信料を支払わないため、協会が再び支払期日を指定して督促状を発した場合において支払義務者が当該支払期日までになお支払わないとき、又は支払義務者が不法に受信料の支払を免れたときは、協会は、その支払うべき受信料の額(不法にその支払を免れた場合にあつては、その免れた額)の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

3 第 1 項の規定は、支払義務者が前項に規定する割増金を支払わない場合について準用する。

(受信料規程)

第 32 条の 3 受信料の支払の時期及び方法、受信料の免除の基準及び手続、協会に対する受信設備の設置に係る通知事項及び通知の手続その他受信料の徴収に関し必要な事項並びに延滞金及び割増金の徴収に関し必要な事項は、協会が、その受信料規程で定める。

2 協会は、前項の受信料規程を設定しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

3 協会は、前項の規定による受信料規程の設定又は変更の認可を受けたときは、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

(注) 現行の放送法第 32 条

(受信契約及び受信料)

第32条

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

過去の議事録 第1052回

第889回～の議事録を閲覧できます。

平成19年10月12日(金)公表

日本放送協会第1052回経営委員会議事録  
(平成19年9月25日開催分)

第1052回経営委員会議事録

<会議の名称> (抜 粋)

第1052回経営委員会

<会議日時>

平成19年9月25日(火)午後2時00分から午後5時15分まで

<出席者>

[委員]

◎ 古 森 重 隆	○ 多 賀 谷 一 照	深 谷 紘 一
野 間 光 輪 子	小 丸 成 洋	梅 原 利 之
保 ゆかり	一 力 徳 子	飛 田 稔 章
岩 崎 芳 史	小 林 英 明	

◎委員長 ○委員長職務代行者(以下、「代行」という。)

[監 事]

古 閑 監 事                      落 合 監 事

[役 員]

橋 本 会 長	永 井 副 会 長	原 田 専 務 理 事
畠 山 理 事	小 林 理 事	金 田 理 事
中 川 理 事	石 村 理 事	西 山 理 事
日 向 理 事	溝 口 理 事	八 幡 理 事

<場 所>

放送センター 21階役員会議室、22階経営委員会室

<議 事>

古森委員長が開会を宣言し、本日の付議事項および日程について説明。第1051回経営委員会(平成19年9月11日開催)議事録を承認し、所要の手続きを経て、平成19年9月28日に公表することを決定。

付議事項

1 会長報告

業務概況について

2 議決事項

- (1) 中央放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 横浜新放送会館の土地・建物購入について

3 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 千葉放送会館移転整備の着手について
- (3) 会計検査院の検査報告について

4 審議事項

「次期経営計画」について

議事経過

(略)

4 審議事項

「次期経営計画」について

(橋本会長)

本日は、審議事項となっておりますが、私どもとしては、できるだけ9月中に発表させていただきたいと考えていますので、ご審議いただいたうえで、ご了承いただけるのであれば、議決をお願いしたいと思います。

(中川理事)

「経営計画2008－2012(案)」についてご説明いたします。

冒頭に「5か年経営計画に込めたNHKの改革の決意」として3項目掲げています。“視聴者のみなさまの期待に応えるため、多様な分野で優れた取材・制作集団をめざす”、“初の受信料額引き下げを実施し、経営改革を加速する”、“放送・通信の本格的融合時代における新しい公共放送像を追求する”ということで、それぞれの考え方を簡単にまとめています。

目次をご覧くださいればおわかりのとおり、今回の計画案は、第一部と第二部の二部構成といたしました。第一部は、「完全デジタル時代の開始(2011年)に向けて」、第二部は、「本格的な放送・通信融合時代に向けて一新時代における公共放送のあり方を追求—」としてまとめました。

第一部では、「公共放送の変わらぬ使命、堅持する姿勢」、「現在進めている『3か年経営計画』の達成状況」、「5か年の経営目標」、「5か年事業運営の柱」を項目立てしました。

「公共放送の変わらぬ使命、堅持する姿勢」については、公共放送の使命とその使命を果たすために堅持するNHKの姿勢をお示しています。

「現在進めている『3か年経営計画』(平成18～20年度)の達成状況」では、受信料収入の回復を図り、財政の安定をめざすこと、“NHKだからできる”放送に全力を注ぐこと、経営改革の推進という、3か年経営計画の3つの目標の総括を行っています。そのうえで、3か年の1年を残しながらも、放送サービス等のさらなる充実と“還元”を行うとともに、コンプライアンス徹底等の残課題に対応し、完全デジタル時代の開始となる2011年(平成23年)を見通した5か年経営計画を策定する必要があることをまとめています。

「5か年の経営目標」では、5か年経営計画で達成をめざす経営目標として、3つの目標を掲げました。これについて若干補足いたしますと、目標1の「NHKへの信頼度を平成24年度末に80%以上に向上させる」は、不祥事に端を発したNHKの信頼度の低下を、コンプライアンスの徹底や放送サービスの強化を通じ、回復・向上させるということです。NHKへの信頼度に関する調査は、これまでも行っており、平成13年1月の調査では72%であったのが、今年7月の調査では53%と下がっています。これを24年度には80%まで向上させるということです。目標2は、放送に関する目標です。「信頼できる、多様で質の高い放送を実現し、『放送の週間接触者率 24年度末80%以上』、『放送の信頼、満足、親しみ、独自性、社会貢献の5つの指標 10～15ポイント向上』、『“約束”評価における、視聴者の期待に対する実現度の向上 差を10ポイント以内』をめざす」としています。週間接触者率は、NHKを1週間に5分以上視聴した視聴者の方の割合で、今年6月の調査では71.8%でした。これを24年度末に80%に引き上げたいということです。週間接触者率は、以前にもご説明したとおり、受信契約率や支払者率などと相関関係が見てとれます。したがって、週間接触者率が向上すれば、営業業績の向上にもつながると考えています。それから、放送の質を評価する指標は非常に難しいのですが、今年6月に放送評価調査を行い、初め



て放送の信頼度、満足度、親しみ、独自性、社会貢献といった項目について視聴者の評価を受けました。この各項目について24年度末で10%から15%向上させたいと考えています。また、3つ目は、視聴者の皆さまから寄せられるNHKの放送に対する期待度と、その実現度との差を10ポイント以内に縮小させると同時に、期待度自体も向上させたいと考えています。目標3は営業関係の目標で、「不公平感の解消に努め、受信料の支払者率を24年度末に77%に向上させる一方で、営業経費率を10%未満に抑制する」としました。これまでの支払者率のトレンドは、平成14年度末が約78%、平成15年度末が約77%と高い数値でありましたが、平成16年度末以降、急激に下降し、平成19年度末では71%の見込みとなっています。それを平成24年度末には77%まで引き上げたいということです。一方、営業経費率は、平成16年度までは、少しずつではありますが、毎年下がっていましたが、平成17年度以降、上がってきているため、効率的・効果的な契約収納業務体制の構築を行い、それを10%未満に抑えたいということです。このような形でNHKが5か年でめざすところを数値目標で明確にしたことが、今回の一番大きなポイントだと考えています。

次の「5か年事業運営の柱」は、「放送サービス～信頼できる、多様で質の高い放送の実現に向け、取材力・制作力を強化」、「受信料～公共放送の基盤である受信料制度を堅持、不公平感を解消」、「初の受信料額引き下げの実施」、「経営と組織の構造改革～徹底した効果的・効率的事業運営のための経営改革、子会社等の改革、～公共放送にふさわしい内部統制の構築と高い倫理観の確立」、「視聴者のみなさまとともに～視聴者のみなさまとの強いパートナーシップの構築」、「完全デジタル化に向けて～完全デジタル化に向けた普及推進、～完全デジタル時代を切り拓く技術開発・研究で、放送の発展を先導」としてまとめました。

「放送サービス～信頼できる、多様で質の高い放送の実現に向け、取材力・制作力を強化」では、信頼できる、多様で質の高い放送の実現に向け、取材力・制作力を強化するとし、(1)世界に通用する番組の制作、(2)信頼に応える報道の強化、(3)若い世代に向けた放送の充実、(4)“地域の応援団”として地域からの情報発信力の強化、(5)“ともに生きる社会”の実現をめざす番組の充実、(6)世界に向けた日本の発信力の強化、(7)“いつでも、どこでも、誰にでも”－多様なメディアに向けたサービス展開の7項目についてまとめています。

「受信料～公共放送の基盤である受信料制度を堅持、不公平感を解消」では、未契約・未収数を減らし、支払者率を向上させ、不公平感の解消を図る一方、営業経費を削減することとし、平成19年度に71%である支払者率を、平成24年度に77%に向上させること、平成19年度予算で12.4%の営業経費率を平成24年度に10%未満とすることなどを目標に掲げています。平成24年度に支払者率77%を達成するためには、契約総数の増加や未収の減少により、支払者数を各年度70万件程度増加させる必要があり、これらによって、受信料収入は各年度130億円程度の増加を見込まなければなりません。

「初の受信料額引き下げの実施」では、公共放送として真に必要な事業を見極め引き締まった経営体質を実現するため、5か年の収支差金等を見込み、1,990億円の原資をもとに視聴者の皆さまへ還元を行ってまいりたいと考えています。受信料額の引き下げによる“還元”は、平成20年10月より、訪問集金の廃止とあわせ、受信料の月額を50円引き下げ、また、口座振替およびクレジットカード継続払の月額をさらに50円引き下げることにします。あわせて「受信料『免除』や『割引』による“還元”」も行うこととし、障害者の方に対する「免除」や、「家族割引」の適

用範囲の拡大、「事業所割引」、インターネット等の「自主申し出割引」を新設することとします。

「経営と組織の構造改革～徹底した効果的・効率的事業運営のための経営改革、子会社等の改革、～公共放送にふさわしい内部統制の構築と高い倫理観の確立」では、まず、徹底した効果的・効率的事業運営のための経営改革、子会社等の改革として、(1)事業支出総額の抑制、(2)スリムな体制のなかで、取材力・制作力強化へ経営資源シフト、(3)人件費を抑制しつつ、公共放送NHKを担う質の高い人材を確保・育成、(4)経営目標管理を徹底し、その達成状況を評価、PDCAにつなぐ経営管理機能の整備、(5)子会社等の改革について、具体的な考え方や取り組み方針等についてそれぞれまとめています。また、公共放送にふさわしい内部統制の構築と高い倫理観の確立では、「内部統制構築の実行計画」に基づき、平成21年度までに着実に構築していくこと、内部統制の構築にあわせて、コンプライアンスのさらなる徹底を図ることなどをまとめました。

「視聴者のみなさまとともに～視聴者のみなさまとの強いパートナーシップの構築」では、多様なルートで視聴者のみなさまとの接点を増やし、ご意見を収集して番組や経営に反映させる、“見える”化を促進させます。そのために、直接対話の深化やコールセンターの利便性向上など多様な回路を充実すること、若い世代との連携を強めNHKへの理解を促進すること、ご意見を放送や経営に積極的に反映する仕組みを構築することとしています。意向反映の仕組みとして、視聴者のみなさまが語るNHKへの提言等を紹介する番組“レシーバーズ・メッセージ(仮称)”を試行することも考えています。

「完全デジタル化に向けて～完全デジタル化に向けた普及推進、～完全デジタル時代を切り拓く技術開発・研究で、放送の発展を先導」では、まず、完全デジタル化に向けた普及推進として、地上デジタル放送が全国であまねく受信できる環境を2011年までに整備することと、アナログ放送終了に向けた取り組みに貢献することをまとめています。また、完全デジタル時代を切り拓く技術開発・研究で、放送の発展を先導して、「放送」の充実、多様な伝送路による情報提供、放送の未来の創造により、経営目標の実現、新しい放送サービスの開発・実用化、放送の発展に貢献していくこととしています。また、建設計画では、送信設備、NHK共聴、送出設備、制作設備のハイビジョン化など、地上デジタル放送設備の整備に、20年度から23年度以降において、さらにおよそ1,350億円の経費が見込まれることについても触れております。

第二部では、「本格的な放送・通信融合時代に向けて～新時代における公共放送のあり方を追求～」として、「議論の前提として想定される状況」、「検討すべきテーマ」、「5か年の事業収支見通し」をお示ししています。

「議論の前提として想定される状況」では、本格的な放送・通信融合時代の法制度と技術革新についてまとめ、こうした法制度が実現する場合、公共放送の役割・機能はどのように規定されるのか、こうした技術革新のもとで、どのような可能性が生まれるのか、公共放送に求められるものは何かということについて、今後の幅広い議論を踏まえながら、公共放送のあり方を追求していくことを記しています。

「検討すべきテーマ」では、放送・通信融合時代における公共放送NHKのあり方について、「役割、機能」「財源、受信料制度」「事業範囲」「体制、組織」それぞれの項目について、視聴者の皆さまの意見を踏まえながら議論をすすめ、新しい時代に求められる公共放送のあり方を追求していきたいということを記しています。

「5か年の事業収支見通し」については、事業収入では、受信料収入と関連団体からの配当金、副次収入の見

直しにより172億円を上乗せし、一方の事業支出では、あわせて100億円の経費削減策を追加するなど、さらなる収支改善を行っています。これにより5か年の事業収支見通しは、平成20年度以降、一旦事業収支がマイナスとなるものの、繰越金で対応できる見込みとなり、障害者の方に対する受信料免除基準の適用範囲の拡大を20年10月から前倒して実施するなど、“還元”施策の拡大に充てることにしています。

(小林委員) 視聴者へ還元施策の追加に100億円を見込んでいるとのことですが、このうち障害者の方に対する受信料の免除は70億円ということですか。

(中川理事) はい、そうです。

(小林委員) 経営目標の数値が付け加わったのが以前との主な変更点ですか。

(中川理事) そのことを明らかにしたことが、前回の経営委員会にお示した案との大きな変更点です。

(小林委員) 経営目標の1に、「NHKへの信頼度を平成24年度末に80%以上に向上させる」と書かれていますが、これは、以前にご説明いただいた内容を実践すればこうなるだろうという、そういう意味での目標ですか。

(中川理事) 経営計画の実践をはじめとして、私たちが実際に業務運営していく中での総合的な評価で、ということです。

(小林委員) 新たに目標値として80%以上と掲げているので、抜本的な改革として新たなものを付け加えたのかと思ったのですが、そうではなく、数値目標を掲げただけなのですね。

(中川理事) はい。数値目標で表現したということです。

(小林委員) わかりました。では、目標2の「放送の週間接触者率 24年度末80%以上」や、目標3の「営業経費率を10%未満に抑制する」という数字も、同じ趣旨で加えられたのですね。

(中川理事) 「営業経費率を10%未満に抑制する」ことについては、目標という形で新たに追加したものではありません。以前からお示してきたことと意味は変わっていません。

(多賀谷代行) 目標1の「NHKへの信頼度を平成24年度末に80%以上に向上させる」と目標2の「放送の週間接触者率 24年度末80%以上」については、数値は入りましたが、具体的なアクションプランをどうしていくのかは示されていないように思います。たとえば目標2の場合は、放送サービスの充実、強化によって接触者率の向上をめざすのだと思いますが、若い世代がNHKの番組を見ていない現状をどう改善していくのか、具体的な行動計画が示されていないと思います。これで接触者率を80%まで伸ばせるのかどうか、まだ見えてきません。

(原田専務理事) 放送は、毎日毎日の積み上げで、地道な努力が必要です。NHKの番組を見ていない若い世代に、真に向き合って番組を作っていくこと、また、テレビだけではなく、この世代が親しみやすいインターネットを利用した双方向や携帯電話と番組とのマッチングなど、各波の特徴にあわせてさまざまな工夫をこらし、番組を開発していくことについては、これまでご

説明をしてきました。

(古森委員長) なぜNHKを信頼できないのかということについて調査はしないのですか。今47%が信頼していないということであれば、その内容を分析して、具体的な改善策を講じないといけません。そこまで踏み込んだ計画であるべきだと思います。

(多賀谷代行) 最近のNHKは、「サラリーマンNEO」など、若い世代に向けた番組を放送していますが、そちらに力を入れると中高年の視聴者から反発が出てきます。若い世代の接触者率を上げる努力をすることで、番組がレベルダウンするという中高年の視聴者からの批判に、どう対処していくのかということについても、もう少し具体的な戦略を立てるべきだと思います。

(原田専務理事) NHKでは、6月に「放送評価調査」を行い、放送の質について、NHKへの信頼度、満足度、親しみ、独自性、社会貢献の5つの指標を示し、それぞれについて調査をしました。高齢者では5項目とも高い数字で、NHKを評価していただいています。若い世代では、NHKへの親しみが、高齢者に比べて低い結果となっています。親しみがもてないということは、NHKの番組をあまり見ていないということで、満足度も低くなっていますが、信頼度、独自性、社会貢献については、若い世代でも比較的高い評価を得ています。NHKの良いところについては、若い世代の視聴者にも理解されているのだと思います。それを損なうことなく、親しみを感じて、見てもらえるようにする努力を続けていくことが大事だと思います。その手段としては、総合テレビ、教育テレビ、衛星放送のそれぞれの波の役割、特徴に応じた、NHKならではの番組を開発していくことだと思っています。こういったことは、来年度に向けてすでに検討を進めています。

(古森委員長) つまり、NHKの長所をさらに伸ばしていくということですか。それでは、欠点はどこだと考えているのですか。

(原田専務理事) NHK“約束”評価委員会の評価によりますと、NHKの公共放送の役割については、視聴者から全体的に理解されていますが、NHKの放送に足りないものとしては、若い世代に見られていないということが指摘されています。

(古森委員長) 若い世代があまり見たいと思わない理由はなんですか。

(原田専務理事) 若い世代は民放を多く見ているので、NHKにあまり関心を持っていないのかもしれませんが。

(古森委員長) 理由を探るところまで踏み込む必要があります。若い世代が見てくれないから、若い世代向けの番組を作るというのでは意味がありません。若い世代がどういう番組を求めているのかを把握することが大事です。

(原田専務理事) 今の若い世代の皆さんは、幸せなばかりではなくて、生きがいや、仕事の問題など、さまざまな悩みを抱えており、NHKでは、例えばそうした若者にこたえる番組を作りたいと考えています。民放ではあまりそういう番組はありません。親しみを感じてもらえないことについ

ては、NHKは、お堅いチャンネルというイメージが強いためだろうと思いますが、一方で社会貢献という点では若い世代からも評価を受けており、こうした公共放送としての骨格の部分は、これから先も大切にしていきたいと考えています。イメージを固定化するのではなく、多彩な番組を放送していくことが大事だと考えています。

(野間委員)

私が子どもの頃は、小学生や中学生の子どもと親と一緒に見て楽しめるようなテレビの番組がありました。しかし、今は幼児番組のあとの、小学生、中学生の年代でNHKを視聴する習慣が断絶されてしまったと思います。いったんNHK離れをしてしまった若者を急にNHKに戻そうとすることには無理があるように思います。幼児番組のあと、小学生、中学生が親子で見られるような番組の開発が、総合テレビの中に必要なのではないのでしょうか。

(原田専務理事)

例えば、「おかあさんといっしょ」は多くの幼児に視聴されています。今の10代、20代の方々も、あの番組で育った世代です。おっしやるように、幼児のときのNHKを視聴する習慣を、どこまで上の年齢にまで伸ばしていけるかも大きな課題だと思います。

(梅原委員)

野間委員の意見に類似していますが、今の10代、20代は、NHKだけではなく、民放も含め、テレビ離れが進んでいるように思います。テレビを視聴する習慣がない世代に、急に見るように働きかけたとしても、なかなか難しいと思います。短期的な対策として、若者が見てくれるような番組作りも大事ですが、それよりも、これからの日本をどうしていくのか、そういうところに焦点を当てた良い番組を作り、そしてそれをどう見せていくのか、長期的な対策として取り組むことが公共放送の使命だと思います。若い世代に向けた放送の充実として、少子化時代の子どもたちに「家族」「学校」「地域」における「絆」の大切さを伝える番組の強化ということが経営計画の中に記されていますが、これは非常に大事なことだと思います。日本が抱えている大きな課題を取り上げ、10年、20年かけて長期的な戦略として取り組んでいくことが良い放送につながっていくと思います。また、地域からの情報発信力の強化ということが記されていますが、日本は地域社会の連合ですから、地域放送は非常に大切です。長期戦略で、格差、医療、雇用、高齢化など地域が抱える課題をともに考えるニュースや番組作りに取り組み、子どもたちにもこのような地域放送番組を見せることで、大人になっても地域の重要性を考える習慣が身につくと思います。これには時間がかかりますが、長期戦略できっちりと積み上げていってみたいと思います。

(原田専務理事)

若い世代に向けては、番組のPRの方法についてもインターネットや携帯サイトを利用するなど、積極的なアプローチを試みたいと考えています。50分や60分の番組を通して見るのが難しいとしても、1分や2分の要約版を見ることで、本編を見てみたいと思っただければ、接触の手掛かりになると考えています。そういう意味で、携帯サイトは、若い世代に向けての大事なツールだと思っております。

(保委員)

私は、今の若い世代の状況や、社会に対するスタンスなどがとても心配なので、若い世

代の人々にNHKの番組をぜひ見てほしいと思っています。しかし、これまでのNHKは、若い世代との結びつきが圧倒的に不足していましたし、努力が足りなかったと思っています。今、若い世代に向けた番組を開発することも大事ですが、もっと重要なのは、若い世代の人たちとどうつながっていくか、若い世代との結びつきの強化がとても重要だと思います。NHKは、情報が氾濫し、若い人たちを取り巻く状況が混沌としている今こそ、メディアリテラシーの取り組みなどを通じて、若い人たちとつながっていくことを重点的に行うべきだと思います。

(永井副会長)

今、ご指摘いただいた点は、経営計画の中でもうたっており、若い世代との連携を強めて、NHKに親しんでいただくことを重点事項として掲げています。NHKの良質のコンテンツに接していただく場づくり等、積極的に働きかけてまいります。具体的には、小学校から大学まで、皆さまのもとへ出かける出張型のイベントを拡充したり、大学とのネットワーク作りや大学生とともにつくるイベントなどを積極的に展開して、NHKが培ってきた価値を若い世代の方々にも伝える努力を引き続き行っていこうと思います。また、インターネットホームページや携帯サイトなど若い人たちにアプローチするためのツールには、すでに若い人から大きな反響があります。

(古森委員長)

まずインターネットでNHKの良さを理解していただき、その上で、番組を見てみようと思ってもらえるようになれば、かなり有効な手段ですね。

(日向理事)

若い世代にとって、NHKの番組は堅くておもしろくないというイメージがあり、なかなかアクセスしてもらいにくいという点があります。そこで、1つのアプローチの方法として、先ほどから出ているように、インターネットや携帯サイトなど、若い世代の方々アクセスしやすいものと連携しながら、今あるコンテンツを積極的にPRしていきたいと考えています。もう1つのアプローチの方法としては、若い世代は民放のバラエティ番組を好む傾向がありますが、NHKがその真似をするということではなく、若い世代に伝えたい情報を見やすい形にするために、ある程度エンターテインメント的な要素を取り入れていくという手法の開発に取り組んでいます。

(古森委員長)

若い世代とNHKというのは、テンポが合っていないのかもしれませんが。例えば、ニュース番組をとってみると、民放では多岐にわたった項目をテンポよく伝えていますが、NHKでは少ない項目をじっくりと伝えていきます。若い世代には、このテンポが合っていないのかもしれませんが。若い世代へのアプローチについては、引き続き、実践することで成果が上がることを期待しています。

その他の課題について申し上げますと、国際放送について、具体的な記述がないように思いますが、どのような施策を考えているのですか。オピニオンを発信するのか、情報を発信するのか、あるいは両方なのか、よくわかりません。

- (原田専務理事) まず日本の現状を、ニュースや情報番組などでしっかり伝えていくことが大事ですし、またその背景となる日本という国について、あるいは日本人の考え方や日本の文化などを理解してもらうことが国際放送の使命です。
- (古森委員長) 今、国際放送はどのような組織で行っていますか。
- (石村理事) 国際放送局という組織があり、そこで英語ニュースや番組を制作して世界に向けて放送しています。
- (古森委員長) それは、今、NHKがめざしている国際放送を行うのに十分なスタッフや予算なのでしょうか。
- (石村理事) 国際放送には2つの課題があります。1つは番組の強化、もう1つは受信環境の整備です。NHKとしては、国内で放送しているような、NHKブランドのニュースや番組を制作して、放送していきたいと考えていますが、その内容については、オピニオンのものにするのか、情報を中心にするのか、NHKブランドを大事にするのか、そういうことが現在の国際放送をめぐる論議の的となっています。
- (古森委員長) 日本の公共放送として世界に情報を発信するのであれば、NHKだけの考えではなく、政治、学術、産業、経済などさまざまな立場の人たちから意見を聞いていく必要があるのではないかと思います。
- (多賀谷代行) これから5か年の中でそれをやっていくとすれば、諸般の情勢が具体的に書ききれていないという印象を受けます。
- (石村理事) 諸般の情勢なら書けるのですが、NHKがどうするのかという部分のまとまりがついていません。外務省や総務省などとの話し合いや調整が必要な事項です。
- (古森委員長) そうであれば、ここに記されていることは計画とは言えないのではないのでしょうか。
- (石村理事) ここでは、NHKがこの5年間にやろうとしていることをまとめています。
- (多賀谷代行) ただ旗を掲げているだけで、具体的なプランにはなっていないと思います。
- (橋本会長) ここでは、NHKとして国際放送局が行っている国際放送について記載しています。一方で、オールジャパンで、日本の国際放送、情報発信力を強化するために、別の国際放送の枠組みを作ろうという動きがあり、それに向けて、国と民間の支出や役割分担などについて総務省や外務省などで議論が行われています。NHKが、それとどういう関わり方をするのか、具体的な計画が見えてくれば記載できますが、現段階では、NHK自身が行う国際放送の範囲で考えていくしかありません。
- (原田専務理事) 現在NHKでは、国際放送の英語化率100%に向けて、着実に実行していますし、国際放送独自の番組数も増やしています。ただ、放送内容の充実はNHKとして努力することなのですが、実際に海外で見いただくための受信環境の整備については、NHKだけでは十分なことができません。そういう問題があるので、ここでは放送の中身について記載して

います。

(永井副会長) 今、NHKが行っている国際放送は、アジアの国々で貴重な情報源として受け止められています。BBCやCNNのような欧米の放送局ではなく、アジアの視点で編集し、放送しているものとして、高い評価を受けています。

(古森委員長) その点は理解しています。ただし、このままでいいということではありません。

(橋本会長) はい。われわれが現状でできる国際放送としての最大のアピールの方法は、英語化率を100%にすることで、それに向けて予算面をはじめ努力を続けています。一方、スクラップでできる部分についてはスクラップして、ターゲットを絞り、効率的な運営を行っております。しかし、それだけでは国際放送として不十分だということもあり、NHKとは切り離れた形で、国として国際情報発信のスキームを持つという議論があります。これは、別の取り組みとして考えておかなければいけないと思っています。

(古森委員長) しかし、その取り組みは、主としてインフラなどの話であって、内容についてはNHK主体で作るのではないですか。

(橋本会長) 実際に作るのはNHKになるかと思いますが、放送にオピニオンを入れるとか、コマーシャルを入れるかなど、編成のイメージは決まっております。

(古森委員長) それは誰が決めるのですか。

(橋本会長) 国が決めることとなります。

(野間委員) 話は変わりますが、日本の文化を紹介した番組が海外で高く評価されて賞を受賞したり、また海外で購入されるような番組もありましたが、そういうものをNHKの中で評価していくというような姿勢はあるのですか。

(橋本会長) それは当然です。それが世界に通用する番組の制作ということです。

(中川理事) 誤解があるといけませんので、確認で申し上げておきますが、先ほどの会長の発言で、国が決めるということの意味は、あくまで新しいフレームを作るかどうかは国が決めるということで、今考えられている国際放送はNHKしかありません。国会で継続審議中の放送法改正案ではNHKが主体です。したがって、NHKに編集権があります。もし民間の放送を行うという場合には、子会社を通じてという形になると思います。

(小丸委員) 2011年には地上デジタル放送が全国であまねく受信できる環境を整備しなくては行けません。現在、難視世帯が10万世帯で、デジタル化によりさらに60万世帯が視聴できなくなるという記事を読みました。これに関わる設備投資は、民放127社で約8,000億円というような数字が出ていました。前回の経営委員会で、世帯カバー率についてのご説明がありましたが、最後に2%がカバーしきれないという話も聞いています。そのあたりについて、ご説明をお願いいたします。

(橋本会長) 民放はトータルで8,082億円としていましたが、今回精査をして、約1兆円を超えるという



ふうに修正したということです。それに対してNHKは、最初から個別に経費を積み上げ、精査してまいりましたので、金額は変わりませんが、できるだけコストを抑えるように努めているところです。ご指摘のように、デジタル化によって新たに発生する難視世帯は、大きな問題です。これについては、国として検討する委員会を立ち上げて、対応策を検討していく構えです。

(西山理事) 地上デジタル放送が、あまねく受信できる環境を作るために、中継局の設置により約98%カバーします。残りの2%のうち、約1.5%を共聴設備等でカバーします。そして残る0.5%、これは19万から26万世帯と予想されていますが、これらの世帯については衛星を使ったセフティーネットによりカバーする方向で検討しています。

(小丸委員) IPネットワークや衛星を使うことで、これらの地域に東京の放送局の番組しか配信されず、ローカルの民放番組が視聴できなくなるということはないのですか。

(西山理事) そこは、セフティーネットの対象となる世帯の絞り込みをどうするかなど、現在検討中です。

(中川理事) 基本的にデジタル難視を衛星でカバーする場合は、スクランブルをかける方向が考えられています。

(小丸委員) きわめて重要な設置計画ですから、遅れが出ないように進めていただきたいと思います。

(岩崎委員) 毎回同じような意見を申し上げていますが、経営計画には目標とともに戦略があつて、それを具体的に落とし込んで実行策になるのです。この経営計画案では、真ん中の戦略が抜け落ちているため、話を聞いていても、具体的に実行できるのかどうか、非常にわかりにくいと感じています。

(一力委員) 経営目標を数値化したことで、わかりやすくなったと思います。しかし、岩崎委員が指摘されたように、例えば信頼度を80%にするというような、目標はわかるのですが、そのためにどのような施策をとるのが見えてきません。執行部も職員の皆さんも、真面目に努力されていることはよくわかっていますが、それが視聴者にわかりやすく伝わる形で、目標のために何をするのかがわかる書き方が必要だと思います。また、地域からの情報発信力の強化の項目では、地域放送局の自主性を生かし、地域の皆さまの要望に的確に応えるために、NHKが何をしようとしているのかが見えてきません。充実・強化をするためには要員や予算が必要であるのに、その中身については触れられていないので、不安に感じます。

(原田専務理事) 地域からの発信力の強化について補足しますと、1つは、地域の視聴者の皆さまとともに地域の抱える課題について考えていく番組を開発・充実させていきます。また、地域放送番組をより多くの方にご覧いただくために、金曜の夜8時台に新たに地域放送を展開します。地域放送局の自主性を生かし、地域放送局みずからが地域の皆さまの要望を聞きながら、放送の充実を図っていきます。予算面では、以前、地域放送の充実にあてるための

予算を年間8億円とご説明いたしましたが、年間10億円に改め、5年間では50億円を新たに計上しました。

(古森委員長) 地域放送に本部は、どうかかわっていくのですか。

(原田専務理事) 地域のネットワークを生かし、地域からの情報や文化の全国発信の増加をめざすということをやっていますが、本部は、地域放送局が日頃から行っている取材を、たとえば医療、農業、格差、雇用などテーマごとにまとめ、地域横断的な番組編成を行います。これにより、広がりと深まりを持った番組作りを行うことができますので、その手法をさらに進めていきたいと考えています。また、本部で地域放送に目配りをして、よりネットワーク力を生かすためのセクションを強化する方針です。

そもそも、NHKの地域放送局が、地元で期待される役割は2つあります。1つは、地域の視聴者に向けて地域の情報をきめ細かく出していくこと。もう1つは、地域から全国に向けて発信することです。地域の豊かな自然や文化を全国に発信することはNHKだからできることであり、その両方の役割を今後もしっかり果たすことが大切です。

(深谷委員) 不公平感について意見を申し上げたいと思います。私自身は、NHKは視聴者から信頼され、期待を集める存在であってほしいと思っています。しかし、実際に、みんなで支えるNHK、私たちのNHKだという認識なのかというと、そうではなく、NHKはどこを向いているのか、政府のほうを向いているのではないかという意見を持つ人もいて、それが不払いにつながっていることもあります。さらに、公共意識の希薄化もあり、自分の幸せで精一杯だという人たちが増えてきています。この部分に、NHKは手を打っていません。政府としては、義務化はすれども罰則化には及び腰であったりして、全体として不公平感は解消されませんし、公共意識の薄れはさらに増していくと思います。視聴者への還元策であるとか、あるいは民事手続きによる支払い督促などだけで、本当に不公平感がなくなるのでしょうか。もう少し策はないのでしょうか。

(橋本会長) それはまさにNHKが直面している大きな課題です。日本の社会全体で公共意識が低下していますし、公共的なものに対して経済的負担をする意識が、多様な価値観の中で薄れてきています。この意識の変化は、NHKだけで解決できるものではないと思っています。しかし、そういう風潮がある中、NHKの役割として、公共意識や連帯感を醸成するような番組を作ることが出来るのではないかと思います。今でも、そのような番組を放送しており、たとえば「難問解決 ご近所の底力」や「プロフェッショナル 仕事の流儀」など、個人の力も大事ですが、周りの人たちとの絆も大事だといったメッセージを打ち出しているものもあります。今後はさらにそういったテーマを強調し、力を入れていきたいと思っています。

(古森委員長) 各委員から、この経営計画には数値目標は記されているものの、具体的な施策が見えてこないという指摘がなされていますが、単年度予算でもこのような感じなのでしょうか。

- (中川理事) 5か年経営目標に基づき、予算・事業計画策定時に毎年度の到達目標を設定します。3つの経営目標について、それぞれ次年度はどうするのか、経営委員会にお諮りすることになります。
- (古森委員長) 今まで、そういうことはやってこなかったということでしょうか。
- (中川理事) これまで、数の目標を掲げるのは、営業の契約数や未収をどれくらい改善するのかといった場合はありましたが、このような形で他の場合も含めて数値目標を出すということは、これまでやってきませんでした。
- (古森委員長) 他の企業と違って、漠然としているように思います。
- (中川理事) 今後は、このような具体的なものを出していきたいと思っています。
- (古森委員長) 5か年経営計画と、3か年経営計画の違いは何ですか。
- (橋本会長) 3か年経営計画は、不祥事後、いかにして財政的に回復するかということがポイントになっています。5か年経営計画は、3か年経営計画の途中ですが、さらに2011年に備えた方針、考え方を盛り込みました。
- (多賀谷代行) 基本的に、3か年経営計画の精神をそのまま延長したという印象があります。どこが違うのか、明確になっていないように思います。
- (古森委員長) 違いは値下げを盛り込んだ点ぐらいではないですか。
- (橋本会長) 3か年経営計画の中には、経営資源の還元というフレームは入れておりません。5か年経営計画では、NHKの意識改革の加速の意味合いもあり、還元を入れたということがたいへん大きな変更点だと思っています。
- (古森委員長) その点は大きいと思いますが、それ以外はあまり変わらないのではないのでしょうか。
- (橋本会長) 経営の姿勢を見せるための、大きな構造改革だと思います。
- (古森委員長) 値下げをすることだけが目的ではなく、2年前とは違う新しい環境に対応していかなければなりません。率直に言わせていただければ、ほとんど変わっていません。営業経費を下げるとか、番組制作力の強化などが出ていますが、それはあたりまえの話で、ほとんど進展が見られません。
- (橋本会長) 目的を明確にするようにというご指摘をいただいておりますので、この計画には盛り込んだというふうに考えております。
- (古森委員長) それでは、ここでいったん休会といたします。経営委員のみで打合せをさせていただき、そのあと、再開したいと思います。

<休 会>

(古森委員長)

それでは、議事を再開します。執行部よりご説明のありました「次期経営計画」について、私ども経営委員会の見解を申し述べます。「5ヵ年経営計画(執行部案)についての経営委員会の見解」。「1. 結論 経営委員会は、本年7月24日以降、通常の会議の他に臨時経営委員会を開催すると共に集中討議をするなどして、執行部提案の平成20年度から平成24年度までの5ヵ年経営計画(以下「5ヵ年経営計画案」という)の内容を鋭意検討し、その不十分な点を指摘し、再検討を求めてきたが、執行部がこれまでに修正、補充等した内容であっても、未だ十分なものであるとは言えない。そのため、現時点では5ヵ年経営計画案を承認することはできず、執行部に対し、更なる検討等をした上で、あらためて提案するように求めるものである。また、平成20年度の予算案、事業計画等作成のためには相応の準備期間を要することに照らすと、同予算案等は5ヵ年経営計画案と分離して作成すべきであるとする。そのため、今後、執行部が作成する中・長期経営計画は、平成21年度を初年度とするものとなるが、その経営計画を作成するにあたり、本見解で示した経営委員会の意見に十分留意し、充実した内容を伴った案を作成するように要望する。加えて、経営委員会においても、同委員会の下に『経営改革ステアリングチーム(仮称)』を設置し、執行部による経営改革案へのガイドを明示すると共により綿密なチェックを行い、抜本的改革のために多様な観点から示唆・アドバイスをする等、中・長期経営計画の作成に積極的に関与する決意である。なお、平成20年度は、既に決定済みの平成18年度から平成20年度までの『3ヵ年経営計画』(以下「3ヵ年経営計画」という)の期間中であるから、その間の業務執行は同計画に沿ってなし、その目標達成に努めるとともに、その際には、本見解で示された経営委員会の意見にも十分留意するように要望する。」以上が結論でございます。

以下、経営委員会の基本的な考え方を申し上げます。「2. 経営委員会の基本的考え方 今、NHKは厳しい状況下にある。すなわち、改革の意欲を持つ職員が少なくないにもかかわらず、未だに発生している不祥事のため、国民、視聴者のNHKに対する信頼は揺らいでいる。国民、視聴者の信頼を取り戻すために、NHKには健全で効率的な経営を行うための抜本的改革が求められている。また、NHKを取り巻く環境の変化は激しい。『デジタル化、IT化、放送と通信の融合化』、『少子高齢化の進展による人口減少』、『地域格差の拡大』、『若者のTV離れ』等が急速に進んでいる。これらの変化に対応するために、公共放送としてNHKが将来にわたりどのような役割を果たしていくのかを掘り下げて検討し、ビジョンを明確にすることが求められている。このような時期に、しかも、3ヵ年経営計画の最終年度を残して、新たな中・長期経営計画を決定するのであれば、その内容は更に充実した、効果的なものでなければならない。抽象的、部分的な改善策ではなく、上記視点を見据えた抜本的に踏み込んだ改革策が求められる。問題を先送りすることなく、正面から取り組まなければならない。もし仮に、これらの内容を備えない中・長期経営計画を拙速に作成したならば、新時代にふさわしいNHKの確立が遅れ、ひいては国民、視聴者の期待に十分に応えることが出来なくなる恐れがあるとする。」

「3. 結論に至った理由 執行部作成の5ヵ年経営計画案はその一部に評価すべき内容もあり、今後中・長期経営計画を作成する際の資料の1つとなりうるものではあるが、前述の経営委員会の基本的考え方に照らすと、十分なものとは言いがたいため、上記結論に至ったものである。5ヵ年経営計画案で不十分と考えられる主な点は以下の通りである。

- (1) コンプライアンス体制確立について組織改革を含む実効性ある施策立案が十分になされていない。

平成16年の不祥事の発覚を契機に現執行部が発足したが、その後も職員等の不祥事が発生している。これは現在のコンプライアンス体制が十分なものでないことを表している。経営委員会の諮問機関であるコンプライアンス委員会も、現在のコンプライアンス体制が十分に効果をあげていない旨を指摘している。これらを踏まえ、より効果的なコンプライアンス体制を確立するため、より実効性のある施策を示すべきである。

(2) 公共放送としてのNHKの将来のビジョンが十分に示されていない。

『放送と通信の融合』の進展によりその垣根が低くなり、また少子高齢化による人口減少も予測されている。NHKを取り巻く環境は今後激変が予想される。また、加えて、地域格差の拡大、若者のTV離れが進んでいる。これらに対応するため、NHKの将来のビジョンを掘り下げて検討し、それを明確に示すものが次期経営計画であるべきだと考える。報道、教育、地域放送の分野については、多くの国民、視聴者が公共放送たるNHKに大きな期待を寄せていることは調査等でも明らかであるが、娯楽やエンターテインメントについては必ずしも明確でない。これらの番組に対してどのように取り組むのかという考え方を示すと共に、保有すべきチャンネル数やその位置づけ、コンテンツ等について、国民、視聴者の納得が得られるような具体的内容を伴った考え方を示すべきである。また、若者向け番組の取り組みについても、具体的内容を伴った考え方を示すべきである。

(3) 抜本的な構造改革の施策が十分に示されていない。

NHKは子会社・関連会社34社を有するグループ企業と言える。抜本的改革を検討する上では、NHK本体だけではなく、グループ全体での最適化を考える必要がある。執行部はこのようなグループ全般の経営を見渡す視野を持ち、人事制度、技術・管理部門のスリム化、関連子会社の整理統合、NHK本体と子会社間の取引に関する透明性の確保、NHK本体との取引に依存している子会社の体質改善、所有資産売却の要否等、経営効率化について具体的施策を示すべきである。また、後述の『受信料の公平な負担』を実現するための施策とともに、受信料を徴収するための経費のあり方についても、効率化の観点から具体的施策を示すべきである。なお、経営効率化は一律的、形式的な経費削減であってはならない。無駄を省き、不要な経費を削減する一方、公共放送たるNHKの将来に必要な資金を減ずるべきではない。経営効率化が、地方局の疲弊を招いたり、改革の意欲に燃える職員のやる気を削ぐ内容のものであってはならない。

(4) アーカイブス・オンデマンド等副次収入増加の施策が十分に示されていない。

番組強化にコストをかける方針は提示されているが、それによって生み出された番組コンテンツを有効活用する事は、国民、視聴者の利益になると同時に、その提供を有料化することができればNHKの収入向上にもつながる。その実現には法整備や国民、視聴者の理解を得ることが前提となるが、今後、『デジタル化、IT化、放送と通信の融合化』の更なる進展が予想されることを考慮し、番組コンテンツを効果的に提供するアーカイブス・オンデマンド等の具体的施策について、著作権等の権利処理を進めつつ、コンテンツの二次利用にかかる、収益性のあるNHKモデルの策定を進めるべきである。

(5) 国際放送を強化するための施策が十分に示されていない。

グローバル化が進む中、国民、視聴者はNHKに日本、アジアに関する多くの情報(文化、報道など)を世界に発信することを求めている。しかるに、現在のNHKの国際放送は海外放送局と較べて大幅に立ち後れており、その差は益々拡大している。この立ち後れを挽回し、国民、視聴者のNHKに対する期待に応えるべく、国際放送を強化するための具体的施策を示すべきである。

(6) 地域放送を充実させるための施策が十分に示されていない。

前述のとおり、地域格差が進んでいる中、多くの国民、視聴者が地域放送について公共放送たるNHKに大きな期待を寄せている。その期待に応えるべく、地域放送を充実させるための具体的施策を示すべきである。

(7) 『受信料の公平な負担』を実現するための施策が示されていない。

5ヵ年経営計画案では、受信料収入が今後増加するとしているが、その根拠に十分な説得力がない。また、現在、受信料支払契約の未契約者が全体の20%を超えているにもかかわらず、その未契約者を減じるための十分な施策が示されていない。その効果的な解決策を見いだすことは決して容易ではないが、『受信料の公平な負担』が公共放送にとって不可欠な条件である以上、問題を先送りすることは許されず、たとえ困難であってもそれを解決するための施策を示すべきである。選択肢の1つとして『受信料の支払い義務化』の方法があるが、これは、法制化を国会に求める必要がある上、国民、視聴者の理解を得る必要もある。そのため、『受信料の支払い義務化』の方法を目指すのであれば、国民、視聴者の理解を得るための方法も、併せて示す必要がある。また、『受信料の公平な負担』を『受信料の支払い義務化』以外の方法で実現しようとするのであれば、その方法を示すべきである。

(8) 受信料値下げについて

受信料の値下げは、最初に数字ありきの問題ではない。抜本的改革と『受信料の公平な負担』の実現の結果として、可能となるものであり、実行すべきものであることに留意すべきである。執行部が本見解において示された経営委員会の意見に留意して抜本的改革に取り組み、併せて受信料の公平な負担を実現できれば、国民、視聴者の理解が得られる程度の受信料の値下げが可能となるはずである。」以上であります。

最後に、「4. 補足」を入れています。「本見解によると、5ヵ年経営計画案に示されていた『平成20年10月から約6.5%の受信料値下げ』との方向性も決定されないことになる。そのため、受信料の早期値下げを期待していた国民、視聴者には心外な結果と感じられるかもしれない。しかし、抜本的改革も、受信料の公平な負担もなく、更に将来の十分な展望もないまま、単に受信料の値下げを実施したならば、『デジタル化、IT化、放送と通信の融合化』等、厳しい環境に置かれるNHKに、回復し難い弊害を生じさせ、『豊かで、かつ良い番組をあまねく全国に放送する』というNHKの役割を将来十分に果たせなくなる恐れもなしとしない。万一、そのような事態になれば、国民、視聴者の期待を大きく裏切ることになる。また、もしこのまま5ヵ年経営計画案が決定されたならば、その長い期間、抜本的改革、受信料の公平な負担が実現されず、それに伴い実現できたであろう大幅な受信料値下げも望めなくなるであろう。そのような事態に陥ることは、避けなければならない。今回、5ヵ年経営計画案の決

定をしなかったが、抜本的改革、受信料の公平な負担を実現する具体的方策を盛り込んだ、新たな中・長期経営計画を早急に作成し、実施することにより、国民、視聴者の期待に応え、揺らいでいる信頼を取り戻したいと考えている。そして、経営委員会はその中・長期経営計画作成に積極的に関与する決意である。以上の点を踏まえ、今回の経営委員会の決定について国民、視聴者の理解を賜りたいと切に願っている。なお、本見解は経営委員会委員の全員一致をもって決定されたものである。」以上であります。

これは否決ということではなく、継続審議という形で、じっくり時間をかけて検討していくということです。

(橋本会長) 経営委員の皆さまには、定例の会議のほかにも集中討議も行っていただくなど、たいへんなお力添えをいただき、また貴重なご意見等を賜り、ありがとうございました。今回、経営委員会の総意として、このような見解をいただいたわけでありますから、私ども執行部として、見解について十分吟味し、また今後の進め方についても意見を交わしてまいりたいと思います。

経営委員会の見解にも触れられておりますけれども、来年度の予算・事業計画を策定する場合のベースについては、今回検討した5か年経営計画と、これまでの3か年経営計画との関係をどのような位置づけるのか、考え方として迷うところもありますが、今回の5か年経営計画に盛り込んだ、2011年に向けた準備体制、さらにはその先を見据えた施策、われわれの改革施策まで白紙ということになりますと、ベースになる考え方がなくなってしまいますので、来年度の予算・事業計画を作るにあたっては、この5か年経営計画の取扱いを含めて、引き続きご相談させていただきたいと思っております。

(古森委員長) 補足することがありましたらお願いします。

(多賀谷代行) 受信料の値下げを除くと、3か年経営計画と本質的に変わらないという点が、やはり一番気になります。それからもう1つは、橋本会長が2月に、経営計画を策定すると方針を示された後、いろんな状況が変わってきています。1つは放送法改正についてまだ先が見えないということがあります。それから、さきほども議論になりましたが、国際放送のあり方が、今後、国の方針等で大きく変わる可能性があり、まだ、その内容が未定です。衛星チャンネル数についても最終的に決まっています。そのような段階において、5か年経営計画という形でNHKの今後の進む方向を決めてしまうのは、リスクが多すぎるという気がいたしました。そうしたことから、ほかの委員の方々ともご相談して、このような結論になりました。

(古森委員長) 平成20年度は3か年経営計画がありますけれども、再来年度以降は計画がありません。したがって、継続審議といっても、来年の9月頃までには策定しなければならないということになります。放送法の改正など、取り巻く情勢がどのようになるのかわからないところもありますが、その中で議論していかなければならないということになります。

(多賀谷代行) この1年の中でかなり道筋が見えてくると思います。

(橋本会長) われわれ執行部としても、見解を吟味し、状況を確認しながら、今後の取扱いについてご

相談し、進めてまいりたいと思います。

(古森委員長) 経営委員会と執行部は、よりよいNHKを実現するため、同じ船に乗っているいわば仲間です。ただし、同じ観点からものごとを見ていますと、何のために経営委員会があるのかわかりません。そういう意味では、今後ともいろいろなご意見を申し上げますけれども、良し悪しのけじめははっきりとつけ、フェアな精神で臨むつもりです。どうか信頼していただきたいと思います。

(橋本会長) われわれも同様です。執行部も信頼していただきたいと思います。

(古森委員長) 継続審議ではありますが、皆さまの努力は評価したいと思います。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認する。

平成19年10月9日 古森重隆  
多賀谷一照

(NHK HPより)



## 最新情報

公表資料など

5ヵ年経営計画(執行部案)についての経営委員会の見解

2007年9月25日

NHK経営委員会

## 1. 結論

経営委員会は、本年7月24日以降、通常の会議の他に臨時経営委員会を開催すると共に集中討議をするなどして、執行部提案の平成20年度から平成24年度までの5ヵ年経営計画(以下「5ヵ年経営計画案」という)の内容を鋭意検討し、その不十分な点を指摘し、再検討を求めてきたが、執行部がこれまでに修正、補充等した内容であっても、未だ十分なものであるとは言えない。そのため、現時点では5ヵ年経営計画案を承認することはできず、執行部に対し、更なる検討等をした上で、あらためて提案するように求めるものである。

また、平成20年度の予算案、事業計画等作成のためには相応の準備期間を要することに照らすと、同予算案等は5ヵ年経営計画案と分離して作成すべきであると考え。そのため、今後、執行部が作成する中・長期経営計画は、平成21年度を初年度とするものとなるが、その経営計画を作成するにあたり、本見解で示した経営委員会の意見に十分留意し、充実した内容を伴った案を作成するように要望する。

加えて、経営委員会においても、同委員会の下に「経営改革ステアリングチーム(仮称)」を設置し、執行部による経営改革案へのガイドを明示すると共により綿密なチェックを行い、抜本的改革のために多様な観点から示唆・アドバイスをする等、中・長期経営計画の作成に積極的に関与する決意である。

なお、平成20年度は、既に決定済みの平成18年度から平成20年度までの「3ヵ年経営計画」(以下「3ヵ年経営計画」という)の期間中であるから、その間の業務執行は同計画に沿ってなし、その目標達成に努めるとともに、その際には、本見解で示された経営委員会の意見にも十分留意するように要望する。

## 2. 経営委員会の基本的考え方

今、NHKは厳しい状況下にある。すなわち、改革の意欲を持つ職員が少なくないにもかかわらず、未だに発生している不祥事のため、国民、視聴者のNHKに対する信頼は揺らいでいる。国民、視聴者の信頼を取り戻すために、NHKには健全で効率的な経営を行うための抜本的改革が求められている。

また、NHKを取り巻く環境の変化は激しい。「デジタル化、IT化、放送と通信の融合化」、「少子高齢化の進展による人口減少」、「地域格差の拡大」、「若者のTV離れ」等が急速に進んでいる。これらの変化に対応するため

に、公共放送としてNHKが将来にわたりどのような役割を果たしていくのかを掘り下げて検討し、ビジョンを明確にすることが求められている。

このような時期に、しかも、3ヵ年経営計画の最終年度を残して、新たな中・長期経営計画を決定するのであれば、その内容は更に充実した、効果的なものでなければならない。抽象的、部分的な改善策ではなく、上記視点を見据えた抜本的に踏み込んだ改革策が求められる。問題を先送りすることなく、正面から取り組まなければならない。もし仮に、これらの内容を備えない中・長期経営計画を拙速に作成したならば、新時代にふさわしいNHKの確立が遅れ、ひいては国民、視聴者の期待に十分に答えることが出来なくなる恐れがあると考ええる。

### 3. 結論に至った理由

執行部作成の5ヵ年経営計画案はその一部に評価すべき内容もあり、今後中・長期経営計画を作成する際の資料の1つとなりうるものではあるが、前述の経営委員会の基本的考え方に照らすと、十分なものとは言い難いため、上記結論に至ったものである。5ヵ年経営計画案で不十分と考えられる主な点は以下の通りである。

(1)コンプライアンス体制確立について組織改革を含む実効性ある施策立案が十分になされていない。

平成16年の不祥事の発覚を契機に現執行部が発足したが、その後も職員等の不祥事が発生している。これは現在のコンプライアンス体制が十分なものでないことを表している。

経営委員会の諮問機関であるコンプライアンス委員会も、現在のコンプライアンス体制が十分に効果をあげていない旨を指摘している。

これらを踏まえ、より効果的なコンプライアンス体制を確立するため、より実効性のある施策を示すべきである。

(2)公共放送としてのNHKの将来のビジョンが十分に示されていない。

「放送と通信の融合」の進展によりその垣根が低くなり、また少子高齢化による人口減少も予測されている。NHKを取り巻く環境は今後激変が予想される。また、加えて、地域格差の拡大、若者のTV離れが進んでいる。これらに対応するため、NHKの将来のビジョンを掘り下げて検討し、それを明確に示すものが次期経営計画であるべきだと考える。

報道、教育、地域放送の分野については、多くの国民、視聴者が公共放送たるNHKに大きな期待を寄せていることは調査等でも明らかであるが、娯楽やエンターテインメントについては必ずしも明確でない。これらの番組に対してどのように取り組むのかという考え方を示すと共に、保有すべきチャンネル数やその位置づけ、コンテンツ等について、国民、視聴者の納得が得られるような具体的内容を伴った考え方を示すべきである。また、若者向け番組の取り組みについても、具体的内容を伴った考え方を示すべきである。

(3) 抜本的な構造改革の施策が十分に示されていない。

NHKは子会社・関連会社34社を有するグループ企業と言える。抜本的改革を検討する上では、NHK本体だけではなく、グループ全体での最適化を考える必要がある。執行部はこのようなグループ全般の経営を見渡す視野を持ち、人事制度、技術・管理部門のスリム化、関連子会社の整理統合、NHK本体と子会社間の取引に関する透明性の確保、NHK本体との取引に依存している子会社の体質改善、所有資産売却の要否等、経営効率化について具体的施策を示すべきである。また、後述の「受信料の公平な負担」を実現するための施策とともに、受信料を徴収するための経費のあり方についても、効率化の観点から具体的施策を示すべきである。

なお、経営効率化は一律的、形式的な経費削減であってはならない。無駄を省き、不要な経費を削減する一方、公共放送たるNHKの将来に必要な資金を減ずるべきではない。経営効率化が、地方局の疲弊を招いたり、改革の意欲に燃える職員のやる気を削ぐ内容のものであってはならない。

(4) アーカイブス・オンデマンド等副次収入増加の施策が十分に示されていない。

番組強化にコストをかける方針は提示されているが、それによって生み出された番組コンテンツを有効活用する事は、国民、視聴者の利益になると同時に、その提供を有料化することができればNHKの収入向上にもつながる。その実現には法整備や国民、視聴者の理解を得ることが前提となるが、今後、「デジタル化、IT化、放送と通信の融合化」の更なる進展が予想されることを考慮し、番組コンテンツを効果的に提供するアーカイブス・オンデマンド等の具体的施策について、著作権等の権利処理を進めつつ、コンテンツの二次利用にかかる、収益性のあるNHKモデルの策定を進めるべきである。

(5) 国際放送を強化するための施策が十分に示されていない。

グローバル化が進む中、国民、視聴者はNHKに日本、アジアに関する多くの情報(文化、報道など)を世界に発信することを求めている。しかるに、現在のNHKの国際放送は海外放送局と較べて大幅に立ち後れており、その差は益々拡大している。この立ち後れを挽回し、国民、視聴者のNHKに対する期待に応えるべく、国際放送を強化するための具体的施策を示すべきである。

(6) 地域放送を充実させるための施策が十分に示されていない。

前述のとおり、地域格差が進んでいる中、多くの国民、視聴者が地域放送について公共放送たるNHKに大きな期待を寄せている。その期待に応えるべく、地域放送を充実させるための具体的施策を示すべきである。

(7) 「受信料の公平な負担」を実現するための施策が示されていない。

5ヵ年経営計画案では、受信料収入が今後増加するとしているが、その根拠に十分な説得力がない。

また、現在、受信料支払契約の未契約者が全体の20%を超えているにもかかわらず、その未契約者を減じる

ための十分な施策が示されていない。その効果的な解決策を見いだすことは決して容易ではないが、「受信料の公平な負担」が公共放送にとって不可欠な条件である以上、問題を先送りすることは許されず、たとえ困難であってもそれを解決するための施策を示すべきである。

選択肢の1つとして「受信料の支払い義務化」の方法があるが、これは、法制化を国会に求める必要がある上、国民、視聴者の理解を得る必要もある。そのため、「受信料の支払い義務化」の方法を目指すのであれば、国民、視聴者の理解を得るための方法も、併せて示す必要がある。また、「受信料の公平な負担」を「受信料の支払い義務化」以外の方法で実現しようとするのであれば、その方法を示すべきである。

#### (8) 受信料値下げについて

受信料の値下げは、最初に数字ありきの問題ではない。抜本的改革と「受信料の公平な負担」の実現の結果として、可能となるものであり、実行すべきものであることに留意すべきである。執行部が本見解において示された経営委員会の意見に留意して抜本的改革に取り組み、併せて受信料の公平な負担を実現できれば、国民、視聴者の理解が得られる程度の受信料の値下げが可能となるはずである。

#### 4. 補足

本見解によると、5ヵ年経営計画案に示されていた「平成20年10月から約6.5%の受信料値下げ」との方向性も決定されないことになる。そのため、受信料の早期値下げを期待していた国民、視聴者には心外な結果と感じられるかもしれない。

しかし、抜本的改革も、受信料の公平な負担もなく、更に将来の十分な展望もないまま、単に受信料の値下げを実施したならば、「デジタル化、IT化、放送と通信の融合化」等、厳しい環境に置かれるNHKに、回復し難い弊害を生じさせ、「豊かで、かつ良い番組をあまねく全国に放送する」というNHKの役割を将来十分に果たせなくなる恐れもなしとしない。万一、そのような事態になれば、国民、視聴者の期待を大きく裏切ることになる。

また、もしこのまま5ヵ年経営計画案が決定されたならば、その長い期間、抜本的改革、受信料の公平な負担が実現されず、それに伴い実現できたであろう大幅な受信料値下げも望めなくなるであろう。そのような事態に陥ることは、避けなければならない。

今回、5ヵ年経営計画案の決定をしなかったが、抜本的改革、受信料の公平な負担を実現する具体的方策を盛り込んだ、新たな中・長期経営計画を早急に作成し、実施することにより、国民、視聴者の期待に応え、揺らいでいる信頼を取り戻したいと考えている。そして、経営委員会はその中・長期経営計画作成に積極的に関与する決意である。

以上の点を踏まえ、今回の経営委員会の決定について国民、視聴者の理解を賜りたいと切に願っている。

なお、本見解は経営委員会委員の全員一致をもって決定されたものである。

以上

「5か年経営計画」については、本日、経営委員会で審議されましたが、議決されませんでした。これについて、以下の会長コメントを発表しました。

(報道資料)

平成19年9月25日

NHK広報局

#### 橋本会長コメント

放送の完全デジタル化などメディア状況が激しく変化していく時代にあって、真に視聴者の期待と信頼に応える公共放送を追求するため、NHK改革を加速するという強い思いで、「5か年経営計画」の策定に取り組んできました。4月以降、経営委員会に検討の経緯を含め説明し、9月の発表に向け、誠実に対応してきましたが、本日、「5か年経営計画案」の議決を得られなかったのは、極めて残念です。

「経営委員会の見解」は、本日、突然示されたものであり、その内容を吟味した上で、対応していきます。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

取りまとめ(案)の概要

平成19年9月21日

## 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

### ■ 研究会の位置づけ

- 受信料制度は、これまでNHKがその使命を果たすための安定的財源を確保することに寄与。ところが、不祥事により国民視聴者のNHKに対する信頼が損なわれ、受信料不払いの増加により、受信者間の公平性を著しく阻害するような状況に至っている。
- このため、徹底した経営改革により信頼回復を図ることで、支払率を高め、受信者間の公平負担の確保に努める必要がある。経営改革の推進のためには、今後、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化等にとどまらず、受信料についても踏み込んだ議論・検討が必要。
- しかし、受信料については、国民視聴者と密接に関連するにもかかわらず、国会を除けば公の場での議論がほとんど行われてこなかった状況。このため、当事者であるNHKにおける不断の議論・検討は当然であるが、NHK外部における国民の視点からの透明性のある議論も有意義かつNHK改革に資するもの。
- このような観点から、本研究会は発足し、受信料の課題のうち、特に受信料体系の喫緊の課題と指摘されている以下の3点について、透明性を確保しつつ、検討。
  - (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等の基礎的データの精査
  - (2) 世帯・事業所における受信料体系の課題(割引等)
  - (3) 衛星受信料体系の課題

### ■ 提言内容の活用

- NHKにおいて、本提言内容を踏まえつつ、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系について検討が行われ、適切な措置が講じられることにより早期に信頼回復が図られることを期待。
- 総務省において、提言に関するNHKの検討状況等の把握に努め、収支予算等に附する大臣意見や受信料体系の変更に係る受信規約の変更認可など受信料に関する政策を推進する際に、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待。



# 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

## 検討事項

## 提言の概要

<h3>1 契約率等の算定の基礎となる世帯数等の基礎的データ</h3>	
<p>(1)推計方法見直しの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的統計の活用</li> <li>○契約率、支払率の把握目的との親和性</li> <li>○合理的な調査の活用</li> <li>○独自調査の限定的な活用</li> </ul>
<p>(2)世帯における契約対象件数の推計方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯数の推計は、「住民基本台帳」に基づく世帯数を活用して以下のような見直しについて検討することが、<u>国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えられる。【参考①】</u></li> </ul> <p>案の1 「推計の基礎となる統計」を「国勢調査」ではなく、「住民基本台帳」に基づく世帯数とする方法</p> <p>案の2 「推計の基礎となる統計」は「国勢調査」のままとし、「国勢調査」が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく「住民基本台帳」を利用した時期補正により推計する方法</p>
<p>(3)事業所における契約対象件数の推計方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後、NHKにおいて、「ホテル・旅館」における「テレビ設置室数」の推計方法について、<u>現在の推計方法に関する問題点の指摘を踏まえ、母数推計の信頼性を確保するための見直しが必要。【参考②】</u></li> </ul>

1 契約率等の算定の基礎となる世帯数等の基礎的データ

- 案の2を採用する場合には、「寮・寄宿舎の学生等」及び「公的老人ホーム」を補正することが適当。【参考③】
- 「受信規約」との親和性の観点から、「別宅」は追加的な補正を行うことが適当。【参考④】
- 住宅着工件数の増加のうち新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられる。このため、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能と考えられる。なお、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。【参考⑤】
- 法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、「テレビ故障世帯数」、「長期不在世帯数」等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当。【参考⑥】
- 受信規約等との親和性が高まるよう独自調査の質問項目を見直すことなどが適当。ただし、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を見極めることも必要。【参考⑦】
- NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などを自主的に公表するなど透明性を高めるための取組みを実施することが適当。【参考⑧】

(4)その他

# 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

## 検討事項

## 提言の概要

### 2 世帯契約及び事業所における受信料体系の課題(割引等)

- 受信料の負担の公平性を図るためには、複数の要素に検討を加え総合的な判断がなされるべき。その際、例えば、以下のような要素が検討されることが適当。
  - ア 従来の受信料体系改定の考え方と整合的であるか
  - イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とはならないか
  - ウ 割引導入により受信料収入が減収となり、公共放送の質の低下につながらないか
  - エ 割引導入により不公平感の解消が図られ、契約率、支払率の上昇につながるか
- 受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいて「パブリックコメント」などの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要。
- 最終的に受信料体系の改定を公表する際には、「パブリックコメント」などにおける国民視聴者の意見、目ごろからNHKに届いている意見・要望等に対する「NHKの考え方」が明らかにされるべき。

受信料体系の見直しの視点

# 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

## 検討事項

## 提言の概要

### 3 衛星受信料体系の課題

○ 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるように受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。

○ ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、具体的な手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて検討されるべき。

※ また、不正な手段により地上契約を継続した者については、受信規約第12条を厳格に運用し、割増金の請求を行うなど実効性確保のための更なる措置も検討すべき。

※ 上記措置により、地上契約を締結することとなる者には手続のための一定の負担を課すこととなるが、この措置は、こうした者への配慮を行うためのものであり、フリーライダーの防止等の観点から、一定の負担はやむを得ないもの。

※ 一方、必要となる手続があまりにも煩雑なものとなり、対象者がこの措置を活用できないことは望ましくなく、どの程度の負担を求めるかについては、契約事務の円滑な運用を念頭に置きつつ、フリーライダーの防止と国民視聴者の利便性のバランスへの配慮が適當。

※ なお、措置の実施に当たっては、対象者を明確にした上で、混乱が生じないよう十分な説明を行うことに留意する必要がある。

衛星受信料体系  
についての検討

# (参考1) 契約率等算定の母数の推計に関する研究会の提言の概要

## ■推計方法見直しの基本的考え方

○公的統計の活用

○契約率、支払率の把握目的との親和性

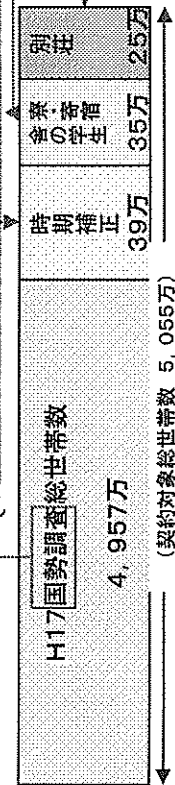
○合理的な調査の活用

○独自調査の限定的な活用

### 世帯

①世帯数の推計は、「住民基本台帳」に基づく世帯数を活用した見直しについて検討することが、国民規模の目から見た見直しに、母数の信頼性を高めることにつながるもの。

②「警察・児童福祉の学生等」及び「公的老人ホーム」を補正することが適当。



④「受信規約」上の親和性の観点から、「別荘」は追加的な補正を行うことが適当。

⑦受信規約等との親和性が高まるよう独自調査の質問項目を重視することが適当。

⑥法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、「テレビ故障世帯数」、「長期不在世帯数」等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当。

テレビ普及率 99%(1,280万)

テレビ普及世帯数 4,487万

テレビ故障・長期不在 72万

有料契約対象世帯数 4,415万

世帯契約率 77.2%

未契約数 1,007万

世帯支払数 3,115万

未収数 293万 (うち支払拒否・保留87万件)

支払率 70.6%

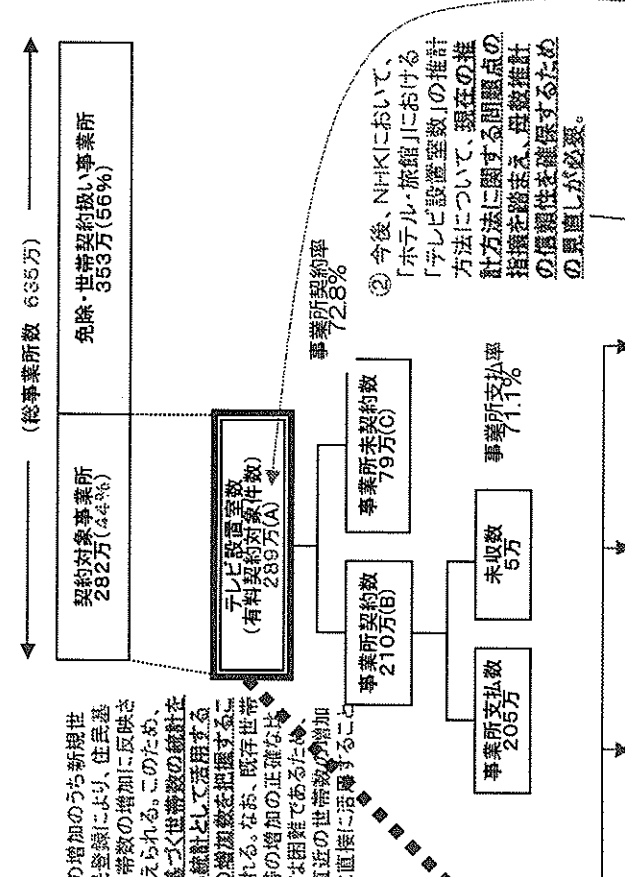
契約率 76.9%

総契約対象件数 4,704万件

↑世帯数推計の第一段階

世帯数推計の第二段階

⑧NHKにおいて、推計方法は、毎夜又は月々の受信契約の状況などを自主的に公表するなどの信頼性を高めるための取組みを推進することが適当。



	総事業所数 a	利用事業所割合 (%) b	利用事業所数 c = a * b	テレビ設置事業所割合 (%) d	テレビ設置平均世帯数 f	テレビ設置世帯数 g = c * d	契約率 (%) h = g / a
ホテル・旅館	5.9万	98.5%	5.8万	99.4%	13.9	80万	55.5%
病院	23万	54.1%	12万	63.5%	5.9	46万	43.0%
その他	607万	43.6%	264万	42.3%	1.5	163万	89.7%
総計	635万	44.5%	282万	44.4%	2.3	289万	72.8%

⑨今後、NHKにおいて、「ホテル・旅館」における「テレビ設置世帯数」の推計方法について、現在の推計方法に関する問題点の把握を踏まえ、世帯推計の信頼性を確保するための取組みが必要。

## （参考2）「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」の概要

### 1 目的

○ 最近の受信料不払の増加による不公平感の高まりや視聴者の対価意識の向上を踏まえ、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づいて公平で透明性のある受信料体系について検討するため、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」を開催する。

### 2 検討課題

- ① 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
- ② 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）
- ③ 衛星受信料体系の課題
- ④ 今後の受信料体系の在り方

### 3 開催期間

- 平成19年6月1日に第1回会合を開催し、同年9月21日まで計6回の会合を開催。
- 今後、取りまとめ（案）についてパブリックコメントを実施する予定。

### 4 出席者

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ○ 菅谷 実夫  | 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授 |
| ○ 鳥居 昭夫  | 横浜国立大学経営学部教授              |
| ○ 中村 清文  | 早稲田大学国際教養学院教授【座長代理】       |
| ○ 新美 郁文  | 明治大学法学部・法科大学院教授           |
| ○ 長谷部 泰男 | 東京大学法学部教授                 |
| ○ 飛田 恵理子 | 東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部长       |
| ○ 舟田 正之  | 立教大学法学部教授【座長】             |
| ○ 山内 弘隆  | 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長        |
| ○ 山下 東子  | 明海大学経済学部教授                |

# 参 考 資 料

## VI 附帶決議等



華語來帶開 TV



## NHK予算に対する附帯決議(衆議院総務委員会)

(平成17～19年度)

## ○平成19年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 1 協会の懸命の努力にもかかわらず、受信料を支払うべきとされる者の約3割がなお未払い・未契約となっている現状にかんがみ、協会は、受信料の公平負担に向けた検討を行い、国民・視聴者の理解が得られるよう料金水準の在り方等を含めた具体的な対策に全力で取り組むこと。
- 2 受信契約・受信料収納に係る経費の受信料収入に対する比率が、いまだに高い水準にあることから、早急に契約収納業務の抜本的な効率化を進め、経費削減に努めること。
- 3 一連の不祥事以降、協会が改革を進める中で、依然として不適切な事務処理等が明らかになっているが、協会の経営は受信料により成り立っており、国民・視聴者の信頼を失えば協会の基盤を揺るがしかねないことを職員一人ひとりが再認識し、公金意識、コンプライアンスの徹底に努めること。
- 4 協会は、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。
- 5 経営委員会は、協会の最高意思決定機関として、その役割を十分発揮し、機能強化を図るため、自ら組織改革を進めること。
- 6 政府は、命令放送の実施については放送法第3条にある放送番組編集の自由の遵守を前提とすること。

## ○平成18年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

日本放送協会においては、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、二年連続の大幅な収入減となっている。現在の協会の経営基盤は、受信料制度のうえに成り立っており、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

- 1 協会は、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。
- 2 公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、その効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、全役職員が、公金意識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。
- 3 受信料の不払い・保留のほか、受信契約の未契約の件数も加えると、約三割が受信料を負担していないと推計されていることから、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解が得られる抜本的な対策を早急に講じること。
- 4 経営委員会は、協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。
- 5 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨を踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。
- 6 現在、政府において、協会の保有チャンネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協会としての考えを国民・視聴者に提示すること。
- 7 協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、子会社等の統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。
- 8 国際放送については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。
- 9 高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

## ○平成17年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

昨年、発覚したNHK内部の一連の不祥事は、公共放送に携わる職員にとっては、あってはならない事態であり、その後の対応を含めて国民の信頼を著しく損ねた。

かかる事態を受けて、NHKでは、前会長が辞任するなど経営陣の責任問題にまで発展し、今年に入り新体制を発足させたが、受信料の不払いは依然として続いており、事態は深刻の度を深めている。

本来、NHKは広く国民の受信料の支払いによって、その経営基盤が成り立っているが、このところの不払い世帯の増加は、単に、一時的なものに留まらず、このまま推移すれば、NHKの存立基盤にも影響を及ぼす事態にもなりかねない。

NHKは、今こそ全職員をあげて出直す決意をし、真に生まれ変わった姿を国民・視聴者に示さない限り、受信料制度の根幹をも揺るがしかねない事態に発展するおそれのあることを謙虚に受け止めなければならない。

今後、NHKは、受信料の不払いに歯止めをかけるため、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすべきである。

いうまでもなく、NHKは、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をしっかりと確保して、公共放送の使命を全うしなければならない。

現在、デジタル放送への全面移行に向け、全国でデジタル化の推進事業が積極的に行われ、放送は新時代を迎えつつある。こうした中、新しい放送時代の担い手として、引き続きNHKが国民・視聴者の信頼を得る放送事業者として成り立つことを、ここに強く望むものである。

## NHK予算に対する附帯決議(参議院院総務委員会)

(平成17～19年度)

### ○平成19年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

昨年発覚した日本放送協会における一連の不祥事は、その後の対応も含め、協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損ね、受信料の不払い・保留の動きを増大させ、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、左記の事項についてその実現を期すべきである。

- 1、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 2、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。
- 3、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点からも、契約の締結と収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。
- 4、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 5、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

右決議する。

## ○平成18年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

日本放送協会平成18年度収支予算は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、2年連続の大幅な減収となっている。協会の経営基盤は、受信料制度の上に成り立っており、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

- 1、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。  
また、事業の効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、公金意識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。
- 2、受信料の不払い・保留や未契約など受信料を負担していない未収世帯等の割合が全体の3割に達する状況にかんがみ、政府及び協会は、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解が得られるよう抜本的な対策を早急に講じること。
- 3、経営委員会は、信頼される公共放送の構築に向け、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。
- 4、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 5、現在、政府において、協会の保有チャンネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協会としての考えを国民・視聴者に提示し、国民的論議に資するよう努めること。
- 6、協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、その統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。
- 7、国際放送の充実強化については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営主体、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。
- 8、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となってい

- ることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。
- 9、協会の保有する放送番組等については、国民・視聴者の貴重な財産であることにかんがみ、適正なコンテンツ市場の育成の観点から、一層の利活用を行うこと。
- 右決議する。

## ○平成17年度予算

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

昨年発覚した日本放送協会における一連の不祥事は、その後の対応も含め、協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損ね、受信料の不払い・保留の動きを増大させ、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、左記の事項についてその実現を期すべきである。

- 1、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 2、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。
- 3、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点からも、契約の締結と収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。
- 4、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 5、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

右決議する。

## NHK決算審査の際に行われた委員会決議(衆議院・参議院)

### ○ 衆議院(第163回国会 平成17年10月21日 総務委員会)

#### 日本放送協会の再生に向けた改革に関する件

一連の不祥事を契機とした日本放送協会に対する国民・視聴者の不信感はいまだ十分に解消されず、受信料の不払い・保留の増大は、公共放送の根幹をも揺るがしNHKの存立基盤にも影響を及ぼす危機的状況となっている。

衆議院総務委員会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、その使命を全うできるよう、協会及び政府に対して、左記の事項についてその実現を求めるものである。

- 1 協会は、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。また、協会の全役職員は、高い倫理観を確立すること。
- 2 「NHK新生プラン」については、国民・視聴者の理解が十分でないため、より具体的な改革の姿を早急に明示するなど、信頼回復につながるものとなるよう取り組むこと。
- 3 協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、その効率的な執行・経費の削減に努め、民事手続きの活用については、慎重な検討のうえで対応すること。
- 4 デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、新時代の公共放送の在り方について、広く国民の意見を聴取し、検討を進めること。

右決議する。



○ 参議院（第163回国会 平成18年10月20日 総務委員会）

日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議

一連の不祥事を契機とした日本放送協会に対する国民・視聴者の不信感はいまだ十分に解消されず、受信料の不払い・保留の増大は、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

参議院総務委員会は本年三月のNHK予算の承認に当たり、信頼回復への取組を求める附帯決議を行っているが、ここに改めて、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、協会及び政府に対して、左記の事項についてその実現を求めるものである。

- 1 協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。また、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。
- 2 九月に公表された「NHK新生プラン」については、国民・視聴者の理解を得るため、より具体的な改革の姿を早急に明示するなど、信頼回復につながるものとなるよう取り組むこと。
- 3 協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点から、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進による契約の締結と収納の確保に最善を尽くすこと。これらの取組によっても公平負担の確保がなされない場合における民事手続きの活用については、国民の意見に十分配慮し慎重な検討をした上で行うこと。
- 4 協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 5 デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方について、広く国民の意見を聴取し、検討を進めること。

右決議する。

